

- | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|---------|-----|------|
| 全電通 | 二〇〇〇 | 全農林 | 六〇〇 | 動勞 | 四〇〇 | 全林野 | 三〇〇〇 |
| 都市交 | 六〇〇 | 全専売 | 三〇〇 | 全水道 | 四一三 | | |
| 鉄鋼勞連 | 一一〇〇 | 合化勞連 | 一五〇〇 | 私鉄総連 | 二〇〇〇 | 炭勞 | 三〇〇 |
| 全金 | 五〇〇 | 全日通 | 五〇〇 | 他 | | | |
| 中立関係 | 二八三六 | 地評関係 | 一八〇〇 | (合計) | 二二六、〇六七 | | |
- (3) 白浜研一郎「明日のオリンピック序曲——労働者スポーツ祭典の意義——」『総評』新聞、一九六四年二月二三日付。
- (4) 一九六七年度行事計画、第二回常任理事会、前掲『活動の記録』三八頁。
- (5) こうした背景には、六〇年代から七〇年代にかけての、企業と地域における支配構造の分析、そしてその中での各スポーツ組織のより詳細な検討が必要になる。現に、新日本体育連盟も当初は「職場、地域、学園」にその組織建設を目指していたが、特に七〇年代に入ってから諸々の新体連攻撃の中で、その活動の主陣地が地域に制約されてきた歴史もあるからである。詳細は第四期で検討したい。

こうした中で、「全国スポーツ大会も、その会場確保が容易でなくなり、余暇の多面的利用の風潮、休暇と費用、企業の姿勢の変化などが反映し、参加層も多くは期待できなくなった。協会加盟団体の増加も思うにまかせず、財政面でも、いわゆる「自転車操業」の域を出ない実態であり、現状のままでは発展性は乏しい」状況であった。

その後、労働者スポーツ祭典が開催されたかどうかは記録からは伺えない。しかしこの資料『活動の記録』に拠れば一九七五年、六年と続けて日本体育協会との懇談が設けられ、特に後者は東京築地の料亭にてなされている。これ自体は体協からの呼び掛けで労働四団体代表との懇談会となっている。ここには主要には二点が示されている。第一は七一年以降、体協としても進めてきた国民スポーツ振興、向上がママさんバレーや少年スポーツなどの部分的な成果はあっても大きなものとはなっておらず、そこでより一層の成果を生むためには職場・地域での影響力を持つ労働四団体やスポーツ振興を強調するよう期待するというものである。そして第二はその為にも労働四団体がスポーツに関わって何等かの形で一つにまとまらないかというものである。

前述の新日本体育連盟のように「国民スポーツ」を目指して七〇年代に急激な成長をして行くのとは対象的に、日本労働者スポーツ協会はその派手な打ち上げの割りにはその後の活動実態も組織実態も曖昧化していった。

なお、一九九〇年代の日本労働者スポーツ協会は、その一支部である東京労働者スポーツ協会（略称・東京労体協）のみが残り、メーデー時のスポーツ行事を開催している。

- (1) 荒川智行『『余暇』と企業内レクリエーション・スポーツの問題―労働者・労働組合の対応をめぐって―』『文化評論』第一四三号、一九七三年六月号、二七頁、
- (2) その割当数は次の通りであり、支持基盤が分かる。

日教組	二〇〇〇	国労	三〇〇〇	自治労	二〇〇〇	全通	二〇〇〇
-----	------	----	------	-----	------	----	------

球、卓球、バドミントン、陸上競技の五種目である。祭典予算の主要な部分は、各単産の参加券（一枚二〇〇円）消費によって賄われた。⁽²⁾

祭典は成功裡に終了した。こうした大会から将来はオリンピック選手の輩出もと、その意気は高かった。⁽³⁾

しかしその後の活動は、決してスムーズに進行したわけではない。

「産業構造の変化に応じた合理化の一環として、労働者の余暇管理、スポーツレクリエーション対策が資本にとって、大きい位置を占めてきている現在、労働運動のなかで、文化スポーツ活動が、どの様な立場で、どのように組織されているかは、ほとんど語られていない。⁽⁴⁾」

残念ながらこれが実態であった。したがって「基本的な文化・スポーツ政策から組織論まで討議できる活動家の集会を開催する」ことが方針としても要請されていた。それでもこの間、メーデー行事への参加、巡回スポーツ教室の開催を行い、さらには「中央勤労者スポーツ・センター」の設立も構想された。七〇年には、ソ連や東ドイツなどからの参加者を得て「国際スポーツ協力シンポジウム」も開催されている。

しかし既に述べたように、労働運動をめぐる諸困難の中で、スポーツの位置付けは重視されず、各単産あるいは地域連における地域予選もままにならず、全国祭典への参加も、資金不足、準備不足で減少してきていた。七一年度の活動方針は次のように述べている。

「支配階級による、全人的な二四時間管理とでもいうべき労働者対策は、いまや、情報化社会の在り方、地域コミュニティ形式余暇管理を一体として進められている。われわれは企業による余暇管理が、明らかに労務管理の一環であることを指摘してきた。しかし現実には、労働運動における文化活動は、資本の側にある余暇管理が強められているのに比べ、組合側の対策の遅れが指摘される。」

会長（１） 副会長（４） 理事長（１） 参与会長（１） 常任理事（若干名） 事務局長（１） 事務局次長（２）

会計監査（２）

そして初年度の運動方針は次の九項目である。

ア 各級労働者スポーツ協会の設立

イ 労働者スポーツ祭典の開催

ウ 職場スポーツ祭典の開催

エ 各種カンパニア

オ 設備要求運動

カ 国際交流

キ 機関紙の発行（情報紙『労働者スポーツ情報』、機関誌『スポーツマン』発行予定）

ク 会員の組織化

ケ 財政確保について

(3) 沿革

日本労働者スポーツ協会の活動は、資本側の職場のレクリエーション組織化の強化、一方で労働運動における組合幹部全体のスポーツの位置付けの弱さ等の組織状況の中⁽¹⁾にあって、あまり進展したとはいえなかった。

それでも毎年秋には労働者スポーツ祭典が開催された。第一回は一九六四年十一月二、三日に国立競技場を中心に二九都道府県、八六五名の代表選手、延べ三九、〇〇〇名の応援で開催された。種目は柔道、バレーボール、軟式庭

争意識・企業意識をあおられ、東京オリンピックも、そのためのショー化してしまふ危険がある。

⑤精神労働からの解放は、スポーツを通じて可能であり、とりわけ青年男女の立場は、支配階層の高度成長策の技術革新、合理化進行の中で、身体がむしばまれていることに注意すべきである。

⑥スポーツの大衆化は思想・信条の垣根をこえ、相互理解と協力を進め、労働者の団結を強める役割を発揮する。企業意識を取り払い、産業別、地域別の交流活動にも貢献する。また幹部と大衆との接触交換の機会となり組合を身近なものとする。同じく、「労働者スポーツ憲章」は全体で三章二二条構成であるが、第二章以降は組織規定である。したがってここには第一章原則の三条のみを記載する。

第一章 原則 一〜三条

第一条 労働者スポーツ活動の目的は、労働者がスポーツをつうじて、楽しみつつ、みずからの身体をきたえ、すすんで互いの連帯を強めて労働運動の発展に貢献し、社会生活を豊かにすることにある。

第二条 この目的にしたがって、スポーツを親しむことは、日本国憲法に保障された「健康にして文化的な生活を営む」権利の欠くことのできない一部分であり、何人によっても、これを侵されてはならない。

第三条 労働者スポーツ活動は、アマチュアスポーツ活動の真義を正し、そのあるべき姿をもって実践する。

第二章 日本労働者スポーツ協会 四〜一六条

第三章 労働者スポーツ祭典 一七〜二二条

(3) もっともこの企画は、組合意識が変化しつつある中で、若手組合員の組織化をねらった「組織事情」をねらいとして指摘されている。〔朝日新聞〕一九六四年一〇月二六日付〕尚、祭典の役員は実行委員長太田薫、副委員長竹花勇吉。

(4) 同右、一三頁。

(2) 組織・機構・活動

運営のために全国理事会、常任理事会、参与会の機関を置いた。そしてその役員構成は次のようである。

ピック直後の国立競技場で、オリンピックに参加したソ連他の東欧諸国選手の参加をも得ながら、開催された。⁽³⁾これを踏まえて、祭典実行委員会では二月二六日、「祭典の経過報告と労働者スポーツ協会設立について」を内外に発表し、協会設立を具体的な日程に上らせた。

「今日、支配階級は、スポーツを大衆支配の手段として利用し、資本側は企業や官庁単位のチームづくりと選手養成に偏重している実情である。労働者スポーツ協会は、この現状を打破し、労働運動の場で、スポーツを真に「大衆化」するために、全国の労働組合、総評組織を通じて、積極的に組織化を図る」として、情勢判断と方針を提起した。

こうして「日本労働者スポーツ協会」が発足した。（一九六五年五月一〇日）

（１）「誰がためのオリンピック——明確になった政治現象」『総評』新聞、一九六四年九月一八日付。

（２）日本労働者スポーツ協会『活動の記録一九六三—一九七六』。この資料は国立競技場内の秩父宮記念スポーツ図書館に限り版刷りで存在する。

六月八日の「よびかけ」は以下のようである。（一—三頁）

①国民の大多数は健康と喜びに溢れるスポーツに期待しているが、このスポーツが真に大衆のものになっていない。

②多くの観る、聞く、読むという方法でスポーツに接しているが、現在のマス・スポーツは特定の選手中心で、国体や各種選手権大会だけがそのすべてのようになっており選手間でもスター偏重の傾向が露骨である。

③第二にアマスポーツが「商業宣伝への利用」に動員され、雇用される傾向が、アマスポーツの特質をゆがめ「スポーツは選手がやるもの」という錯覚があり、観る楽しみになって、自分で行うには金と暇とがないからである。これらは政治の貧困に起因し、同時に支配階級は、彼等のイニシアチブでスポーツを大衆の支配手段としている。

④支配階級は大衆の要求の強さを知って、企業や官庁、経営単位のチーム作りと選手養成をやり、この範囲で諸施設を作っている。プロスポーツを企業として手がけ、大衆の要求のハケ口を作って、儲け主義に徹しているし、労働者は他企業との競

3 日本労働者スポーツ協会

(1) 創立と背景

六〇年まで続いた労働省・日体協主催の労働組合体育大会も終了し、労働者を対象とする全国的なスポーツ大会は消失していた。この時期、六二年のヘルシンキ世界青年学生平和友好祭への参加を通して、あるいは中国やソ連を通じて総評には労働者スポーツ団体の確立が呼び掛けられていたといわれる。

こうした中で情勢は「オリンピックははっきりと政治現象として姿を現し」、「東京オリンピック―明治維新百年祭―安保再改定とつづく長期政治プログラムの第一号―体制安定ムードをつくる絶好の機会として、君が代・日の丸という私生児にシンボルとしての認知を与える運動の場にされつつある」として総評は危機感を強めつつあった。また、既に民主青年同盟が六三年六月から「全国青年スポーツ祭典」を開催し成功させていた。こうして総評は一九六三年七月二五日から行われた第二三回総評定期大会では労働者のためのスポーツ組織づくりの方向を打ちだし、以降その構想について検討を開始した。

翌六四年には総評の岩井事務局長他が発起人となり、設立準備会を発足させ中央における労働者スポーツ祭典の開催と恒常的な組織としての「労働者スポーツ協会」設立へ向けて、具体的な準備を開始した。四月に入ると発起人らは日本体育協会の幹部と交渉（四月二三日）したり、国際的にILEO加盟一五カ国のNOCに対して設立のアップールを送付した。六月八日の祭典全国実行委員会では「よびかけ」並びに「労働者スポーツ憲章」を発表した。総評は七月二四日、「第一回日本労働者スポーツ祭典を成功させるための決議」を採択し、他方日体協も九月二日に支援を約束した。

こうして第一回日本労働者スポーツ祭典が、一九六四年一月二、三日に総評・中立労連の主催として東京オリ

新体連の活動を各地域で支えた人達の多くが、民主的な学校体育の発展を担う体育教師であった。多くのサークルが、多くの地域に結成されたが全国的なものとして二つ挙げておきたい。一つは教育科学研究会・身体と教育部会であり、もう一つは学校体育研究同志会である。⁽¹⁾前者は一九五二年再結成された同研究会の中の分科会であり五六年から身体と教育部会として現在に至っている。当初は教育学者・城丸章夫の役割が大きく、城丸は教育研究者のかたわら体育・スポーツにも造詣が深く、五五年には論文「体育の正しいあり方を考えるために―体育についてのうったえ」を発表し、体育界の旧い体質を暴露すると同時に革新の展望を示した。城丸はその後多くの注目すべき論文を発表してきた。六五年の新体連の創設ではよびかけ人の一人となり、先の格調高い「創立宣言」の草案者といわれている。この身体と教育部会に結集した教師たちも新体連を支えた。

そして後者の「同志会」は一九五五年に和光学園において丹下保夫を中心に発足した。既存の指導法の多くが、選手養成中心、しかもその教材は要素の寄せ集めであるから子ども「おちこぼれ」が生ずるとして批判した。そして子どもの興味を大切にしながら、教材の系統性を再構成した。こうして「中間項理論」となり、そしてこれは有名な「ドル平泳法」の完成へと向かっていった。「同志会」の理論と実践の教訓もまた、新体連の発展にとっては不可欠な力であった。

こうした科学的・民主的な体育研究団体はそれ自体での発展を遂げつつ、一九七〇年には諸団体が一堂に会しての第一回「体育・スポーツ全国総合研究集会」が東京で開催された。新体連はこの事務局団体として貢献し、二四都道府県から三五三名が参加した大集会の成功を支えた。

(1) 内海和雄『体育科の学力と目標』青木書店、一九八四年、一九七頁。

五名となった。矛盾は形成されていた。つまり組織確立の大命題への努力のなかで、六八年の第四回大会では、新体連は専門家、指導者集団であり、サークルはスポーツ愛好者の集団であるという性格規定の定式化がなされた。ここに指導者―被指導者という「車の両輪論」が生じた。これにより組織の固定化、閉鎖性を招き、先のような下降へと連なっていた。

したがって七〇年の第六回大会では、新体連は狭い専門家だけの集団ではなく、広範なスポーツ愛好者や専門家などの個人も入れる「大衆的な体育・スポーツ団体」であることを再確認した。具体的には第一に、新体連はまさにスポーツ団体であり、労働組合や政党や研究団体ではないこと、第二は、そうかといって新体連は単なるスポーツ団体ではなく民主的スポーツ団体であるということ、そして第三に新体連はスキーや登山などの単一種目組織ではなく、それらを統合した総合的な組織であるということである。

また個人加盟制ではなく、クラブ・サークルなどの団体加盟の道が七三年の第八回大会で規約化された。こうして連盟は基本的にはクラブを基礎とする体育・スポーツの総合的な組織形態を確立した。

その後の発展は、第四期で展開するが、七二年の第七回大会時の現勢力は一、一九六名であったが、八〇年の第三回総会時には約三六倍の四二、七二四名に成長した。その内実は全国種目組織の結成に支えられたクラブ・サークル数の増加に起因しているといえよう。⁽²⁾

(1) 永井博「民主スポーツ運動の伝統と発展」『文化評論』一九七三年六月、五三頁。

(2) 和食・伊賀野「二〇周年を迎える新体連」『前衛』第五一六号、一九八四年二月。

(3) 民間教育研究団体

園において結成されることを意図とした。そして事業は具体的には次の九つが提案された。

ア 自主的、民主的な体育・スポーツ・サークル、クラブの育成と指導。

イ 体育・スポーツの大衆的普及のなかで指導者・選手の育成。

ウ 体育・スポーツの研究會、講習會などの開催。

エ 各種競技會への協力と開催。

オ 体育・スポーツ施設・用具の整備・拡充・開放運動への協力と推進。

カ 自主的、民主的な体育・スポーツ活動のためのセンターの運営。

キ 諸外国との体育・スポーツ交流。

ク 連盟機関紙、誌の発行と各種体育・スポーツ書の刊行。

ケ その他本連盟の目的達成に必要ないっさいの事業。

これらの方針は、日本のスポーツ界の民主化と同時に、スポーツがしたくても「暇がない」「金がない」「場所がない」青年たちが、「いつでも、どこでも、だれでも」がスポーツをできる条件をつくるための切実な要求でもあった。

（１） こうした組織方針は、スポーツ活動の特性には合致していない。したがって第六回大会以降に議論され、第八回大会においてサークル加盟を基本とする組織に変更された。

（２） 第二回大会決議（一九六六年）にはじめて登場する。

④ 飛躍

一九六五年に三五〇名で出発した組織は六九年には二、五〇〇名にまで伸展するが七〇年には半減以下の一、〇七

都の援助を要請した。またスポーツ活動としては「水泳教室」「海の祭典」等の行事も開始され、学習面としては夏季ゼミナールの開催や出版では『働くものの空手』『働くものの登山』『働くものの野球』『働くもののスキー・スケート』『働くものの水泳』が発行された。

(1) 新日本体育連盟「第二回全国大会決議」一九六六年一〇月一七日。

③基本方針

第一回大会決議（一九六五年）、規約は大きく三つの柱から構成されている。第一は「日本の体育・スポーツの現状」であり、勤労大衆の切実なスポーツ要求の向上がある一方では、スポーツ施設、用具の不足が深刻であること、そうした中で学校体育、社会体育の一定の行政分析を踏まえながら、民主的な発展が強く要望されていることを提起した。

第二の「『新体連』創立の意義と役割」では、先の現状を憂慮した研究者、教師、選手、コーチ、活動者が、これまでの全国青年スポーツ祭典の活動を基礎に、自主的・民主的スポーツ活動の確立と発展を願って、新しい組織を創設したのである。連盟の目的は次の三つである。

ア 体育・スポーツ活動の自主的、民主的発展をたすけ、その大衆的普及につとめる。

イ 体育・スポーツ研究の自主的、民主的発展につとめ、その理論的向上をはかる。

ウ 体育・スポーツ活動を通じて諸民族の平和と友好の促進につとめる。

第三には、「『新体連』の組織と事業について」であり、先の目的追求の組織と事業である。組織は個人加盟の全国組織であり、その基礎は班である。班は地域の本部、支部の指導を受けて活動する。⁽¹⁾こうした班が、職場、地域、学

②組織機構

労山が地域連盟の結成を先行させたのに比して、新体連の場合は全国連盟が先行し、地域連盟が続く結成となった。これは既に労山という組織がモデルとして存在し、しかも青年スポーツ祭典の実績があったからであろう。六五年にはすぐに福岡県連盟、そして六六年に入ると宮城県（一月）、長崎県（二月）、京都府、新潟県（三月）、東京都、北海道（四月）、神奈川県（五月）、大阪府（六月）、福井県（七月）、長野県、岡山県、埼玉県（九月）、石川県、福島県、静岡県（一〇月）、和歌山県（十二月）の一六連盟それぞれ結成された。そして六七年も兵庫県、高知県、愛媛県、愛知県、秋田県、富山県、群馬県の七連盟の結成が続いた。こうして各地に県連盟が組織され活動を開始したが、まったくの初心者が始どであり、「⁽¹⁾どうして人を集めるのか」「場所や用具はどうするのか」といった基礎的な悩みからの出発であった。

こうした悩み、諸困難の克服のためにも学習は必須であり、既に六六年五月には第一回「中央スポーツ学校」が長野県軽井沢で二五都道府県から五三名の参加を得て開催された。これはその一〇月に『民主スポーツの基礎理論』として出版された。内容は第一課日本の体育・スポーツ、第二課民主スポーツの原則、第三課スポーツ運動の組織化、第四課トレーニングの理論と実際という四課構成である。これはまさに基礎理論のテキストとしてその後長く活用された。

当時の新体連の組織は創立宣言の中にあつたように、個人加盟の全国組織であつたが、地域組織も脆弱ながら、全国組織の財政を相対的に優先させながらその確立を図つた。六七年三月には機関紙『民主スポーツ』を創刊し、定期発行がされた。六月にはその年の四月の統一地方選挙で誕生した美濃部革新都知事と懇談し、民主スポーツ運動への

日本の近代スポーツの歴史は一九二二年のストックホルムオリンピックへの出場のためにその前年に結成された大日本体育協会が直接的な契機とされている。それ以降五十余年にして、日本の勤労大衆は、日本のスポーツ史上、初めて、自らの拠点と知識を持つことができたのである。⁽²⁾

(1) 新日本体育連盟のよびかけ

新日本体育連盟は、体育・スポーツを愛好する日本のすべてのみなさんによびかけます。

体育・スポーツが少数のひとの独占であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません。

長い間、日本の大衆はこの権利を享受することをはばまれてきました。体育・スポーツをもっとも必要とする勤労青少年が、こんにちなお、体育・スポーツからはなだしく遠ざけられているという一事をみても明らかです。

近年は体育・スポーツを軍国主義の推進の道具としたり、民主的運動への対抗物として利用しようとする動きさえでています。

しかしいまや各地にサークルや自主的競技大会を組織するという根強い活動が、劣悪な条件を克服して勤労大衆自身によってすすめられています。専門家、研究者のあいだには大衆と結合してみずからを発展させ、また普及に奉仕しようという動きが生まれています。これは民主的体育、スポーツ運動の新しい夜明けをつげるものです。指導者、研究者、教師、クラブやサークルの活動家のみなさん、いまこそ手を結ぼうではありませんか。わたしたちの力を大きく結果しようではありませんか。新日本体育連盟（新体連）は真に自主的な組織として体育・スポーツの普及と発展を願うすべての人を対象とした個人加盟の全国組織です。それは大衆の体育・スポーツ活動のために必要な指導と援助をおこない関係者みずからの生活と権利を守り、研究と実践を発展させることを目的としています。したがって既成の体育・スポーツ組織・団体への所属・加盟をなら妨げるものではありません。また体育・スポーツの新しい働き手として、これから伸びようとする青少年の加入を歓迎するものです。

体育・スポーツを愛好する日本のすべてのみなさん、団結して大衆の新しい体育・スポーツの時代を開きましょう。

(2) 新日本体育連盟『民主スポーツの基礎理論』日本青年出版社、一九六六年、三五頁。

（３）「体育・スポーツの真の発展のために」西沢富夫、『アカハタ』一九六四年一〇月二四日付。（『日本共産党の体育・スポーツ政策』日本共産党中央委員会出版局、一九七四年八月、一二頁以降）

（２）新日本体育連盟

①発足

第三回全国青年スポーツ祭典は一九六五年十一月一―一四日に国立競技場を中心に三―都道府県四二、〇〇〇人が参加して行なわれた。そしてその第二日目の一二日には、それまでの数度の結成準備会を踏まえて、「新日本体育連盟（略称・新体連）」が結成された。会場の東京九段会館には二五都道府県三五〇名が参加した。さらにこの前月の一〇月一日に「日本勤労者空手道会」も結成されており、空手の民主的発展への展望が示された。

さて、新日本体育連盟の創立宣言はすでに青年スポーツ祭典のアピールにもあった、青年のスポーツをする権利を単に青年のみのこととするに止まらず国民一般に敷衍し、スポーツの歴史的な総括の上にスポーツの民主的発展の課題を明確化した。そしてそこには国民のスポーツをする権利Ⅱスポーツ権の明白な提案を行った。これは、ヨーロッパ諸国のスポーツ理念、政策に匹敵するものであるが、そちらではスポーツ権が明記されるのは一九七〇年の「レジャー憲章」、一九七五年の「ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章」以降であるから、新体連の提起は文章化としてのおそらく最も早い提起ではなかろうか。

その第二節に述べられている、「体育・スポーツが少数のひとの独占物であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません」という文章それ自体がいろいろな所に引用され、さらにはスポーツの社会権の主張として確認されてきた。

とする立場から、既存のスポーツ界の民主化の課題やスポーツに接近できない多くの国民のための施策を提案するが、そうしたスポーツ愛好者の要求を基礎とする地域のおよび全国的な民主主義的スポーツ組織⁽³⁾の設立が急務であると訴えた。ここでは先の日本勤労者山岳連盟が具体的なモデルとされている。そしてこの中には、この一週間後に予定されていた総評・中立労連主催の「日本労働者スポーツ祭典」をも視野にいれ、労働組合のスポーツ活動にも原則的な発言をしている。

一九六五年六月二一日には全国青年スポーツ祭典実行委員会が柳田謙十郎会長名で「新日本体育連盟（仮称）」発起人への参加を呼び掛けた。

(1) このアピールは当時のスポーツ情勢を判断する上で貴重である。

「米日反動勢力は日韓会谈早期妥結、ボラリス潜水艦日本寄港、残忍な合理化と物価値上げ、大管法改悪などの政策にみられるように侵略と戦争準備を急速にすすめています。そしてスポーツは彼らの政策をたすける軍国主義、大國主義宣伝、「人づくり」のための武器としてふみにじられています。平和と諸国民の友好の祭典であるべき東京オリンピックさえもこうして汚されようとしているのです。」

「スポーツを米日反動の汚れた手からうばい、祖国と青年の解放をめざす一大デモンストレーションとなることを私たちは強く確信しています。」

全国の青年男女のみなさん

スポーツ愛するすべての青年のみなさん

『若者よ身体と心をきたえよう！独立と平和をわれらの手に！』のスローガンのもと、全青年の力を結集し、第一回全国青年スポーツ祭典を盛大にひらき、必ず成功させましょう！

(2) これ以降、政党として体系的スポーツ政策を提起している唯一の政党であることは、すでに七〇年当時の保健体育審議会答申をめぐる状況の中で触れた。

ミントン他である。

この祭典の第一回実行委員会への世話人会「報告・提案」では働く青年が実際に「スポーツをやる権利」とそれを実現するために自治体が条件整備をするように要求するという箇所が随所に認められる。これはいうならば日本における国民の「スポーツをする権利」の最初の自覚化であろうことを、ここに強調しておきたい。

この六三年四月には、前年のアジア大会でのしこりから、インドネシア大統領スカルノはアジア、アフリカ、ヨーロッパ一二カ国よりなる新興国競技会（GANEF）の誕生を宣言し、同年一月にジャカルタで第一回の競技会を五一カ国の参加で開催した。

オリンピックの六四年に入ると、東京太田区のも摩川河川敷六郷ゴルフ場の開放をめぐって、太田区青年スポーツ祭典実行委員会、民青太田地区委員会など三五団体を中心に、その開放を実現し、スポーツ施設建設、開放運動に大きな刺激を与えた。そしてこの年、第二回全国青年スポーツ祭典が東京武蔵野陸上競技場を中心に三二都道府県から二万人の参加で開催された。

東京オリンピックの最終日の一〇月二四日、日本共産党スポーツ対策委員会責任者西沢富夫は「体育・スポーツの真の発展のために」を機関紙『アカハタ』に掲載した。国際的にはIOCの民主化とGANEF支持を表明し、国内的には日本のスポーツ構造、情勢の体系的な把握のもとに、党の綱領、そして第八回大会報告決議の立場から国民のスポーツ発展を提起したものである。これは政党としては初めての体系的スポーツ政策として、関係者の間には強い感銘を与えた。⁽²⁾

「わが党と民主勢力にとっては、体育・スポーツの問題は、なによりもまず広範な青少年と勤労者が自分の身体と精神をどんな困難や障害にもたえるように鍛えあげたいという要求と権利を擁護する活動でなければならない。」

的な再建総会の役割を持ったのである。⁽¹⁾

この登山祭典当時、五〇〇名前後であった全国組織も五年後の一九六九年には五〇〇〇名近い組織に成長した。そしてこの六九年には第六回総会、そして第一回登山研究集会の中で「労山運動」の理論化へ向けた地道な活動が続けられ、こうして新たな飛躍へと向かっていったのである。

(1) 日本勤労者山岳連盟「労山『中央登山学校』テキスト」(一九八六年版) 一六頁。

2 新日本体育連盟

労音、労演、「うたごえ」のような文化運動の高揚、そして労山のようなスポーツ運動の高揚の中で、六〇年安保以降急速にその影響力を伸展させてきた日本民主青年同盟(民青)では、青年の高まるスポーツ要求に応え、さらには上からの組織化が進む東京オリンピックへの対抗から、青年を中心としたスポーツ行事「民青まつり」(一九六二年)を開催した。これ以降、日本におけるスポーツ運動の胎動が始まる。

(1) 全国青年スポーツ祭典

このエネルギーを基礎に、翌六三年の二月二六日に民青中央委員会は「青年スポーツ祭典」の開催を呼び掛けた。これには労働組合、青年団体など二二団体一個人が世話人会を構成し、実行委員会を結成した。ここでは「若者よ身体と心をきたえよう! 独立と平和をわれわれの手に!」をスローガンとするアピール「第一回全国青年スポーツ祭典を成功させよう!」が採択された。

この第一回全国青年スポーツ祭典は六三年六月二九、三〇日の二日間、神奈川県三ツ沢競技場公園を主会場に三二都道府県から三万人の参加を得て開催された。種目は陸上競技、運動会、バレーボール、ソフトボール、野球、バド

な住みよい社会であることも愛してほしい。そして登山の正しい大衆化のために力を出していただきたい」と。

以上のようなわけで私たちは、勤労者のための正しい登山運動を促進させてゆくことの必要性を痛感し、ここに勤労者山岳会を作ることになりました。

この運動を発展させるために、勤労者の皆さんの積極的な参加と、各方面の活動家、業者の皆さんのご協力をお願いする次第です。

一九六〇年四月

勤労者山岳会

発 起 人（五十音順）

伊藤正一 木村禧八郎 黒田寿男 小林国夫 高倉テル 田中澄江
田辺和雄 谷口千吉 中島健蔵 平野義太郎 深田久弥 袋 一平
松本善明 丸木位里 丸木俊子 山本薩夫

（5）「当面の文化活動についてお願い」（一九六〇年七月一日、総評）前掲『登山研究』第二号、四二頁。

（3）日本勤労者山岳連盟

その後桐生市、横浜市、徳島市などに地域連盟が出来たために、東京の「勤労者山岳会」を「日本勤労者山岳会」と改称した。全国の「支部」が結成されたために、全国組織としての「日本勤労者山岳連盟」が六三年七月に東京新宿で発足した。全国連盟としての機能は無かったにも拘らず、各地に勤労者山岳会が次々と結成され独自に活動を発展させていった。そのために全国連盟に対しても指導と援助を求める声が高まり、全国連盟としての確立が要請されていた。この様な折り、六五年八月に全国青年スポーツ祭典実行委員会（後述）の協力を得て第一回全国勤労者登山祭典を長野県上高地で開き、これには三二都道府県から九一名が参加した。そして同時に開かれた第二回総会の実質

毎年、数か月をアルプスの奥地でくらししていると、わたしたちは山にいて里を恋しく思います。山での生活はわたしたちに人間社会の意義を教え、人間同志が力を合わせて生きていかななくてはならないことを教えます。

また一方、都会の勤労者の中だからこそ、わたしたちは山を美しいと感じる心を持つことができるのだと思います。だから勤労者こそ、真に山の美しさを知り、また登山によって、よりよい平和を社会をつくるために働くことよろこびと勇気をあたえられる人たちではないでしょうか。

官僚的登山組織

全国の各地には、観光関係や遭難対策のおおやけの組織がありますが、それらの多くは諸官庁の役人、運輸関係会社、官僚的山岳会の役員などによって幹部が構成されており、現地でもっとも働いているはずの山小屋の経営者（またはその代表者）などはめったに幹部に加わっていません。小屋の管理者などは一級下の階級だと見られているむきがあるからです。このことは遭難対策の上でも大きな欠陥になっています。

わたしたちはしばしば「どこそこの山は自分が開いたんだ」などといって、大みえを切っている登山家を見うけます。なるほどかれらは昔、そこへ登ったかも知れませんが、かれらが登山道を作ったり、ヤブを切り開いたという話はきいたことがありません。しかし山小屋の経営者の中には、そういうことをやっている人たちが多くいるのです。われわれはこうした人たちの立場を正當に認めるとともに、かれらから山での生活の知恵をまなぶなどして、おたがいに高めあうことも必要です。

登山道徳は社会の文化性の問題

最後に、これはもっとも重要なことですが、登山家のなかには、山が大衆化されることを、山が俗化するとか、登山道徳がすたれるとかいって反対する人がいますが、このことはかえって正しい大衆指導をおこたる結果になっています。山が荒らされるのを防ぐには登山人口を制限すればよいと考えるのは大まちがいです。山の道徳といっても社会のありかたと無関係ではありません。人のいない山に道徳があるのではなくて人間社会の中に道徳が生まれるのです。山が俗化する、しないの問題はまったくこの社会の文化性の問題にほかなりません。

わたしたちは山を愛する日本の登山家にうったえたい。“あなたが山を愛するならば、この日本の社会にも目を向け、平和

近頃の遭難事故の原因をしらべると、高級技術ができないものはほとんどなく、悪天候をおかして歩いたためのものが大部分です。わたくしたちは登山の安全性の見地から、山に入っているいつも気にかけることは、まず天候の状態です。しかし、今の多くの登山者が気にかけることは、あたえられた休暇が少ないことから、まず日程や時間のことです。そのため、きめたコースや日程を消化しようとして、嵐の中でも無理に歩いたりして遭難をおかしてしまうのです。

しかも遭難がおきると、商業主義的報道機関はこのような勤労者がおかれている社会的条件は無視して、もっぱら遭難の原因を技術や装備の程度にもとめて報道します。このことはかえって登山における英雄主義をあおりたてる結果になっています。

英雄主義のあやまり

英雄主義的な考えかたは登山に限らず、ほかのスポーツにもみられることですが、登山を健康の増進とか、生活をゆたかにするためのものとして考えずに、記録を作るためには生命をかけても登ろうとします。わたくしたちは大学の山岳部の上級生が、新入生に石ころをつめた重い荷物を背負わせ、首になわをつけて、うしろから牛馬を追いたてるように棒でしりをたたきながら歩かせている光景をよく見ますが、このような方法では登山技術の向上どころか、かえってからだをこわしてしまい、記録を上げることはできません。スポーツの記録はすべて科学的な訓練による技術と体力の増進の結果であり、日常の正しい生活態度のたまものでなくてはなりません。

逃避的登山と山岳至上主義のあやまり

つぎに逃避的な気持で山に入る者、あるいは山をことさらに神聖化して社会と隔絶させておこうとするものが多くあります。ある山の仲間が、里を恋しがるものを、あれは山男ではないと軽蔑します。そしてかれらは社会生活のことは考えず、ただ山ばかり歩いているのが尊敬すべき山男だと信じているのです。このような考えかたは職場の山岳サークルなどの中にもしみ通り、同じ職場の労働者仲間と遊離したものになっているものがよく見うけられます。

登山はただ山へ登るということのほかに、社会からはなれた山奥で、きびしい自然の力とたたかいながら生活するという、生活技術の問題が大切な要素をなしています。したがって登山はわたくしたちに高い科学性と実用主義を要求し、社会のあらゆることがらと有機的なつながりをもって発展していかなくてはなりません。

しい大衆化をはばむ条件、労働条件の問題、英雄主義のあやまり、逃避的登山と山岳至上主義のあやまり、官僚的登山組織の欠陥、登山道徳は社会の文化性の問題、を柱として、当時の問題状況を極めて鋭くえぐり出し、そして新たな組織の使命を明確に格調高く謳った。

この山岳会の設立には日本労働組合総評議会（総評）も、「各単産・地評が積極的にこの運動に参加」するよう本部として呼び掛けた。⁽⁵⁾

(1) 「みんなで入ろう労働者山岳会 発会記念の夕 よびかけ」（一九六〇年五月二日開催）『登山研究』第二号、日本労働者山岳連盟、一九七六年五月、四七頁。

(2) 伊藤正一「人はなぜ山に登るか」『山と仲間』一九八四年七月号、五〇頁。

(3) 伊藤正一「私と労山（その4）」『山と仲間』一九七〇年二月、三三頁。

(4) 「趣意書」全文は以下の通り。（前掲『登山研究』第二号。）

「趣意書」

登山の正しい大衆化

最近、勤労者の健全なスポーツとしての登山がさかんになってきました。しかし一方、遭難事故なども多くなり、全国で毎年一〇〇人近くの登山者が死んでいます。したがって、「登山の正しい大衆化」が現在わが国の登山界の急務だと思います。

正しい大衆化をはばむ条件

しかし、今の日本の社会には、登山の正しい大衆化をはばむ二つの条件が存在します。

第一に勤労者のおかれた経済的、時間的條件であり、これは労働条件の問題につながります。

第二には、登山にたいするあやまった考えかたと、登山者の組織のありかたの問題です。これは日本の社会思想と深いつながりをもっています。

労働条件の問題

かつて「登山はなんらかの形で実用や生産と直接にむすびついていたものであり、大衆の生活様式からいって、スポーツ登山やレジャー登山などは必要性もなく、またそれをする余裕もなかった。」⁽³⁾それが工業社会化が進む中で近代登山が生まれてきた。日本では一九〇五年に日本山岳会が設立されているが、それ以降ウエストンを師と仰ぎ、英国的貴族的気風を手本として、登山は一部のエリートだけのものと考えられ、大衆化に反対するむきも強かった。

日本における登山の大衆化は一九五〇年代の後半に入ってからである。その多くが都市型生活者であった。と同時に遭難をはじめとする事故も増加した。こうした経緯を、自らも山荘経営者として冷静に直視してきた伊藤正一は次のように述べている。

「私は幾多の遭難による悲劇を見てきた。私のいる黒部源流地帯では（地理的特殊性でもあろうが）、遭難死のすべてが、高級技術ができなかったためのものではなく、雨風の中を歩いたための疲労凍死か、もしくはほんの常識的なことをわきまえなかったためのものであった。雨の中を歩いた理由としては休暇がなくなるから、というものが大部分であった。

これらの遭難事故がジャーナリズムで報道されるとき、こういった社会的要因は無視されて、とかくそのパティの『技術や装備がどうであったか』という観点で問題が論じられがちであった。そのつど私は、事実との大さなくいちがいを感じていた。」⁽³⁾

伊藤はやがて、「山がそこにあるから登る」（ジョージ・マロリー）のではなく、「背後に社会があるから登る」という登山観を形成する。

こうして、伊藤や松本善明らが中心となって「発起人」を募り、一九六〇年四月に「趣意書」⁽⁴⁾が作成され、五月一二日に東京千代田区公会堂に千名をこえる参加者を得て発会となった。この「趣意書」は、登山の正しい大衆化、正

こうして一九六五年度には最高に達し、会員数約二六万人、サークル数八八四一、そして延会員数は約一九〇万人となった。

しかし、六五年を頂点として、会員数は急激に下降する。この点はスポーツ団体が段々と上昇して行くのと対象的である。こうした原因として、労働条件のいっそうの激化があり、労働者が自主的な文化に浸り切れない状況がますます強まってきたことがある。しかしより直接的には六四年のオリンピックを契機とするテレビの急激な普及があり、また音楽の商品化、音楽機器の発達による文化の伝達手段の機械化などの変化が考えられる。さらに、労音への攻撃がいっそう激しさを増したこと、そしてこうした諸情勢に労音の組織活動が十分に対応しきれなかったことが等が考えられよう。⁽¹⁾

これ以上の詳細はここでの課題を越えているが、ともあれ、自主的な団体としての一つとして労時、多方面に大きな影響を与えたのである。

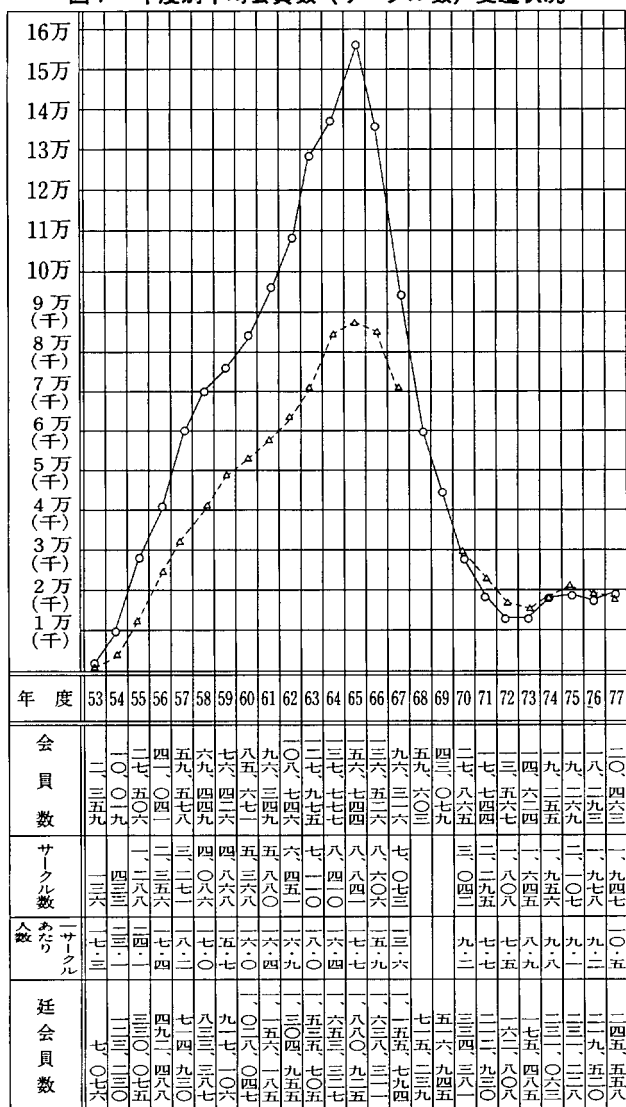
(1) 以下の資料を参照した。

- ・ 全国労音連絡会議『労音運動小史』一九六八年一月。
- ・ 朝尾直弘『大阪労音一〇年史』大阪勤労者音楽協議会、一九六二年二月。
- ・ 『東京労音総会議案書』一九七八、八二年。

(2) 勤労者山岳会

「音楽分野における労音のように、すべての勤労者が気軽に入会でき、安く、安全に、楽しく登山⁽¹⁾」できることを目指して、勤労者山岳会は生まれた。

図7 年度別平均会員数(サークル数)変遷状況



○印=平均会員数 △印=平均サークル数 総延会員数=17,813,698人

出典:「労音運動のあゆみ」『東京労音総会議案書』1978年6月。

(1) 大衆的文化運動の背景

六〇年代のスポーツ運動の形成を見る上で、それ以前から発展してきた勤労者音楽協会（労音）、「うたごえ」、労演などの文化運動が与えた影響は絶大であった。特に労音は「勤労者山岳会」結成の直接的なイメージとされたものである。したがってここで労音についても簡単に触れておきたい。

戦後直後、各分野での勤労者を中心とした文化運動がいっせいに始動する中で一九四七年九月に「関西自立楽団協議会」が結成された。関西地域の各職場音楽団体を統合して音楽文化活動を推進するという目的であった。この協議会と、当時大阪で三〇の職場の音楽サークルの指導に当たっていた須藤五郎が協力しあって、「勤労者が自分の手で民主的に運営する音楽会をひらこう」ということで労音の設立は進められた。こうして労音は一九四九年一月二四日に、四六七名をもって大阪で発足した。

その後、全国各地の労音が結成され、一九五五年二月には全国労音連絡会議を組織化した。この会議では次のスローガンが採択された。

ア よい音楽をより安く、より多くの人に！

イ 企画運営は会員の手で！

ウ 国民音楽の創造、育成をしよう！

エ 全国の労音が力を合わせよう！

その後の労音は急激な勢いで成長を遂げた。図7はその事を如実に示している。スポーツ団体が動き始める六〇年当時、労音はまさに急上昇の真っ直中にあり、毎年一〜二万人のペースで拡大した。背景には、国民の音楽要求に耳を傾けながら、企画を組んできたことがあげられる。もちろんこの過程では多くの失敗も含まれている。

- (4) 『読売新聞』一九六四年一〇月二五日付、社説。
- (5) 『毎日新聞』一九六四年一〇月二五日付、「余録」。
- (6) 『朝雲』一九六四年一〇月二九日付。
- (7) 同右、他。これ以外にも『朝雲』の煽動にはさまざまなものがある。
- (8) 朝雲新聞社編『東京オリンピック作戦―支援に参加した自衛隊員の手記―』朝雲新聞社、一九六五年、一三八頁他、全編こうした手記で飾られている。
- (9) 『東京オリンピック支援集団史』五一頁。
- (10) 防衛庁『オリンピック東京大会 協力の記録』一九六五年、「はしがき」。
尚、自衛隊の支援について触れた資料としては次のものがある。
 - ・『第一八回オリンピック競技大会公式報告書 上』オリンピック東京大会組織委員会一九六六年七月。
 - ・『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』文部省、一九六五年三月。
- (11) 表14に関して、広報課担当官によれば一九七〇（昭和四五）年以前のものには存在しない。ここでは一九七一〜七四年、八八〜八九年度分を挙げる。

五 スポーツ運動の台頭

一九六〇年代を「戦後日本スポーツ体制の確立」と称するもう一つの根拠は、スポーツ分野においても国民の自主的・民主的な運動が形成されたことである。それは七〇年代に入ると急速に成長し、世論及び政策的にも一定の影響を持つようになる。ここではそれらの組織の形成過程を素描する。

1 日本勤労者山岳連盟

(これ以前は無)

表 14 主要な部外運動競技会への協力状況

東部方面隊

年度	運 動 競 技 会 名	時 期	担 任	支援人員 (延べ)	支援車両 (延べ)
昭和46	第 27 回国体スケート大会	昭和46年1月	第12師団	583 名	83 両
47	千葉国体リハーサル大会	47 年 6,7,9 月	第1師団 空挺団	618 名	121 両
	第 49 回東京～箱根間駅伝競走	48 年 1 月	第 1 師団	64 名	50 両
	冬季国体リハーサル大会	〃 年 1 月	第12師団	3,102 名	330 両
	第 28 回冬季国体スキー大会	〃 年 2 月	〃	4,843 名	600 両
	ワールドカップアルペンスキー大会	〃 年 3 月	〃	1,560 名	600 両
48	茨木国体リハーサル大会	48 年 ^{5,7,11,2} 月	第 1 師団	1,448 名	302 両
	汎太平洋国際馬術大会	〃 年 8 月	〃	42 名	15 両
	千葉国体 (夏季大会)	〃 年 9 月	第1師団 空挺団	867 名	215 両
	千葉国体 (秋季大会)	〃 年10月	〃	4,354 名	918 両
	身障者スポーツ大会	〃 年10月	第 1 空 挺団	670 名	120 両
	第 50 回東京～箱根間駅伝競走	49 年 1 月	第 1 師団	98 名	70 両
	静岡県スポーツ祭, 冬季大会	〃 年 2 月	〃	114 名	21 両
49	第 29 回国民体育大会 (夏季大会)	49 年 9 月	第 1 師団	3,216 名	492 両
	〃 (秋季大会)	〃 年10月	〃	6,679 名	2,182 両
	第 10 回全国身体障害者スポーツ大会	〃 年11月	〃	325 名	47 両
	第 51 回東京箱根間往復大学駅伝競走	50 年 1 月	〃	120 名	56 両
	第30回国民体育大会冬季大会スケート競技会	〃 年 2 月	〃	591 名	68 両
	第24回全国高等学校スケート競技選手権大会	50 年 2 月	第 1 師団	313 名	33 両
	75 スキー・ワールドカップ苗場大会	〃 年 2 月	第12師団	920 名	50 両
63	全日本銃剣道大会	63 年 4 月	第 1 師団	47 名	4 両
	全日本青少年銃剣道大会	〃 年 7 月	〃	40 名	4 両
	富士登山駅伝競走大会	63 年 8 月	第 1 師団	157 名	22 両
	山梨県下一同駅伝大会	〃 年11月	〃	25 名	10 両
	第 65 回東京箱根間往復大学駅伝	平成元年 1 月	〃	80 名	50 両
	全日本学生スキー選手権大会	〃 年 1 月	第12師団	1,183 名	18 両
	89FIS 国際アルペン日本シリーズ大会	〃 年 1 月	〃	240 名	36 両
	FIS 上越国際大会	〃 年 3 月	〃	770 名	100 両
平成 元	全日本銃剣道大会	〃 年 4 月	第 1 師団	47 名	4 両
	全日本青少年銃剣道大会	〃 年 7 月	〃	37 名	4 両
	第 66 回東京箱根間大学駅伝大会	2 年 1 月	〃	334 名	22 両
	FIS 長野国際大会	〃 年 1 月	第12師団	420 名	56 両
	第 45 回国体新潟県スキー大会予選	〃 年 1 月	〃	371 名	70 両
	第 39 回全国高等学校スキー大会	〃 年 ¹ / ₂ 月	〃	2,860 名	221 両
	全日本学生スキー選手権大会	〃 年 2 月	〃	1,100 名	16 両
	90FIS 国際アルペン日本シリーズ大会	〃 年 2 月	〃	270 名	92 両

出典：『東部方面隊史』陸上自衛隊東部方面隊の主要な部外運動競技会への協力状況)

表 13 国民体育大会の協力実績

開催年次	回数	大会季別	開催県	協力担当	協力・支援規模				
					人員	車両	艦艇	航空機	通信機
昭和58	38	冬	群馬	陸自	420	65			120
		夏	群馬	陸自・海自	200	25	8		145
		秋	群馬	陸自	500	180		1	150
59	39	冬	北海道	陸自	50	10			5
		冬	山形	陸自	370	45			85
		夏	奈良	陸自・海自	260	30	25		160
		秋	奈良	陸自	450	130		1	220
60	40	冬	群馬	陸自	420	50			100
		夏	鳥取	陸自・海自	190	5	3		110
		秋	鳥取	陸自	540	120		1	200
61	41	冬	北海道	陸自	550	80			40
		冬	山梨	陸自	30	15			3
		夏	山梨	陸自	210	40	7		170
		秋	山梨	陸自	480	120	1		140
62	42	冬	長野	陸自	130	20			10
		夏	沖縄	海自	190		3		60
		秋	沖縄	陸自・空自	350	55			170
63	43	冬	群馬・岩手	陸自	917	65			124
		夏	京都	海自	385	1	20		115
		秋	京都	陸自	298	59			180
平成元	44	冬	北海道	陸自	947	35			42
		夏	北海道	陸自	700	110	3		59
		秋	北海道	陸自	838	203			65

(注) 1. 協力の範囲(自衛隊法施行令第126条の13) (1) 式典に関すること (2) 通信に関すること (3) 輸送に関すること (4) 奏楽に関すること (5) 医療及び救急に関すること (6) 会場内外の整理に関すること (7) 前各号に掲げるもののほか、運動競技会の運営の事務に関すること
2. 数は概数である。

出典 国民体育大会(『防衛ハンドブック』平成元年版 203頁。)

に冠たる日本軍隊の後継者としてお目見えするに当り」自己の経歴である「近衛兵の勤務振り」⁽⁹⁾との比較等々、あたかも軍隊が主役のような錯覚さえ抱かせるものもある。それだけに、自衛隊の二つの意図、国民への浸透作戦と隊員の士気高揚のいずれにおいても、十分なる手応えを得たのである。「陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊の自衛官及び防衛大学校学生約七五〇〇名からなる協力部隊は、一糸乱れず、規律厳正ななかにも親切とスマートさを失わず、積極的に協力して関係者の期待にそむかない成果をあげることができた。なお、協力を通じて国民の自衛隊に対する信頼と理解を深めたことは望外の収穫である。」⁽¹⁰⁾とする三輪良雄防衛事務次官の感慨は、「望外の収穫」が「予定以上の収穫」と訂正されれば、あとは全面的に集約されている。

以上のような「成果」に基づき、自衛隊ではスポーツをはじめとする多くの分野への参加が活発化した。その一端を垣間見るために、国民体育大会への協力の実績（表13）と、市ヶ谷にある陸上自衛隊東部方面隊（関東甲信越）の主要な部外運動競技会への協力状況（表14）を資料として示しておきたい。⁽¹¹⁾

- (1) 「自衛隊がスポーツの普及に本腰を入れるならば、少なくとも精神的な育成、PRという二面に役立つものであり、一石二鳥の成果があるものと確信している。この見地からも自衛隊のスポーツ界への進出は意義あるものであって、今後の強力な推進を強調してやまない。」（内山喜久三「東京五輪へ期待」『朝雲』一九六一年一月三〇日付）
- (2) オリンピック東京大会組織委員会が自衛隊に対する支援業務要請決定後、防衛庁は自民党国防部会に、政府が纏めた同庁の省昇格案要綱を提出した。また臨時行政調査会（佐藤喜一郎会長）も政府から意見を求められ、昇格問題を検討したが、現段階では適当でないと結論を出していた。しかし、ここにもるように、オリンピックムードの盛り上がりの中で、防衛庁はオリンピックと省昇格問題を意図的に結合した。したがって、防衛庁のオリンピック参加は単なる参加とは異質であった。（関春南「戦後日本のスポーツ政策」『経済学研究』14、一橋大学研究年報、一九七〇年、二〇三頁）
- (3) 加藤陽三防衛事務次官「新春を迎えて」『朝雲』一九六四年一月二日付。

こうして自衛隊は、選手と同様に、支援集団も「自衛隊精神」「自衛隊魂」⁽⁷⁾を発揮して、その目的を達成した。特に組織に対しては、特別飛行研究班（開会式での飛行機・ブルーインパルスによる五色の五輪を上空に描き、式を盛り上げた）と支援集団に「一級賞状」が、防衛庁長官から送られた。

支援集団に参加したそれぞれの隊員は、「もし金メダルがあるならば第一にさし上げたい」との評価や「自衛隊以上の支援行動を行った軍隊を見たことがない」等の感想を得て、自衛官としての自信を深めた。⁽⁸⁾また、「かつて世界

表12 支援集団史

支援 群・隊	4 月	5 月	6 月	7 月
輸 送				
式 典				
選 手 村	田			
航 空				
衛 生				
近代五種		6 10 最終予選 (TOSC)		
馬 術				
ライフル 射 的	11 12 第一次選考会 (311)	9 10 全日本社会人 (311)	3 5 社会人対学生 (311)	
自 転 車 競 技				19 日産交換 (TOSC)
陸上競技	12 毎日マラソン (1st rg)			
カヌー				
漕 艇		10 22 23 ★大田一ツ郎 (空白) ☆代表 (空白)		5 早瀬 (空白)
クレー				

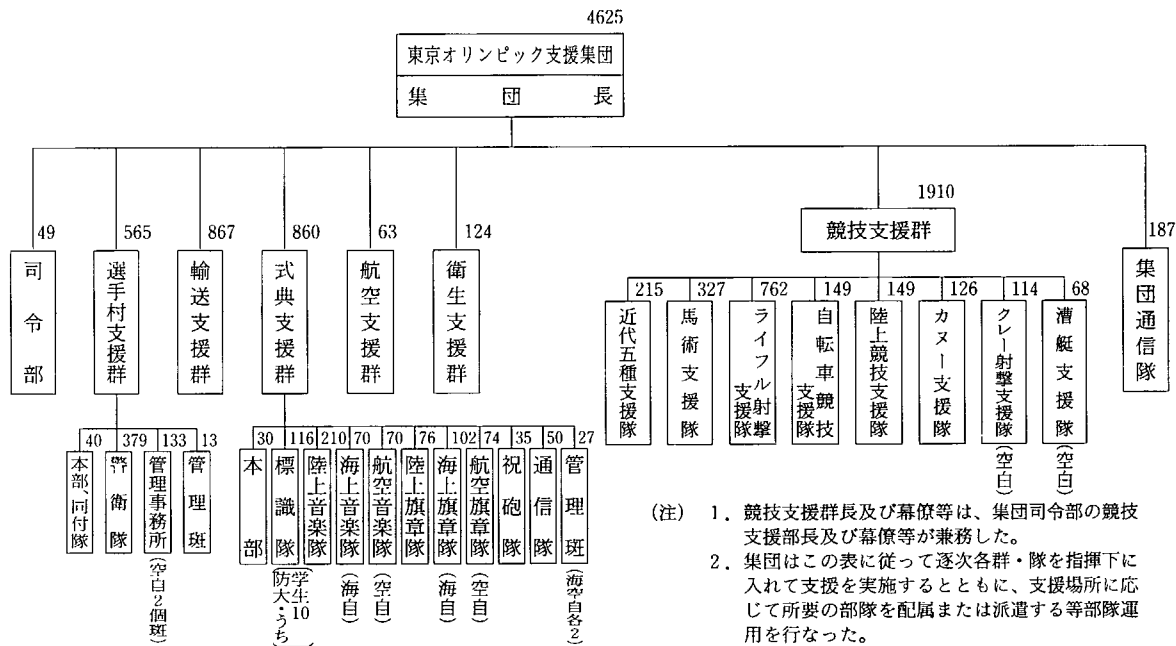
備考：予選支援 ← 公式練習支援（予行）----- 大会
出典：『支援集団史』31頁。

8 月	9 月	10 月																											11月			
		1 ~ 9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 ~ 31												
15	○	15																												●	5	
		7 (山寺) 開村式	15	29 予	27 行	23 開金式																閉金式	●									
		選手村入村式(英楽)																														
15	○	22	開村式																												●	5
		15	17 肥前映画 TV中継																												●	
		15	練習教員支持																												●	
15	○	21 24 27 28 29 30 予 行																												●		
15 17 総合馬術 最終予選(9D)		15																												●		
29 30 全日本選手権		15	練習支持																												●	
15	○	2 4 5 6 予 行																												●		
		4 6 陸上最終予選 (Isug)	15																												●	
20 21 最終予選 (1EB)		15																												●		
22 23 小艇最終予選 (空目)		15	29 予 待																												●	
28 30 全日本 (284)																													●			
28 29 クレー最終予選 (空目)		16	練習支持																												●	

支援 ——— 編成完結日○ 廃止完結日● () 内は、予選等支援の関係支援部隊

図6 東京オリンピック支援集団編成表

出典：防衛庁『オリンピック東京大会 協力の記録』



分について準用する。

(2) 陸上幕僚監部一九六三年四月、海上幕僚監部六三年五月、航空幕僚監部六四年一月。

(3) 東京オリンピック支援集団指令部『東京オリンピック支援集団史』一九六四年、四頁。

c 自衛隊の支援内容

準備過程の中で、幾度かの国体や、オリンピック大会の前年の一九六三年東京スポーツ大会の開催等に関わりながら、体制を整えていった。支援内容と組織は図6であり、六四年に入っての準備状況は表12の通りである。

d 支援の効果

そもそも支援の意図が、自衛隊の国民浸透作戦に大きな比重を掛け、それを一つの基盤にして防衛庁の省昇格問題(2)があっただけに、自衛隊の取組にも真剣なものがあつた。「任務の完遂が自衛隊の内外に対する真価発揮の第一要件であるが、部外支援という任務の特性上、部隊、個人の別を問わず、定められた任務から甚だしく逸脱しない範囲内において親切心の発揮に心掛け、また厳正、確実に動作を実施するのみにとどまらず、更にその支援に応じて『スマート』さを加えるように努力する」旨、趣旨徹底された。(3)

種々の会場での自衛隊の行動は概ね好評であつた。国内のマスコミのみならず、外国の選手・役員からも賛辞が寄せられている。「自衛隊の一糸乱れない組織と統制力を借りなかったら、大会の運営はできなかつたであらう。」(4)「愛される自衛隊」への前進は大きい(5)、さらには軍隊としての評価としてその規律の面では「世界一の軍隊」(6)等々である。

第一〇〇条の三 長官は、関係機関から依頼のあった場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行うことができる。

自衛隊法施行令

（運動競技会の範囲）

第二二六条の二 法律一〇〇条の三に規定する政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) オリンピック競技会
- (2) アジア競技大会
- (3) 国民体育大会

（運動競技会の運営についての協力の範囲）

第二二六条の三 法律一〇〇条の三の規定により運動競技会の運営について協力を行うことのできる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 式典に関すること。
- (2) 通信に関すること。
- (3) 輸送に関すること。
- (4) 奏楽に関すること。
- (5) 医療及び救急に関すること。
- (6) 会場内外の整理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運動競技会の運営事務に関すること。

（運動競技会の運営についての協力に要する費用の負担区分）

第二二六条の四 第二二四条の規定は、法律一〇〇条の三の規定により運動競技会について協力を行なう場合の費用の負担区

ンピックは異質であった。さて、第一七回のローマオリンピックでは四八〇〇名の軍人が大会運営に参加した。現在、競技規模がますます大きくなるにしたがって、軍隊の協力が慣例となってきた。⁽¹⁾ こうした歴史的経緯が、自衛隊をしてオリンピックに関心を高めさせた背景である。つまり、軍隊としての組織力・機動力なしにはオリンピックは運営されず、そのことはまた自衛隊の国民浸透作戦にとって何よりも勝った題材であったからである。

(1) 防衛庁『オリンピック東京大会 協力の記録』一九六五年、六頁。

b 自衛隊の準備過程

したがって、東京開催が決定された一九五九年直後から自衛隊は着々と準備を進めた。六〇年八月のローマオリンピックには防衛庁職員三名を派遣し、イタリア軍隊の協力状況を調査した。ところで、国民体育大会・アジア大会等での自衛隊の協力根拠が明らかでないために、防衛庁では一九六一年六月のスポーツ振興法が制定された第三八国会において自衛隊法の改正を提案し協力の法的根拠を明確にした。それは「自衛隊法第一〇〇条の三」であり、そのための「自衛隊法施行令第二六条の二、一三、一四」である。⁽¹⁾

その後、オリンピック東京大会組織委員会との調整を経ながら、一九六二年三月九日には防衛庁に「東京オリンピック準備委員会」(長官決裁)が発足した。三自衛隊もそれぞれに「オリンピック準備室」⁽²⁾を設置し、体制を整えた。そして六三年二月一〇日にはオリンピック支援の「集団指令部」の編成が完結した。⁽³⁾

(1) 自衛隊法と自衛隊法施行令の関連部分を挙げる。

自衛隊法

(運動競技会に対する協力)

たのは決して国民ではなく、自衛隊自身であることが明瞭となる。

（１）長岡民男『もう走れませんか——円谷幸吉の栄光と死——』講談社、一九七七年二月。青山一郎『栄光と孤独の彼方へ円谷幸吉物語』ベースボール・マガジン社、一九八〇年三月。川本信正「なぜ円谷は自殺したか」『スポーツの現代史』大修館書店、一九七六年五月、等参照。

（２）三宅は自らを次のように語っている。

「わたしが自衛隊に入った主たる動機は、はっきりいって東京オリンピックに優勝するために、その方が何かと都合がよろうと思ったからにはほかならない。」「わたしは、亡くなった円谷幸吉選手とちがって、どちらかというとずばるな方だ。きちっとネクタイを締め、万事、ソツなく立ち振る舞うなんていう芸当のできない人間なのだ。あれやこれやで、すっかいやり気がさし、自衛隊に辞表を出し」た。

その後、自衛隊や出身県の代議士、そして体協の説得もあり、自衛隊体育学校に復帰し、激しい練習を再開した。（三宅義信『バーベル人生』善本社、一九七三年、一一四～一五頁）。

（３）長岡、前掲書、二四頁。なお前出、川本論文にも自衛隊の側面が触れられている。

（３）東京オリンピック支援と効果

a 近代オリンピックと軍隊

近代オリンピックにおいて軍隊が主として協力してきた部門は軍楽隊による奏楽・祝砲の発射及び王侯・貴族の警護等であり、競技運営に協力したのは、第一回アテネ大会におけるマラソン競技の経過状況を騎馬隊によって伝達し、発表したなど一部であった。

しかし軍隊が大会全般に関わるのは第一回ベルリン大会（一九三六年）からである。この意味でもベルリンオリ

高揚策にとつての看板であつたのである。

そのことは、自衛隊における円谷の「持ち上げ」方に、同じ「第一級功労章」を得た三宅との比較において差異を感じるのである。これは私の穿った見方かも知れないが、「結果」から見れば三宅の方が「大きい」はずである。しかし自衛隊への「功績」からみれば両者は同じ、あるいは円谷の方が上ということになっている。だからこそ成績は違え同じ位の功労章を得ているのである。ここには二つの要因があるように思える。一つは競技の性格から来るものである。簡潔に言えば重量挙げは「マイナー」である。しかしオリンピックの華・マラソンは「メジャー」であり、そこでたとえゴール前で抜かれて三位となつたとはいへ、円谷は自衛隊員というイメージは広く深く国民に浸透した。そしてもう一点は、三宅が大学生選手として大成し、自衛隊に入隊してきたの⁽²⁾に対し、円谷は高校卒業後一隊員としての入隊であり、いわば「叩き上げ」である。この場合、隊員への士気高揚から見た場合、どちらが「強力」であるかは言うに及ぶまい。

こうして円谷は国民の期待に応えられなくなつたと言うよりもむしろ、より主要な局面は、自衛隊による期待、重圧に答えきれなくなつたと言つたほうが妥当なように思われる。円谷は関係者の誰もが認めるように、模範的な自衛官であつた。一方では自らのコンデションを崩されながら、他方ではなお勝者として期待する自衛隊の重圧、矛盾に苦しみながらも、彼は精一杯その期待に応えようと努力したのであつた。

彼にはもう一つの遺書があつた。

「校長先生、済みません。高長課長、何もなし得ませんでした。宮下教官、御厄介をお掛け通しで済みません。企画室長、お約束守れず相済みません。メキシコ・オリンピックの成功を祈り上げます。一九六八・一」⁽³⁾

こちらは前者と比較して一般的にはあまり触れられていないが、前者をも含めて読み合わせてみると、彼を苦しめ

手の占める位置はより大きなものとなっていた⁽²⁾。そうした施策を裏付けるように、六五年一月九日には陸上幕僚長より各方面総監、部隊長宛てに通達「部外における運動競技会への参加について」が出されている。これは国際競技会、全国レベルの大会に「公務」として参加できることを許可したものである。

(1) 以上、『朝雲』一九六四年一〇月二九日付。

(2) 『防衛ハンドブック』朝雲新聞社、一九九〇年版、二〇五頁参照。

(2) 円谷幸吉の栄光と死の原因

さて、ここで次の第一九回メキシコオリンピックを目指しながら、直前の六八年一月に二八歳の命を自ら断った円谷選手のことについて、一言触れておかなければならない。その原因について多くの論者は国民の期待と自らのコンディショニングのギャップに悩んだと指摘している。「父上様、母上様、三日とろろ美味しゅうございました」で始まり、「幸吉はもう走れません」と訴える彼の遺書は今も我々の目頭を熱くする。その苦悩が我々にも痛いほど伝わってくる⁽¹⁾。

しかし私には円谷が、単に国民の期待とのギャップに悩んだ結果だとするには納得しかねるものがある。否、むしろそれは事の真実を曖昧化する恐れさえ有している。というのは、円谷のコンディショニングを崩したのが彼本人というよりも自衛隊自体ではないかと思えるからである。例えば東京オリンピック後、彼は職務として、各地の講演に引張りだこである。これらはすべて本人の意思とは別に決定されている。まさに自衛隊の広告塔として、ここでもフル回転していた。当然にしてコンディショニングは乱れ、こうした状態の中で彼は再び大会に出場せざるを得ず、思う結果が出せずに焦り出している。つまり、円谷は自衛隊にとって隊外つまり国民浸透作戦と、隊内つまり隊員の士気

当初は一、二の例外を除いてほぼ既存の隊員から募集していたが、現在では高校、大学、企業での優秀選手を勧誘している。そして第二教育課には「スカウト班」が設けられており、日常的な募集を行っている。⁽¹⁾

一九七四年六月からは『訓練資料・体校だより』が体育学校から発行された。現在では『月刊・体育振興』(体育学校後援会発行)にかわり、選手の出身高校を中心に、体育学校の広報紙として広く配布されている。⁽²⁾

(1) 『体育学校史』昭和六三年、自衛隊体育学校、一〇頁。

(2) 一九九〇年段階の募集配布資料の一つのパンフレットはカラー刷りの美しいものである。その標題には「さあ君もオリンピックを目指そう」とある。

4 自衛隊と東京オリンピック―自衛隊の国民浸透と隊員の士気高揚―

(1) 自衛隊員のスポーツ参加

オリンピック代表二二名の中から、二名のメダリストを生み、その他三種目での入賞を果たした。これは、自衛隊の国民浸透作戦上及び隊員の士気高揚策にとって何にも代えがたい貢献であった。重量挙げフェザー級において金メダルを獲得した三宅選手と、一万米で六位入賞・マラソン銅メダルを獲得した円谷選手にそれぞれ自衛隊では最高級の「第一級功労賞」が与えられた。レスリングで四位の桜間選手には「二級賞詞」が送られた。ここで注目したいのは、そうした選手を養成した自衛隊体育学校にも「二級賞状」が贈られ、その栄誉が称えられている。⁽¹⁾この事は、オリンピック前にあった「大会後には体育学校(特に特別体育課程)は潰されるのではないか」という危惧が、事実上吹き飛んでしまったことを意味する。それどころか、自衛隊の苦慮していた国民への浸透と隊員の士気高揚という二つの意図に対してこれほど有効な手段は他になく、したがってその後は一層の充実が図られ、国際試合における自衛隊選

学校長は次のように「要望」した。「戦友愛を発揮し一心同体となって所定の目標を奪取する」「オリンピック東京大会の決戦場においては、自衛官としての必勝の信念を堅持し、正々堂々最後の瞬間まで善戦敢闘して入賞、特に日の丸を揚げ、国民および全自衛隊員の期待に答える」と檄をとばしている。⁽¹⁾

さらに、使命「ウ」では、六二年度には陸幕命題である体育教範類の編纂及び自主研究を合わせて一四項目がなされており、学会等での参加・発表もなされている。具体的には次のようである。

① 陸上幕僚長特命事項の研究

- ・ 陸上自衛隊体育訓練基準の研究
- ・ 陸上自衛隊体育教育基準の研究

② 教範類の編纂

- ・ 陸上自衛隊体育教範の改定検討
- ・ 航空自衛隊体育訓練教範編纂のための資料収集
- ・ 陸上自衛隊銃剣格闘教範改定のための資料収集

③ 基礎研究

- （全般研究）
- ・ 陸上自衛官体力の現況分析
- ・ 陸上自衛官と国民の体力比較
- ・ 米軍の体育訓練
- ・ ソ連の体育

訓練・学会等への参加

- （特定研究）
- ・ 陸上自衛隊の学校課程教育基準の研究
- ・ 体育関係訓練基準等の研究
- ・ 格闘技能検定基準の研究
- ・ 海曹等体育特技者昇任試験問題の原案作成

- （1）『体育学校史』昭和三九年度、自衛隊体育学校、九三頁。

(3) 募集

第二次集合教育では第一次の被教育者の大部分、陸上競技一名、レスリング一五名、ボクシング一八名、重量挙げ九名、カヌー二一名、合計一三九名中から七〇名の候補者を厳選した。こうして六二年四月二七日、選抜された学生七〇名をもって特別体育課程は正式に発足した。発足時の種目班は既に触れたように、陸上競技班（教官二名、学生一〇名）、射撃班（四、一八）、近代五種班（二、一〇）、カヌー班（二、一〇）、レスリング班（二、八）、ボクシング班（二、九）、重量挙げ班（二、五）であった。

特別体育課程教育要綱が東京オリンピックを目標に六二年四月一日に制定された。教育の期間は三年間、訓練期は次の通りである。

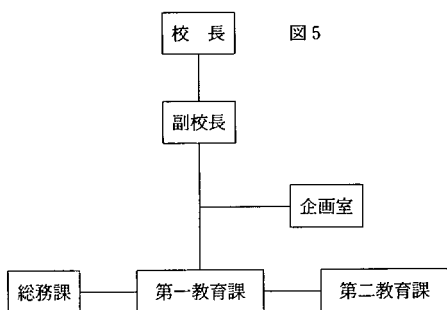
基礎訓練期	一九六二・四～六二・九
強化訓練期	一九六二・一〇～六三・九
仕上期	一九六三・一〇～六四・六

特別体育課程教育要綱の大綱を受けて教育実施要綱（六二年四月一日）が制定されたが、このうち教育課目表は以下の通りである。

精神教育	二%	学科（体育理論等）	三%
体育実技	二五%	専門実技	五〇%
一般業務	一〇%	予備	一〇%

こうして、六四年に入ってから、四月一二日に行なわれた毎日マラソンで円谷幸吉選手が二位に入り、自衛隊選手として初めてオリンピック代表選手に選考された。その後重量挙げの三宅選手他合計二二名が代表となった。

オリンピックの年、第三期特別体育課程学生の入校式は六四年四月一日薄明の時刻に御岳山山頂において行われ、



・ 相撲場

・ 六一六隊舎（旧米軍PX）

・ 駐屯地柔道場（状況により施設団、特大隊舎）

機械運動（鉄棒）

格技（相撲）

屋内訓練場

銃剣格闘、格技（剣道）

徒手格闘、格技（柔道）

施設不足、不備の点はいうまでもなく、隣接米軍地区の体育館、グラウンドも借用した。しかし水泳、そしてス

キーは部外施設に依存した。

二年度以降は、教育課が分割した（図5）。このうち、第一教育課は先の使命「ア」の自衛隊の体育教官の養成課程であり、一般体育課程一六コース、三六〇名が教育を受けた。ここでの教育内容については、素養テストとして「銃剣道、剣道、柔道、空手」「銃剣格闘、徒手格闘」そして「ライフル、カービン、ピストル、BAR」等である。

そして第二教育課が特別体育課程、つまり使命の「イ」国際級選手の養成コースである。六二年一月三〇日から三月三〇日までの第一次の集合教育では陸上競技二〇名、射撃二七名、近代五種競技一三名、レスリング四名、ボクシング五名、重量挙げ六名と陸海空三自衛隊から選抜された七五名がそれぞれの教官の指導のもとに特別体育課程候補者として訓練を受けた。また同年三月二四日から四月一三日までの

育に関する調査研究を行う」としているが、六二年度を迎えるやいなや、「特別体育課程教育訓練の開始に伴い、選抜された学生に対し部隊等における体育指導に必要な専門的な知識及び技能を修得させる新任務が加えられ、これが三七年度における学校使命達成のための主要な地位を占めることとなった。」これを分節化すると、

ア 自衛隊における体育指導者の養成

イ 国際級選手の養成

ウ 体育に関する調査研究

の三者になるが、「このうちオリンピックに関連する面が大きく、自衛隊の内外の注目を浴びていることは諸官承知のとおりであって、他の学校等と異なった特別な使命を持っており、非常な責任を感じている次等である。」⁽¹⁾

(1) 「学校長・陸将補・佐野常光の訓話」『体育学校史』昭和三六、三七年度、九頁。

ｃ 体育学校の機構

初年度は一般体育課程一四コース、集合教育コース一コース、六二年二月から要員選抜のために開始された特別体育課程二コースその他、持久走要員教育等であり、その数は六百余名であった。そして当時の施設状況は次のような実情であった。

・ 駐屯地共用グラウンド

・ 〃 三〇〇米トラック

・ 〃 球技コート

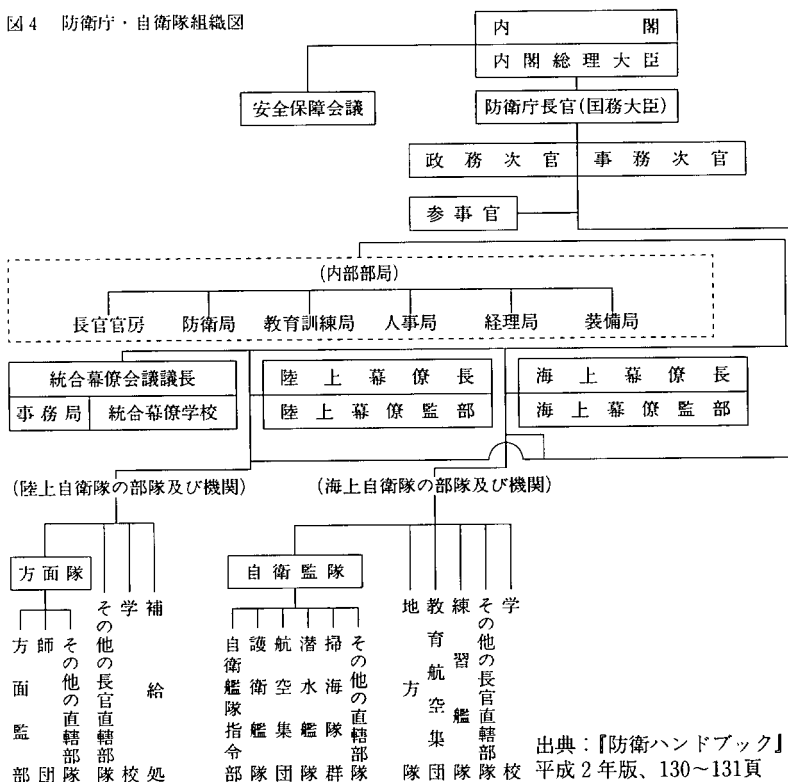
球技（ラグビー、サッカー）

陸上競技、球技（ハンドボール）

球技（バスケット、バレー各二面）

「スポーツ基本法」の研究（Ⅱ）

図4 防衛庁・自衛隊組織図



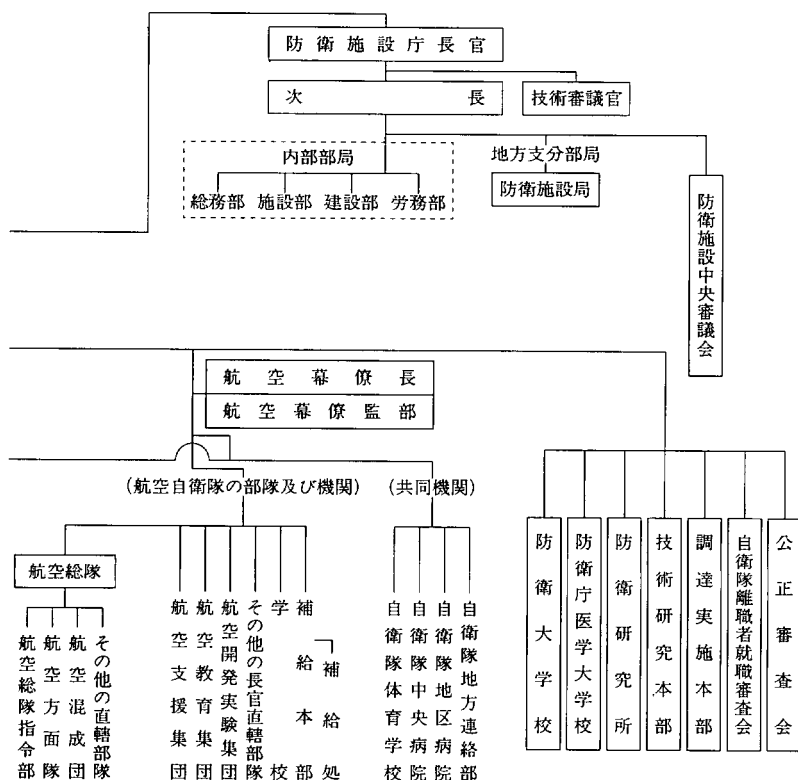
(2) 経過・機構組織

a 防衛庁の機構と体育学校

自衛隊体育学校は三自衛隊の共同機関として設立されたが、防衛庁・自衛隊の全体の機構は、図4のようである。共同機関とは、他に中央と地方の病院と隊員募集機関である地方連絡部がある。陸・海・空のそれぞれに軍人養成学校を有している。また防衛大学校や防衛医科大学校、防衛研究所などは機構を異にする。

b 体育学校の使命

一九六一年度においては、「陸海空各部隊等から選抜された学生に対し、部隊等における体育指導に必要な基本的知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、体



度のものであった。既に国民体育大会には自衛官が各出身地の代表として出場し、一定の成績を収めていたこと、そして国際的にみれば各国選手の中に軍人も一定含まれていることから、自衛隊においても「試行的」に為されたことである。したがってオリンピック後に体育学校が閉鎖されてしまうのではないかと、いう危惧がスポーツ関係者から揃って出されており、それに対する防衛庁高官からの返答も曖昧であった。⁽³⁾

(1) 『朝雲』一九六一年一月五日付、体協専務理事・田畑政治発言。

(2) 『朝雲』一九六一年六月二二日付。

(3) 「座談会・オリンピックと隊員選手」『朝雲』一九六四年七月一六、二三日付。

新たな特別課程としての選手養成機能である。（後に選手募集という第三の機能が加った。）

a 体育教官養成の経過

陸上自衛隊においては一九五三年から久留米の普通科学校、次いで富士学校、引き続き久里浜の通信学校において、海上自衛隊は五八年から江田島の第一術科学校で、また航空自衛隊は五六年から陸上自衛隊通信学校に委託してそれぞれの体育教官の養成を行っていた。⁽¹⁾当時、体育教官の数は幹部三百名、曹四百名で、必要とする千名、千六百名にはほとんど遠く、自衛隊体育の向上にとって大きな障害となっていた。⁽²⁾したがって、早晚、体育教官養成対策が必要とされていたのである。

（１）『体育学校史』昭和三六・三七年度、自衛隊体育学校、一頁。

（２）『朝雲』一九六一年六月二二日付。

b 自衛官選手養成

日本のスポーツ界の選手不足にとって、若い世代を擁し日常的に厳しい訓練をし基本訓練ができている自衛隊に対する日本体育協会の期待には大きいものがあつた。しかも東京オリンピックの開催決定により、射撃をはじめとする幾つかの種目では、日常訓練との結合において積極的な選手養成が推奨されていた。⁽¹⁾と同時に、自衛隊の持つ豊富な施設をスポーツ団体としても活用できるよう期待していた。

オリンピックを背景としながら、体育学校は上記の二つの機能をもって発足したのであるが、これは「旧陸軍の戸山学校の構想により生まれた」⁽²⁾ものでもある。しかし、特別課程としての国際級選手養成の方は情勢に押されて設立したが、未だ将来像は明確でなく、その存亡については東京オリンピックの成果を踏まえて再度検討の対象とする程

特に自衛隊体育学校はまさにその両者を意図して創立されたものである。東京オリンピックにおいては、「自衛隊精神」「自衛隊魂」が強調され、二〇数万の隊員の士気高揚に大きな貢献をした。

b 隊外 自衛隊の宣伝

隊外への影響という点では二つの方法が考えられよう。第一は自衛隊員の選手としての参加であり、上位成績を収めることによって自衛隊の名声を高め、自衛隊アレルギーマーチの除去に貢献すること。第二は競技会等の運営に参加し、裏方として「奉仕」しながら、同様の効果を収めるものである。東京オリンピックは自衛隊にとって、この両者を同時に達成し得るチャンスであった。特に前者つまり選手としての参加のために体育学校は作られた。未だアマチュアリズム擁護の風潮が強く、社会主義国の「ステート・アマチュア」を強く批判する一方で、完全な国家（軍隊）援護によるステート・アマチュアとして誕生した。⁽¹⁾

(1) 上記以外の、自衛隊によるスポーツの位置付としては一九六六年に自治体の「自衛隊適格者名簿」作成が暴露され、この名簿の中にスポーツテストの結果が記載されていた例があったが、それ以上の関係は不明である（三好博「学校体育と『体力づくり』」『文化評論』第一四三号、一九七三年六月、三五頁）。

3 自衛隊体育学校

(1) 創立と背景

自衛隊体育学校は一九六一年七月一七日の自衛隊法施行令第四九条にもとづく「自衛隊体育学校」の編成に関する防衛庁訓令に拠り、八月一日付で、陸海空の三自衛隊の共同機関として陸上自衛隊朝霞駐屯地内に創立された。この体育学校には当初大きくは二つの機能があった。それ以前から存在した体育教官の養成としての機能であり、それに

2 自衛隊とスポーツ

以上のような背景の下で、一九六四年の東京オリンピックは迎えられた。自衛隊にとってもまさに千載一遇のチャンスであった。

(1) 隊員の訓練、娯楽としてのスポーツ

a 隊員の娯楽としてのスポーツ（諸大会）

およそ現代社会のいかなる組織といえども、スポーツを組織内の娯楽として活用しないものはない。ましてや、国民からは白眼視され、しかも日常的に厳しい訓練と上意下達の軍隊組織にあっては、隊員の鬱憤もまた蓄積するのであり、スポーツは隊内試合としても活発に利用されてきた。しかしこの場合においても、軍隊としての格闘訓練から遠い種目は敬遠されてきた。

b 隊員の訓練としてのスポーツ

また、日常的な隊員の訓練、ないし教育においてもスポーツは活用されている。その場合、それらを指導する体育教官は、陸上自衛隊久里浜の通信学校体育教育課程で養成されてきた。海空自衛隊はそこに教育を委託してきた。

しかしここでの教官養成は、体育の履修においても単にスポーツそれ自体を習い、教えるよりも「軍事的体操」として、軍事訓練への手段としての内容である。

(2) 広報活動としてのスポーツ

a 隊内 隊員の士気高揚

広報とは主に外部へ向けての活動を意味するが、スポーツに関わっては、隊内・隊外の両者への効果が一体であり、

心がまえ」が一九六一年六月二十八日に制定された。⁽¹⁾これは先の六〇年安保直後の、自衛隊の広報活動重視策に対応したものである。

「自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけでも自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。」として、「一、使命の自覚 二、個人の充実 三、責任の遂行 四、規律の厳守 五、団結の強化」を謳っている。これだけでは抽象的過ぎて、何を意図しているか分かりにくいのが、先の自衛隊の基本的性格と重ね合わせれば、その趣旨は明確となろう。当時、高度経済成長のなかで、日本人の大国意識の強調、日本人としてのアイデンティティが強調されはじめ、それは「期待される人間像」(一九六六年)として、財界、政界の理念が結実されるが、この「自衛官の心がまえ」は、期待される軍人像であった。

一九六三年の国民体育大会(大分)では戦後初めて天皇が自衛隊施設(湯布院駐屯地グラウンド、ホッケー場)に入り、競技を参観した。またその翌年の九月、つまり東京オリンピック大会の直前に、防衛庁幹部は皇居仮宮殿北の間で拝謁が行われた。その後天皇は、機会あるごとに自衛隊の「と列奉迎」を受ける。こうして、それまでの「国民の自衛隊」から「天皇の自衛隊」へと大きくその性格を顕在化させて行く。

また、六四年一〇月からは殉職隊員の慰霊も行われはじめ、「天皇奉迎」「皇国史観」を含めて殉職隊員の「軍神」化、「準英霊化」(靖国神社合祀)がなされ、儀式に追悼式が加えられた。これらの「殉職者慰霊、さらには殉職者遺族援護も、それ自体が目的なのではなく、あくまでも士気高揚に主たるねらいがある」⁽²⁾のである。

(1) 『防衛ハンドブック』平成2年版、朝雲新聞社、一九九〇年、一九二頁。

(2) 林茂夫『最新自衛隊学入門』二六頁。

為の一形態であることが明白となる。

「自衛隊の広報の目的は、国民を自衛隊に協力させること、軍国主義体制の確立に向けて総動員することにある。そして、災害救助・土木工事から音楽・スポーツにいたるすべての広報活動は、自衛隊にとってそのこと自体が目的ではなく、単なる手段にすぎない。それなのに自衛隊は、本来それを任務とする行政機関がありながら、大企業と軍事優先の自民党政治の結果として放置してきた諸施設を、“肥大化”した軍事力の“余力”で代行する効果を計算して、おのれのPR手段としてきたのである。⁽⁸⁾」

- (1) この七月、内閣総理大臣官房広報室も設置された。またこの秋、陸上自衛隊は「治安行動草案」を作成し、警察力を比としない治安出動計画を立てている(朝日新聞社編『自衛隊』六五頁)。
- (2) 林茂夫『自衛隊』汐文社、一九六七年、二三頁。
- (3) 『自衛隊』朝日新聞社、一三三頁。
- (4) 資料は『自衛隊の“祭り浸透作戦”』民族芸術研究所、一九八一年。
- (5) 草地貞吾『自衛隊史―日本防衛の歩みと進路―』日本防衛調査協会、一九八〇年、二八一頁。
- (6) 「地方部外者に対する自衛隊の在り方」松戸駐屯地部隊創設一二年記念式典における国野駐屯地指令の訓示、一九六三年秋(林茂夫『最新自衛隊学入門』八六頁)。
- (7) 『自衛隊の“祭り浸透作戦”』民族芸術研究所、一九八一年。
- (8) 林茂夫『最新自衛隊学入門』二月社、一九七九年、一〇八頁。

c 隊員の士気高揚策

こうした広報活動の一方で、「日陰者」としての圧力に屈することなく、その使命を遂行させるために、「自衛隊の

持層の拡大を図り、防衛基盤を確立する」ために、「従来の『隊務に支障のない範囲で施策を行う』という思考を転換し、『隊務の一環』として計画的、積極的に施策を遂行することが必要である」と強調している。つまり「国民施策は、究極するところ、平時における存在の戦いである」。

この様な強固な意図のもとに、スポーツをはじめとする諸々の分野で広報活動がなされるが、「今後自衛隊に協力を期待できる団体等、並びに今後協力を期待できない団体等と判断されるものは、それぞれどなか。」等を逐一把握する、つまりスパイ行為の日常化も強調されている。これ以降、広報活動はさらに重要視されて行く。

同年駐屯地開放策をとり、豊富な自衛隊の施設が地域住民に「開放」され、基地周辺地域との交流が図られる。さらに七七年以降には「夏休み自衛隊ちびっ子・ヤング大会」も開催され、対象は子どもにまで広げられる。

ところで、自衛隊のこうした民生協力、広報活動はいったいどの様な性格を持つのであろうか。「民生協力は、あくまでも自衛隊の余技であり、奉仕にすぎない。本務は防衛である」とする内部的意見があり、そうした諸活動が、自衛隊の本質ではなく、あくまでも余技であるとしているが、住民と直接に接する駐屯地レベルでは次の様に捉えられている。

「音楽隊の演奏から地域社会の各種記念行事への協力、各種土木工事、災害派遣など、自衛隊の各種の多彩なサービス活動は、すべて『自衛隊の支持者を増加し、反対勢力に打撃を与える戦闘行為』としておこなわれている」⁽⁶⁾

こうした活動の一環に、全国各地の祭りへの浸透作戦も活発であり、全国の主要な祭りには必ずといってよいほどに参加をしている。⁽⁷⁾

以上のような活動を自衛隊の基本性格と結合して見るとき、それらは単なる余技、奉仕ではなく、現状での戦闘行

・体験飛行・乗艦	一九〇、一一九人
・音楽隊出演	六、一四五回
・協力行事（スポーツ支援・防衛博覧会など）	九一六回
・映画・スライド作成	一五五本
・同上映	一一、五八一回
・広報用雑誌・新聞・パンフレットの発行および買い上げ	三九五種
・部外土木工事受託（校庭整地など）	三六三件一九三、五〇〇万円
・爆発物処理	二、二四九件
・患者輸送	一一〇件
・災害派遣	五五〇件一二四、一五〇人
・援農	延べ五八、八六九人

他に飛行・降下ショー、巡回診療、防疫支援、人工降雨、防霜発煙、観光まつり支援等。これらの活動によって部隊の戦力維持に必要な戦技訓練時間の三〇％が犠牲になっていると言われている。

一九七三年九月七日の札幌地裁における「長沼ナイキ基地訴訟」での自衛隊違憲判決は、「日陰者」としての自衛隊にとって、再びショックな判決であり、隊内における動揺は大きかった。その対策として、「国民の理解と信頼を得るための施策推進要項」（国民施策）がその二月一〇日に陸上自衛隊東北方面総監の通達として出された。これはその後の広報活動の典型とされたものである。⁽⁴⁾

「国民の自衛隊として、その理解と信頼を得るための施策を積極的に推進し、多くの協力者、理解者を獲得し、支

イ 広報活動用印刷物などの作成及び配布に關すること。

ウ 広報活動用映画の製作及び配布に關すること。

エ 部隊または施設の公開、装備品の展示、音楽隊の演奏、艦艇又は航空機の公開又は体験とう乗、各種集会の開催その他諸行事の実施に關すること。

オ 見学者の招待に關すること。

カ 防衛庁に対する世論、意見、要望等の調査及び広報活動の測定に關すること。

「安保騒動」を経験して、特に報道機關への対策が重視された。またこの訓令を受けて、「陸上自衛隊の広報活動に關する達」(六二年五月九日)が出された。内容はより詳細になり、活動上の注意も「秘密保全を含む事前の調整及び準備を周到にし、かつ、実施の時期を適切にする」等、より実践的な記述となっている。

	一九六四	一九六五	一九六六
一般広報費	一〇一(二〇〇)	一四八(一四七)	一九三(一九一)
募集経費	二二四(二〇〇)	三〇〇(二三四)	三七〇(二六五)

(数字は百万円、六六年のみ当初予算、他は実績。(一)内数字は一九六四年を二〇〇としたときの比率)

さてこの直後の時期つまり後述する東京オリンピック辺りの、防衛庁における一般広報費及び募集経費は表のように急増している。⁽²⁾

そして一九六六年度広報活動の実態は次のようである。⁽³⁾

・ 部隊・演習見学

一、一一五、一二〇人

・ 体験入隊

七九、八三二人

一九五七年に「愛される自衛隊」をスローガンにして「隊力投入募集」（音楽隊演奏から隊内見学、部外工事など）を大々的に展開し、自衛隊父母会、隊友会等の組織化に着手した。⁽²⁾そして、自治体などに窓口を置いたり、モデル市町村を設けたり、地域の協力会等を通じての「組織募集」は「三矢作戦」⁽³⁾辺りから強化されてきたものである。というのも「三矢作戦」や「ブルラン作戦」等では多数の戦死者を想定しているが、それと自衛隊の現状とは大きく掛け離れた隊員補充の実態があるからである。こうして募集は、「街頭こそ自衛隊の今日ただいまの主戦場」⁽³⁾として位置付けられていた。

そして第四は、国民の防衛意識の高揚、自衛隊承認への基盤作りが差し迫っていたことである。

(1) 『自衛隊』朝日新聞社、一九六八年、一九五頁。

(2) 林茂夫『最新自衛隊学入門』二月社、一九七九年、九六頁。

(3) (1)の二三五頁。

b 国民への浸透作戦

自衛隊の対国外機能は防衛であるが、その対国内機能は第一に国内治安維持、第二に民生協力（災害派遣、部外工事、部外協力）、第三に体験入隊などの社会教育である。日常的には、第二と第三が強調されて第一を隠蔽し、国民への浸透策となっている。

改定安保自然成立の六日後の六〇年七月二九日、防衛庁は「防衛庁の広報活動に関する訓令」⁽¹⁾を発表した。ここで活動内容は自主的広報活動と協力的広報活動から構成され、そのうち前者は次のようになっている。

ア 報道機関に対する広報活動に関すること。

の自発性と愛国心を喚起することが難しく、当然にして仮想敵としての社会主義国、反共をその矛先とせねばならない。逆に権力への忠誠と反共の憎悪以外にこの軍隊のイデオロギー的支柱は存在しない。したがって自衛隊の発足以来、隊員の士気高揚は兵器の近代化等とともに、大きな課題となってきたのであり、そのためにこそ「広報活動」が重視されてきたのである。

(1) 藤原彰『戦後史と日本軍国主義』新日本出版社、一九八二年、一五頁。

(2) 『自衛隊』朝日新聞社、一九六八年、六四頁。

(3) 藤原彰、同前、三八頁。

(3) 広報活動

a 背景

自衛隊の国民への浸透、隊員の士気高揚は相互に関わりながら、隊内外へ向けた広報活動の中心的な位置を占める。特に一九六〇年六月の日米安全保障条約の改定を機として、広報活動は量と質を強化する。その背景には、次のものが考えられよう。

第一は安保反対の国民運動の高まりに、政府、与党、財界、そして自衛隊等が深刻な危機感を持ったことにある。第二は、条約改定により、自衛隊が日米共同作戦に組み込まれ、更に六〇年代のベトナム戦争の深刻化の中で、自衛隊派兵の必要性が強く要請されたこと。

第三は、自衛隊の募集の不補充が放置できない事態に至ったことにある。先述の基本的性格にもあったように、国民からの冷視は隊員募集における慢性的な定員割れを起こしており、定員の常時八〇％レベルという状態であった。⁽¹⁾

法が成立し、自衛隊の発足となった。

この様な経過からも分かるように、日本の再軍備、自衛隊（前身の警察予備隊、保安隊を含む）の発足は、アメリカの対アジア政策の行き詰まりの結果であり、アメリカ軍の補填を意図したものであった。

(2) 自衛隊の基本的性格

こうして形成された再軍備は概ね以下のような特徴を有していた。したがってそれはまた自衛隊それ自体の性格である。⁽¹⁾

第一はアメリカへの従属的性格である。誕生した警察予備隊の武器や、指揮系統は全て米軍の物資によって賄われ、また、実施には至らなかったが米軍の補助部隊として朝鮮戦線への派遣計画も練られていた。こうした性格は、その後の「三矢作戦」をはじめとして、現在までも一貫したものである。

第二は反民衆的性格である。警察予備隊の発足は、朝鮮出動で空白になった日本政府、なかならず基地内に残された二五万のアメリカ人婦女子の保護を第一の目的とした。国内の「破壊分子」からの政府と基地の保護、つまり国内治安対策を最優先としたのである。六〇年六月の「安保騒動」時には、首都警備師団は内輪に治安出動を準備していた。⁽²⁾

また、警察予備隊の発足が極めて政治的に、上から強引になされたために、国民からは常に冷視されてきた。憲法第九条違反問題も含め、いわば「日陰者」的存在である。それがために、自衛官の孤立感、疎外感は極めて強い。⁽³⁾したがって、これらの性格を隠蔽し、国民への浸透を図り、他方隊員の士気高揚のためにも、自衛隊は「広報活動」に多大な労力を投入する事になる。

第三はイデオロギー的性格である。つまり目標の不明確さと反共性である。第一と第二の性格の帰結として、隊員

技術を教えないといけない。児童、青少年、成人は学校、教室、講習会等を通してレジャーの基礎知識として重要な技術、態度、理解を引き出す機会を与えられねばならない。

第七条 レジャー教育の推進

レジャー教育の責任は今の所数多くの機関や団体によって分担されている。あらゆる人々の利益のため、またさまざまな行政段階における資金および有効な援助を目的に役立てるために、レジャー教育の責任はレジャーに関心を示すすべての公共、民間の組織が十分に協調して果たさなければならない。最終目標はレジャーのコミュニティに向けられなくてはならない。いづれの国であつても、開設が容易であれば、レクリエーション研究をめざして特別な学校が設立されるべきである。こうした学校はレクリエーション・プログラムをすすめる、レジャー時間において、選択の自由を束縛しない範囲内で、個人、グループを援助する指導者の養成訓練を行う。こうしたサービスこそ人間の最上の創造的努力に値するものである。

四 自衛隊とスポーツ — 自衛隊についての東京オリンピック —

1 自衛隊の創設と基本性格

(1) 自衛隊の創設と背景

戦後日本の再軍備は一九五〇年の朝鮮戦争を契機とする。その年の八月一〇日に警察予備隊令を公布、即日施行し七五〇〇〇人の警察予備隊が誕生した。五年四月二八日に発効したサンフランシスコ平和条約、日米安全保障条約により、日本は戦後の占領下体制を終結させたが、新たにアメリカへの従属的同盟を開始した。同年七月三十一日の保安庁公布により保安庁の設置、警察予備隊が保安隊へ編成替えされた。五四年三月には日米相互防衛協定(MSA)が調印され、日本の地上部隊は三〇万人への増強を要請された。こうして六月には防衛庁設置法と自衛隊法の防衛二

レクリエーションとレジャー活動とは、人と人、世界の国々の間に良き人間関係を打ち立てるために重要な役割を果たすものである。

第一条 レジャーに対する権利

人はすべてレジャーに対する権利を有する。この権利には、合理的な労働時間、正規の有給休暇、好ましい旅行条件およびレジャー活動の有効性を高めるために施設、場所、設備等を利用する正当な機会を与える妥当な社会的計画が含まれる。

第二条 個人の自由

完全な自由のもとにレジャーを享受する権利は絶対的なものである。個人的なレジャーの追及に必要な諸条件は、レジャーの集団享受の場合と同程度に保護されなければならない。

第三条 レクリエーション資源活用 の権利

人はすべて、公開されているレクリエーション施設、湖水、海、森林地帯、山岳などの自然地区や一般のオープンスペースを容易に活用する権利を有する。これらの地域、そこにある動物および植物は保護され保存されなければならない。

第四条 あらゆるレクリエーションへの参加の権利

人はすべて、年齢、性、教育程度に関係なく、スポーツ、ゲーム、野外生活、旅行、演劇、踊り、絵画、音楽、科学研究や手芸工作などレジャー時間に行われるあらゆる形態のレクリエーションに参加し、指導を受ける権利を有する。

第五条 自治体、専門家等の役割

レジャーは、自治体、都市計画専門家、設計技師、民間集団が、レジャーはかく活用すべしと決定し押しつける意味においては組織されるべきものではない。これらの組織や専門家は、人が個人の趣味や本人の責任においてレジャー活動の選択を行うことができるように、レジャー活動の機会、美的環境、レクリエーション施設の計画を生み出し、また援助しなければならない。

第六条 レジャー教育への権利

人はすべて、レジャーの楽しみ方を習得する権利を有する。家庭、学校、地域社会はレジャーを最も賢明な方法で活用する

(1) いる。レジャー産業が七〇年代の成長産業であるとする認識のもとに、こうして「レジャー時代」に対応した「レクリエーション運動基本計画」の完成を目指した。

これ自体では当たり障りのないもののように見えるが、すでに二年前の一九七〇年に国際レクリエーション協会から出された「レジャー憲章⁽²⁾」と比較するとき、その意図は自ずとあぶり出されよう。「レジャー憲章」の第一条は「人はすべてレジャーに対する権利を有する」と記し、すべての人のレジャーへの諸権利とその条件整備を謳っているが、いま見てきた推進要項からはこうした権利承認は一かけらも感じられない。今後の運動基本計画はこの権利性の承認をこそ基本とすべきであらう。

(1) 『日本レクリエーション協会三十年史』一九七七年、二二三頁。

(2) 「レジャー憲章」はユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」(一九七八年)に先立つこと八年であるが、その権利宣言の内容は後者に勝るとも劣らない。この中にはスポーツも含まれており、もっと注目されるべきものである。以下、全文を挙げておく。

レジャー憲章(一九七〇年制定 国際レクリエーション協会)

レジャーとは人間が仕事やその他の責務をなし終えた後に、個々人が自由に処理できる時間である。この時間帯の活用は何ものにもかえがたく重要である。

レジャーとレクリエーションとは今日の生活様式によって人間が当面する多くの欲求を補償する基盤を作り出すものである。さらに重要なことに、これらは身体的休養やスポーツに参加することや美術、科学、自然を享受することなどによって生活を豊かにする可能性を提供してくれる。都市の生活であれ、田舎の生活であれ、人間生活のあらゆる面でレジャーは重要なものである。レジャー活動は人間の天賦の才(意志力、知力、責任感や創造能力の自由な発現)を伸ばす機会を提供してくれる。

レジャーは自由な時でもあり、その時間に人間は一人の人間として、またその属する社会の生産的な一員として自己の価値を高揚することができる。

〔参 考〕

表 11 「レクリエーション指

(標準となるカ

		レ ク リ エ ー シ ョ ン 上 級 指 導 者													
		領 域	テーマ(例)	講 習 会 A				講 習 会 B				備 考			
				1	2	3	4	1	2	3	4				
レ ク リ エ ー シ ョ ン の 理 論	基礎理論	レクリエーション原論	レクリエーション運動とは？	○											
		レクリエーション史論	レク運動発達史					○							
		健康教育論													
		余暇社会論													
		遊戯心理論	遊びと潤いのある生活					○							
		レクリエーション指導者論	運動推進者としてのリーダー	○											
		レク・指導方法論	リーダーシップのいろいろ		○										
		レク・プログラム論	事情に応じたプログラム作り		○										
		カウンセリング論	レク相談をどうすすめるか								○	○	ケース・スタディの内容にふりかえてもよい		
	実践理論	レク・管理行政論	レクリエーション安全管理をめぐって			○									
		レク・組織論	機能的な組織づくり							○					
		グループワーク論	集団を把握しよう								○				
		職域レク論	職域レクの諸問題		○							一級指導者のとき履習しない方を選択		必要に応じて次の領域にふりかえることができる	
		地域レク論	地域レクの諸問題		○										
		職域レク・特論	コミュニティ論				○				○	ケース・スタディの内容にふりかえてもよい		○レク・療法 ○観光レク論	
		地域レク・特論	労務管理と福利厚生				○				○			○広報活動	
		レク・研究法	指導者に必要な研究態度			○								○学校レク論 ○国際レク論	
		レク・施設論	利用しやすい施設							○					
レクリエーションの実技	実習及び実技論	遊戯・ゲーム	ゲームの創作					○							
		スポーツ的活動	ルールについて考えよう							○					
		音楽的活動	ハーモニーの創作	○											
		舞踊的活動	おどりによる自己表現			○									
		野外活動	キャンプ、OLの基本的心得		○	○									
		演劇的活動	フランネル絵ばなし								○				
		美術工芸・手芸工作	フランネル絵話の教材づくり							○					
		実技=総合実習	つどいの創作			○									
		ケース・スタディ	レク・行事のすすめかた								○				
研究協議等		地域レクのサービスをどうするか？								○					
	施設見学					○									
		講座数		3	4	5	2	3	4	4	2	1 講座 100 分前後とする			

出典：『日本レクレーション協会三十年史』カリキュラム(136, 7頁)

導者養成カリキュラム」の抜粋

リキュラム構成)

レクリエーション一級指導者					レクリエーション二級指導者					
テーマ(例)	講習会				備考	テーマ(例)	講習会			備考
	1	2	3	4			1	2	3	
レクリエーションとは何か	○					レクリエーションとわれわれの生活	○			レクの基礎理論を概説する内容
健康づくりとレク			○							
現代社会と余暇活動			○							
望ましい指導者像				○						
司会の仕方		○			*演習にかえてもよい					
						指導者として考えたい事		○		プログラム論とグループ・ワーク論、指導論などの入門
職域レクの諸問題		○			*選択	(職場)仲間づくり		○		
地域レクの諸問題		○								
ゲームの心	○					簡単なゲームのいろいろ	○	○		
手軽にやれるスポーツ		○				みんなのスポーツ		○		
美しいハーモニーで	○					心をひとつにする楽しい歌	○			
おどりのいろいろ			○			楽しいおどり			○	
演劇スタンプ			○							
簡単なクラフト		○								
つどいの演出			○			つどいの楽しさ		○		
企業内レクのすすめかた 地域社会のレクプログラム				○	*選択	意見交換			○	
	3	4	5	2	1講座を100分前後とする		3	5	2	1講座を120分前後とする

しての権利、あるいは地域自治体の役割・義務等、権利的な問題はほとんどネグレクトされていることである。

(5) レクリエーション運動の展望

六〇年代後半はいわゆる「未来論」が持て囃された時期である。高度経済成長の弊害を覆う役目を持って、もっぱらその発展的側面ばかりを強調したものであるが、その一環に国民生活審議会答申（対総理大臣）「将来の国民生活像―二〇年後のビジョン―」（一九六六年）がある。この中では余暇ないしレジャーの重要性が述べられているが、その答申と対応させて、本協会にもレクリエーション委員会が発足し（六七年一月）、ビジョンを検討することになった。これは六八年九月に中間報告「二十年後のレクリエーション―豊かな社会と自由時間を求めて」を提出した。

協会ではこれを受けて七一年四月にレクリエーション運動基本計画作成委員会を設け、今後の綱領的な指針である「レクリエーション運動推進要項」を翌年一月に作成した。五月にはその具体化を図るために、レクリエーション運動推進本部を設置した。この推進要項の内容は大きく次のような二部構成となっている。

「一 レクリエーション運動の現状と問題点」ではレクリエーション運動の成果つまり、協会の歴史の概略とその成果が述べられ、次いで現代の問題点を述べている。特に地域レクリエーションの遅れが指摘されている。「二 今後のレクリエーション運動の展開」はAとBに分けられている。Aは「レジャー増大の中でのレクリエーション運動」「レクリエーションの『生活化』を」「レクリエーション運動の原点」とその標題からも大まかに内容が想像できるように、やや原理的な記述がなされている。そしてBでは「運動理念の明確化」「組織方針の明確化と実践」「指導者の養成」「研究、調査活動の推進」「運動推進のための日本レクリエーション協会の組織機構の整備」を展開して

研究領域	発表題数
原理歴史的研究	一七
地域レクリエーション研究	二三
職場レクリエーション研究	一六
学校レクリエーション研究	一六
施設、用具及び管理的研究	一〇
野外レクリエーション	五

である。発足以来、「レクリエーション研究助成金」も一部が交付された。分野別に見た研究領域は次の通りである。

こうして、これらの活動が基礎となり、一九七二年三月二一日「日本レクリエーション学会」が発足した。

(1) 『日本レクリエーション協会三十年史』一五八頁。

(4) 公認レクリエーション指導者

一九五一年よりレクリエーション指導者検定規定にもとづき養成がなされてきたが、六五年には規定の改訂により上級指導者が誕生した。そして七三年度からは「指導者」は二級、一級、上級の三種となった。指導者総数は表10のように一九七六年段階で八、八八二名であり、指導者養成のカリキュラムは表11のごとく、選択科目も多様である。上級指導者では一講座一〇〇分前後の講義を合計二十七講座必修である。内容的に言えることは後の「レジャー憲章」に見るようにレジャーの権利性や、職場での労働者と

表 10 年度別公認レクリエーション指導者数の推移

年 度 (昭和)	上級指導者		一級指導者		二級指導者	
	合格者	総 数	合格者	総 数	合格者	総 数
40	8	8			38	285
41	6	14			59	344
42	3	17			54	398
43	6	23			207	605
44	8	31			309	914
45	9	40			218	1,122
46	7	47			330	1,452
47	5	52			474	1,926
☆48	8	60	47	47	862	2,788
49	16	76	81	128	2,205	4,993
50	5	81	88	216	2,277	7,770
51	4	85	※63	279	※1,118	8,882
合 計		85名		279名		8,882名

☆は検定規定の改訂年度 ※は昭和51年11月現在

出典：『日本レクリエーション協会三十年史』（134頁）

一四三号、一九七三年六月、二五頁。

(3) 浅田隆夫『現代職場レクリエーション基礎理論』労務研究所、一九七二年、一一二頁。

(4) 『日本レクリエーション協会三十年史』一九七七年、八八頁、一〇四頁。

(5) 同右、八八頁。

(2) 地域レクリエーション

六〇年代後半は地域破壊が顕在化し、住民運動の台頭、革新自治体の誕生等地域を巡る保守的再編と革新的構築との焦点となった。前者からは住民の自治意識を欠落させた「コミュニティ政策」が提起されたが、スポーツもまたその一環を占めたことは先述した。当然に日本レクリエーション協会もその一端を担わされた。その具体化が一九六七年度から文部省（補助金）と日本レクリエーション協会が中心になり、都道府県協会との協力、未確立の県協会の設立をも意図した「指導者養成講習会」の開催である。しかし県連盟の不安定な実態も反映して、職場レク・リーダー養成ほどには活発ではない。

一九七三年度からは青少年育成国民会議等の援助を受けながらレク運動推進実践地区を設けた実践も行われた。

(3) レクリエーション研究

活動の活発化と同時に、研究面、情報面も強調され一九六二年以来『レクリエーション白書』が作成された。機関誌『レクリエーション』は一九六三〜七五年までは日本自転車振興会の補助金で支えられた。⁽¹⁾

一九六四年三月には「レクリエーション研究懇談会」が発足し、それは翌年六五年五月一三日に「レクリエーション研究会」と公称替えされた。第一回（山形市）から第六回（富士吉田市）までの発表演題数は八九で、年平均一五

表9 第1期レクリエーション学苑日程

昭和38年8月22日(水)―31(土)

九・〇 〇	九・二 〇	一・〇 〇	一・〇 〇	二・〇 〇	二・〇 〇	五・〇 〇	五・二 〇	七・〇 〇	九・〇 〇	二・〇 〇
①八月三日(木)	受 付	開苑式 オリエン テーショ ン	コーラス	昼 食	コーラス	休 憩	職場体操 松延 博			
②三日(金)	歌・ ゲーム	魅力ある話し方 原 まさる		〃	軽スポーツ 今井武夫	〃	ゲ ー ム 松原五一			
③四日(土)	〃	職場レクリエー ションの管理 前川峯雄		〃	フォーク ダンス 似鳥義雄	〃	社交ダンス 似鳥義雄			
④五日(日)										
⑤六日(月)	〃	ブレインストーミング 寒河江善秋		〃	奇術 児玉岩治 スケッチ 武藤弘之					
⑥七日(火)	〃	プランニング 寒河江善秋			レクリエーション演劇 北条明直					
⑦八日(水)	〃	実際活動共同研究								
		会場移動	共同研究塩谷宗雄			会場移動				
⑧元日(木)	〃	安全で楽しい 旅行の技術 徳久球雄		昼 食	キャンプ場 へ移動 (氷川キャ ンプ場)	キャンプ の設営 梅田利兵衛	夕 食	小キャン プファイ ヤー		
⑨三日(金)	〃	職場体操・軽スポーツ (指導法・実習)		〃	キャンプ ソング (実習)	休 憩	フォーク ダンス (実習)	〃	キャンプ ファイヤー	
⑩三日(土)		共 同 学 習		評 価 修了式	〃					

出典：『日本レクリエーション協会三十年史』（一〇六頁）

レクリエーション学苑は毎月一、二回つづけて行い、初期の一、二期は二〇日間であったが、三期は七日間になり、四期以降は五日間となった。

第一期の日程は表9に示すように、極めて実践的であり「ノウハウ」を中心に、講義（レクリエーションの意義、リーダーシップ、ブレーン・ストーミング、青年心理、話し方、野外活動の計画と運営等）、実技（スポーツ、ゲーム、フォークダンス、クラフト、ソング、演劇、救急法、書画、マジック、職場体操等）から構成されている。そしてそれらへの各年度開催数は次のようである。

年度	一九六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六
開催数	三	五	六	六	九	一一	一三	一七	二〇	一九	二〇	二二	一八	一五

毎回の参加者数は三年度以降は平均一〇〇名程度であり、一九七六年三月までに実に一七二回、修了者は一七、九五四名に達した。さらに一九六四年には日立製作所を皮きりに三泊三日の委託講習会も増加した。そして講師派遣も増加していった。

一九七〇年の実態を見ると、レクリエーション学苑は五八、七五期の一八回、一、九八四名の参加、委託講習会一六一回、派遣講師三〇四回となっている。こうして六〇年代初等から中盤に掛けての「協会は、各職場から引張り風のうれしい悲鳴の中で、職場のリーダーの養成に大きな実績をかさね」て、一九七二年には総計で七万人を越える数となった。

（一）『職場とレクリエーション』新版・現代レクリエーション講座4、ベースボールマガジン社、一九七五年、一八頁。

（二）荒川智行『「企業」と企業内レクリエーション・スポーツの問題―労働者・労働組合の対応をめぐる―』『文化評論』第

働者のレクリエーション活動に配慮するのは、労働生産性に配慮するのと同様の重要性を持つ、つまり、労働者の「余暇」を労働者の自由にさせず、「労働」のために管理し、より高い生産性の向上のためにという観点から扱う⁽¹⁾のであるから、経営者の準備した活動には批判的である。

こうした意図から、一九六五年には「新日本体育連盟」や「日本労働者スポーツ協会」が発足するが、しかし全般的にみれば、「資本の側のとりくみにおくれをとっていることを認めながらも、活動の方針、対策を明確に確立しえないで「摸索」している現状にあ⁽²⁾」ったといえよう。

他方、経営者側から見ると、産業構造の変化に対応する労働者の形成と労働組合対策である。すでに見た日経連の職場レクリエーションの位置付は次の項目を上げていた。

ア 人間疎外、精神疲労の対策

イ 相互理解の促進

ウ 若年層の人間形成

エ 民青対策

ここで特徴的なことは、「いずれも人間の思想感情に関する項目⁽³⁾」であり、いかに労働者の思想管理に腐心していたかがわかる。特にエにもあるように、六〇年安保改定以降影響力を増しつつあった民主青年同盟の浸透を食い止めるというのは思想的、政治的な意図そのものであった⁽⁴⁾。こうして労働者の心身の管理政策が一体となってこの時期のレクリエーションは促進された。

そのため職場でのレクリエーションリーダーの養成が必須となるが、そうした要望を基礎として日本レクリエーション協会に発足したのが「レクリエーション学苑」である（一九六三年）。

勤労者、地域住民のスポーツ（レクリエーション）要求も高揚し始めており、それをも取り込む形で推進された。

ここで注目されたのは、一九四七年以降、文部省の補助金で細々と活動してきた「日本レクリエーション協会」である。「発足以来苦難の連続であった協会は、昭和三六〇七年頃から年間の総経費にしても、急激な増加を示してきた。これは高度成長時代に入って、企業の合理化と労働生産性の向上にともなう余暇の増加とともに、大衆の健康意識の高まりとが相まって、レクリエーションの必要性が認識された結果であったろう。いわば、レクリエーションという、ひよわな植物がすくすくと育つにふさわしい、よりよい環境のおかげであったといっても過言ではありません⁽¹⁾。」

こうして六〇年代前半からは産業界や文部省の後押しによる職場レクリエーションを中心に急激な上昇を遂げ、七〇年代からはそれに加えて地域レクリエーション、そしてレクリエーション指導者養成も強調された。ともあれ、政府・文部省による財政援助と産業界の挺入れによって協会の活動は活気を得ていった。

(1) 『日本レクリエーション協会三十年史』一九七七年、八七頁。

(1) 職場のレクリエーション

職場のレクリエーション要求の高まりは、経営者側からもそして労働者側からも強いものとなってきた。まず労働者側から見ればそれは労働者の諸権利の一環として、自らの唯一の「商品」である労働力の健全な維持のためにも、そしてより高い人間性を目指す上でも健全なレクリエーションは必須である。と同時にそれが組合活動を通じて実現しなければならないときには、現実的には組合への結集度を高める便法としても活用されよう。その両者は結合して、企業側がすすめるレクリエーション活動への対抗としての実態もまた現実である。「資本家階級にとって、労

ところで、体協への寄付金は、七十一年度より税法上の優遇をうけ、試験研究法人と同様に扱われることになった。⁽²⁾さて、財務委員会は一九六五年七月六日に「財団法人スポーツ振興資金財団」に事業移管し解散した。この財団は、「財団法人東京オリンピック資金財団」(一九六〇年二月二十八日〜一九六五年一月三〇日)の継承団体として、オリンピック以降のアマチュアスポーツへの支援を目的として組織されたものである。

(1) 『日本体育協会七十五年史』一三五頁。

(2) 第一四回理事会議事録、一九七一年一月一三日。「社会体育振興事業にたいする寄付金の免除措置実現について」青木専務理事より報告があった。「国民総体育」関係事業推進に要する資金を確保するための寄付金の免税措置については、資金財団の資金の涸渇の現状、国庫補助金、公営競技補助金の大幅増額を期待することが困難な現状から、本会自らが調達にあたる方途として、かねてからその早期実現を念願し、努力してきたところであるが、先般の全国体協会長会議でも力強い応援をいただき、さらに文部省の積極的な協力を得て関係方面に幅広い請願等を行った結果、昨年二月自民党税制調査会で採択され、政府の昭和四十六年度の税制改正大綱に盛り込まれ、本会の受ける寄付金については試験法人と同様に扱われることになった。」「このことにより、本会への社会体育振興事業に対する寄付金は免除となるものであるが、本会加盟団体に対する同様の寄付金についても本会で領収書を発行して一括に扱うことによって免税措置が受けられることになる。」

2 日本レクリエーション協会

五〇年代は第二期で見たように、未だレクリエーションは活発でなく、職場や地域で細々と楽しめる程度であった。しかし、高度経済成長の矛盾が露見し始める六〇年代に入ると、様相は一変した。つまり職場内、あるいは地域においてその矛盾解決のための手立てが取られ始めたからである。その有力な手段の一つとしてスポーツを中心としたレクリエーションが、東京オリンピックへの組織化を絡めながら大きくクローズアップされることになった。一方

表 8

収 入

項 目 \ 年 度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
1. 国庫補助金	247,000	179,000	50,000	75,000	96,500	143,430	157,300	198,300	224,898	249,697
2. 公営競技補助金等	539,540	154,720	350,000	496,000	563,200	814,070	832,900	1,026,050	1,194,720	929,750
3. 繰入金	288,769	477,171	120,000	249,041	209,853	214,395	277,451	373,448	229,649	252,743
4. 経常収入	53,037	83,678	172,540	113,071	120,147	138,800	169,000	174,000	186,000	190,000
5. 負担金・分担金	63,198	38,633	89,402	158,517	102,344	123,956	176,609	130,581	265,358	202,180
合 計	1,191,544	933,202	781,942	1,091,629	1,092,044	1,434,651	1,613,260	1,902,379	2,100,625	1,824,370

支 出

項 目 \ 年 度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
1. 国民スポーツ普及事業費	117,596	74,986	139,350	144,000	142,150	145,400	153,630	140,669	235,657	296,627
2. スポーツ少年団事業費	31,000	25,540	32,713	43,000	48,500	54,000	64,000	110,796	187,581	178,832
3. 国民体育大会事業費		12,000	7,640	36,500	34,630	39,630	34,630	34,500	34,500	34,500
4. スポーツ指導者養成事業費			24,500	30,000	30,000	30,000	30,000	31,200	66,847	65,147
5. スポーツ医科学研究事業費			4,500	5,000	12,000	15,000	15,000	17,000	30,000	30,000
6. オリンピック等選手団派遣費	82,500	82,000	55,600	90,000	76,200	150,000	25,800	143,296	40,100	194,000
7. 国際交流事業費	89,259	15,978	127,133	211,580	121,107	111,243	118,546	118,357	122,645	127,181
8. 競技力向上事業費	880,152	476,396	105,006	188,309	188,257	243,658	403,854	343,376	294,376	100,347
9. 青少年センター運営費		101,334	119,500	180,000	274,200	469,720	553,800	718,985	822,919	492,736
10. 一 般 合 計	71,037	144,968	166,000	163,240	165,000	176,000	214,000	244,000	266,000	305,000
合 計	1,191,544	933,202	781,942	1,091,629	1,092,044	1,434,651	1,613,260	1,902,379	2,100,625	1,824,370

出典：「日本体育協会七十五年史」527頁）単位千円

日現在で二、六二〇（七九・二％）、七二年三月で三、三七六市町村中の二、九四六（八七・三％）である。

（１）『日本体育協会七十五年史』二〇九頁。以降七〇、七二年も同様二〇四頁。

（２）同右、二〇四頁。

（３）『社会体育実態調査』一九七〇年三月。

（４）青木半治「巻頭言・競技人口を一、〇〇〇万人に」『体協時報』第一九八号、一九七〇年二月号、一頁。

（６）体協の財政

体協財政の概要は表８の通りである。

この表からも一目瞭然、そして先の体協批判にもあったように、これでは組織として独立する基盤は無く、いろいろと従属的な傾向を帯びやすい。たとえば一九七二（昭和四七）年度の収入で見ると、公営競技補助金等ギャンブルからの約九億三千万円で五〇％強であり、そして国庫補助金が約一四％で次いでいるが、両者だけで全体の六五％にも及んでいる。

ところで、体協では東京オリンピック体制に入る段階で東京オリンピック組織委員会の資金財団とは別に、独自に財務委員会を組織した（一九六〇年一月二日）。初代の委員長は永野重雄富士製鉄社長、副委員長は大神一山一証券社長であり、その後も代々財界のトップクラスを配した。財務委員会の募金は年度ごとに募金充当事業を定め大蔵大臣認可の指定寄付金（免除募金）の指定を受け、経済団体連合会、日本経営者団体連盟、経済同友会、日本商工会議所の経済四団体の協力による財界募金、都道府県体育協会による地方募金等によって五カ年間の通算募金目標額一、〇六八、〇〇七、〇〇〇円に対し九九・三％の一、〇六〇、四七一、六八六円の実績を収めた^{（１）}。

（４）「座談会・社会体育の現状を語る——社会体育実態調査から——」『健康と体力』第二巻第七号、一九七〇年七月号、二三～四頁。

（５）「座談会・体育・スポーツの普及振興に関する基本方策」の中間報告をめぐって」『文部時報』第一一三〇号、一九七一年八月号、二七頁。尚、東龍太郎「わが国における体育・スポーツの現状と課題」同前、においても、元体協会長であり、『社会体育実態調査』の実施を要請した保健体育審議会会長である東自身、体協への苦言を呈せざるをえなくなっている。

（６）青木半治「明日の日本スポーツ界へ巨視的な展望と視野を」『体協時報』第一九七号、一九七〇年一月号、三頁。

（７）「委員会機構整備に関する答申」『体協時報』第二〇八号、一九七〇年二月号、四頁。

（８）「初の国民体育振興全国会議開かる」『体協時報』第二二四号、一九七二年四月号、四頁。

（９）「第六回理事会議事録、一九七〇年八月五日。このように、国民体育振興策といっても、その多くが文部省の委託によるものであり、体協独自の計画ではない。

（５）地域体育協会の設置

スポーツ振興法制定の背景には、各自治体担当者たちの要望も在ったことはすでに第二期において述べたが、それとの関わりで地域体育協会の設置も急増したのではないかとの予測は、どうも妥当ではないようである。

体育協会の設置状況を見ると、一九六六年七月現在では全国三、四一二自治体のうち一、四二二市町村（四二％）に設置されていた。^{（１）}六八年度からは「各市町村体育協会の設置推進」が始められ、^{（２）}六九年八月二〇日現在では全国三、二五四市町村のうち二、五六一（七八・七％）^{（３）}に上昇している。

七〇年度は翌七一年度が体協創立六〇周年であることを期して、諸事業の達成目標が示されたが、第四項目に、市
区町村体協の設置促進も上げられた。七〇年には八五％、七一年には一〇〇％である。^{（４）}実数としては七〇年九月一五

広報委員会からの活動予定が発表されたが従来の路線が繰り返されたに留まり、新鮮味のある提案は見られない。⁽⁸⁾ 前年の六月には保健体育審議会中間答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」がすでに出版されて、大きな世論になっている割には、ここでの議論はどちらかといえば「白けている」。敢えて新規なものといえば文部省からの全額国庫委託金⁽⁹⁾によって行うスポーツ教室開設、スポーツ相談開設くらいなものであろう。

この討議の中で、委員からの発言として、「スポーツ振興法の改正についての要望（とくに市町村に社会体育主事を必置し、市町村にスポーツ振興審議会を必置することを規定化すること）」「体育施設充実にについての要望（とくに国民運動場建設についての土地の取得について）」など積極的な提案も出された。

(1) 『日本体育協会七十五年史』一二七頁。

(2) 「座談会・国民スポーツへのステップ」『体協時報』第一九三号、一九六九年一〇月号、七〇八頁。ここで体協競技力向上委員会普及委員長山口久太と学者竹之下休蔵、加藤橋夫との間に明白な食い違いがあり、山口はいわゆる大衆化は体協の任務ではないと述べている。その事を竹之下、加藤は体協の構造的矛盾として指摘している。

(3) 文部省体育局『社会体育実態調査』一九七〇年三月。
体協に関する部分の概要は次のようである。

- ①市町村における体育協会の設置状況は平均で七八・七%（市九九・五%、町七八・五%、村六二・〇%）。
- ②体育協会の事務所所在地は、教育委員会事務局にあるのが都道府県で七四%、市町村では八五%。
- ③専任職員のある体育協会は平均四・八%（市一一・七%、町三・一%、村一・六%）。
- ④体育協会の役員は全国で約七万四千人で殆どが男性。
- ⑤体育協会の一団体あたりの年間総経費は平均、都道府県一、三二七万円、市八四万円、町三〇万円、村二〇万円。その財源は、補助金に依存しているところが大半である。
- ⑥会員の明確な体育協会は平均で二〇・七%（市四三・六%、町二五・二%、村一〇・三%）。

こうした軋轢は、日本体育協会には相当の圧力を与えたことは想像に難くない。この調査が開始された頃以降の体協の論調が変り、社会体育、国民スポーツの強調が「熱気」を帯びてくる。

前年に新専務理事となった青木半治は一九七〇年一月号の『体協時報』の巻頭言で、第一に社会体育の振興について触れ、次のように述べて意思表示をした。

「今後これ（社会体育振興——内海）を推進するにあたって、本会および各加盟団体がなにを志向し、いかなる施策をもつかということは、社会体育のこれからの発展と消長に、長期にわたる重要な影響を及ぼすことでしょう。私たちは、この自覚の上になつて今後の方向を確立し、国民総体育、一億皆スポーツへの道筋を開拓しようではありませんか。」⁽⁶⁾

七〇年四月二七日には理事会内に設置された「委員会機構検討小委員会（委員長栗本義彦）」の第一回会合が持たれた。二〇回を数える会合では、体協の事業として、

ア 国民総体育をめざす普及事業

イ オリンピック、アジア大会等を目標とする高度化スポーツにつながる事業

の二本柱にもとづき、⁽⁷⁾ JOCの在り方、副会長制の採用、評議員の定数の変更等大きな改革案を提示した。そしてその一環に「国民体育振興委員会」も含まれていた。

以降、体協はこの二本柱を基本方針として標榜し、社会体育にも力を投入せんと意図した。そのため七二年三月二十九日、体協講堂に全国から七八名の委員の参加を得て「国民体育振興全国会議」を開催した。委員とは競技団体、地方団体の代表からなり、第一線本部で指揮をとっている人々による盛り上がりを図ったものである。

会議は専務理事の総括的な提案に引き続き、スポーツ少年団本部、普及委員会、施設委員会、国体委員会、JOC、

こうした実態について、各方面からの批判が公然と巻き起こったのはいうまでもない。否、むしろ文部省としては補助金を与えてはいるものの、これから進めようとしている社会体育、国民スポーツの施策にとって、手足となって動いてくれるはずの頼みの綱となる体育協会の実態では心もとないことから、調査の意図としてそうした批判を計算に入れていたとも考えられる。その後、文部省の出版物でも体育協会への批判が公然と掲載される。こうした思考はスポーツ教室の開催や、指導者養成事業等の文部省の新規事業が委託事業として体協に降ろされていることから納得されるであろう。

「体協というものは、上から作られた団体なんですネ。『根なし草』のようなものです。それに体協が行政と癒着していて、社会体育＝体協の行事化の傾向がみられます。会員へのサービスをせずに、大会とか一日行事的な活動が体協のしごとになっているんですね」(衆野)。

「体協は果たして社会体育を推進する母体になっているかどうか……」(高田)

「財源についていうと、本部は、大半ギャンブルからもらっているんですね。下部は市町村の補助金にたよっている。したがって、経済面で独立する基盤は全くないんです。」「市町村の理事は県の理事に、県の理事は中央の理事にというように、何か名譽欲を満足させるためのポストになっているんです。この体質が改められないかぎり、社会体育を推進するなんてとんでもないんですからね。」(伊東)⁽⁴⁾

「教育委員会に人がいないんですよ。ほんの二、三人でやってるわけですね。一六万人の市の体育行政を二、三人でやっているわけです。金は一応ついても手足がない。体協は金はないけれども手足はある。そこで行政と体協の癒着が起くる。市の社会体育の方向というものが、体協と行政の話し合いで出てくる。すると体協は体協的な要求をする。それでは市民と結びつかない。」(武笠)⁽⁵⁾

校長が泣いた

あなたはそれを知らない

知らないあなたは

僕たちを見て何を感じる

（１） 埼玉県高等学校教職員組合編『埼玉国体白書―教育現場からの報告―』労働旬報社、一九六八年。

尚、国体が二巡目を迎えた京都府民は国体の民主的改革を展望した方針を提起した。京都自治体問題研究所編『国体―これでもいいのか、二巡目京都からの提言―』かもがわブックレット、一九八八年。この詳細は、第五期で触れよう。

（４）地域スポーツと体協

体協はこれまでも社会体育の振興に対して、一九五三年五月二〇日に社会体育審議会を設置したがたいした活動もせずに五九年九月の寄附行為改正で廃止している。^{（１）}その後も機会あるごとに社会体育振興、国民スポーツの重要性には言及しながらも、実際は大したことは行っていない。否、むしろ体協のいう普及とは「競技力向上のための底辺手段論」^{（２）}の水準であったのではないか。こうした体協の持つ構造的な欠陥は地方レベルにいたるまでに内蔵したのである。

こうした背景もあり、六九年七月八月に行われた文部省の「社会体育実態調査」^{（３）}（七〇年三月公表）は、体協（日体協から地域体協まで含めて）が国民スポーツの普及には力になっていないことを示した。

僕たちは

旅行を失い

授業を奪われ

クラブを乱され

貧血で倒れた

僕たちは

あなたの拍手もいらない

微笑もいらない

これを行う理由

それが欲しい

僕たちにわかる答えが欲しい

あなたがそこにすわる一ト月前

雨の降る土曜の午後

集会が開かれ

激論がかわされ

いこと。

イ「埼玉国体」にかかわる高校生の行動には自衛隊を関係させないこと。

ウ「埼玉国体」を理由に、県・公立高等学校において「君が代」「日の丸」を強制してはならないこと。

エ 県・公立高等学校の行事計画の策定については、それぞれの学校の職員会議による民主的な決定を尊重すること。

オ「埼玉国体」にかかる一切の経費は、生徒・職員並びに各校における後援会などの国体会計に負担させてはならないこと。

しかし実態は先に述べたように、国体成功の目標の前にすべてが犠牲にされた。

次の詩は国体の開会式と閉会式を彩るために一年半にわたってすべての体育時間はもちろん、他の時間や放課後まで来る日も来る日もマス・ゲーム練習に駆り立てられたある高校生のものである。

ロイヤルボックスに

すわっている

あなたは

僕たちを見て

何を思っている

この一四分間のために

衛隊を含む実行委員会を構成し、さらに「教育正常化」を利用し教職員組合を弾圧しながら、総合優勝を遂げた。

こうして国体はますます国民、県民からは遠ざかりながら、一方では上からの統合化が強力に進められた。そうした問題点を体系的に纏めたのが埼玉国体（第二回、一九六七年）における『埼玉国体白書——教育現場からの報告』⁽¹⁾である。ここでは大きく三つの視点から問題点が整理されている。その後の問題点の殆どがすでに現れており、その概略を見ておこう。

第一は「国体は教育を破壊した」。天皇杯獲得への国体非常時体制によって選手強化対策が強行され、中学校から高校へのスカウト、ジプシー教員の急増、「選手生産高校」の出現等。またマス・ゲームは授業に支障を来たし、学校諸行事がそれに従属させられる。また教師や生徒の動員や経費負担も度重なる寄付集めとともに大きな負担となった。

第二は「うえからの思想動員」に国体が利用されている。日の丸・君が代の強制、天皇・皇族の県内訪問、自衛隊の運営委員会への参加等、六八年一〇月に予定されている明治百年祭と結合した、「県民運動」の展開である。

そして第三は「破壊される県民生活」である。埼玉国体は開催経費が関連事業費を含めた国体史上初めて一〇〇億円を越えた大会である。関連事業費とはすでに東京オリンピックで見たように産業界の利潤対象となる土木建築の建設である。当時、埼玉県の財政力は全国で第八位、知事の月給は第二位にもかかわらず、高校教育費は全日制は第三〇位、定時制は第三八位であった。このように、県民負担による国体であった。

だからこそ、県教職員組合を中心とした反対運動が高揚したのであり、その意図するところは埼玉県高校教職員組合が県教育委員会に申し入れた次の五点に焦点化された。

ア 「埼玉国体」のために、県・公立高等学校の正常な授業を阻害したり、高校生に過重な負担を強いてはならな

た。したがってウのスポーツ指導者養成のみが重点となった。⁽¹⁾

こうしたなかでも国際大会は幾度か開催された。六六年第五回アジア大会（バンコク）、六八年オリンピック（メキシコ）、七〇年第六回アジア大会（バンコク）、七二年オリンピック（ミュンヘン）、そして七二年冬季オリンピック札幌大会へ向けて、莫大な費用が要請されたが、これらは後の「財政」でみるように、外部への依存の強化であった。

（１）『日本体育協会七十五年史』一五四頁。

(3) 国民体育大会

国民体育大会（国体）が、日本体育協会の存在根拠（レーゾンデートル）であることは、その誕生の経緯である第一期で述べた。そしてそこには若干の民主的発展の芽もあったが、「国体護持派」による日の丸・君が代の復活、天皇の参加等が強行されてきた。とは言え、終戦直後の物資、文化の乏しい時代にあつては、国体が国民の享受する数少ないスポーツ行事であり、一定の支持も得ていた。

その後、四〇～五〇年代における幾度かの開催危機はあったが、六〇年度の高度経済成長とともにその開催が派手になり、しかも六〇年代を通じての軍国主義復活化の過程で、天皇賛美がいつそう強化された。今日言われる「国民のための国体か、天皇のための国体か」という問いにみられる逆転の実質はこの六〇年代に起きたとも言えよう。

東京オリンピックと同年の一九六四年に行われた新潟国体（第一九回）では、いわゆる「ジプシー選手（教員）」によって、開催県として初めて総合優勝を遂げた。これは東京オリンピックの選手が「開催国のホストとして勝つことが礼儀である」とその尻を叩かれたことの地域版であった。続く岐阜国体（第二〇回）では、知事を長として、自

主な目的 ①体力と技術の融合 ②重点的英才教育の実施 ③東京国際スポーツ大会での実力評価 ④トレーニング・セン

ターの確保 ⑤健康管理の実施

一九六四年度 仕上げ期

主な目標 ①臨戦態勢の確立とオリンピック代表選手団結成準備 ②仕上げ期トレーニングの実施 ③健康管理の実施

(2) 関春南「戦後日本のスポーツ政策——オリンピック体制の確立——」『経済学研究』一橋大学研究年報、一九七〇年、二二三頁。

(3) 内海和雄『がんばれスポーツ少年』新日本出版社、一九八七年。

(2) オリンピックの「反省」

東京オリンピック選手強化策本部の遺産と成果を継承し、わが国のトップレベルの競技者群のいっそうの強化と国民体力の向上とスポーツ底辺の拡大をはかることも含めて、体協内に「競技力向上委員会」が新設された（六五年四月）。日本自転車振興会と日本小型自動車振興会等公営企業団体からの補助金を財源にして、次の五つの小委員会を構成した。

ア トレーニング委員会（強化合宿）

イ 国際交流委員会（国際交流）

ウ コーチ研修委員会（指導者養成）

エ 普及委員会（普及）

オ 施設委員会（施設整備）

この体制は七〇年度まで継続したが、アイは当初配分で終了し、エオは七〇年代以降まで大した活動もなく経過し

した。

歴史上、子どもがスポーツをするようになったのはきわめて現代のことであり、日本においては主要には戦後の教育改革における学校体育であるといえよう。しかし地域の子どもスポーツの組織化はほとんどいってよいほどになされていなかった。高度経済成長下での子どもの遊び（時間・仲間・広場・文化）の消失が指摘され始めていたなかで、子どものためにそして主要には大人自身のために子どもスポーツクラブが組織されていった。全国一地区に青少年スポーツセンターが建設され、諸外国との交流など、活動も活発である。また指導員養成も重視されてきた。一九八五年段階では団数二九、四九〇、団員数一、〇九五、六七三名、指導者数一二七、六五一名の組織に拡大した。当然この背後には自治体における諸奨励策の支えがあった。

しかしこうした拡大の一方で、日本スポーツ競技力の相対的な低下の中、このスポーツ少年団がそうした選手養成の予備軍化し、子どもスポーツの加熱現象の震源地となっているのも各地での実態である。

（１）日本体育協会『東京オリンピック選手強化対策本部報告書』一九六五年、四九頁。

一九六〇年度 第一次基礎準備期

主な目的 ①本部組織機構の確立 ②コーチ制度の設置 ③トレーニング・ドクターの配置 ④スポーツ科学研究の基礎固

め ⑤一般的強化と新人の発掘

一九六一年度 第二次基礎準備期

主な目的 ①トレーニング思想の確立 ②からだづくりの展開 ③国際交流の実施 ④立地条件の整備

一九六二年度 第一次本格的強化活動期

主な目的 ①からだづくりの積極的実施 ②海外事情の調査 ③精神教育の実施 ④トレーニング用具、用具の整備

一九六三年度 第二次本格的強化活動期

り、金メダル一五を目標に総額二〇億六三〇〇万円の費用を強化事業に投入した。

本部では全国的な支援体制を整備するために東京オリンピック選手強化全国協議会を設け、さらに本部活動に対し側面援助を行う「東京オリンピック選手強化特別委員会（委員長・東俊郎）」を設置した。そして「東京オリンピック大会選手強化に関する白書」を作成し、「選手強化五ヵ年計画」^{〔1〕}を策定した。

この選手強化事業はその殆どが体協によって担われたため、体協の活動としては六〇年代前半は国内的には国民体育大会の実施を除けば、その全勢力がこの五ヵ年計画に沿ってオリンピック中心に投入された。

現代スポーツは科学戦であるといわれる通り、日本においても「スポーツ科学研究委員会」が結成され、上記の選手強化の一端を担ったが、こうしたスポーツ科学（特に自然科学分野）の発展はその後の国民スポーツの発展の基礎としても役立つものであった。

ところで「ホスト国」としての意気込みは、そうした科学性を超越して、非合理主義の温床ともなった。つまり、勝利こそ第一とし、敢えて医学上、人道上の常軌を逸した猛練習で『おれについてこい』『成せばなる』と豪語した大松博文や、根性のない選手の頭を『剃るぞ！』と脅した八田一郎などの猛烈ぶりもまた、選手像として強調され、一般社会にも浸透した。^{〔2〕}これらの背景には当時の産業界における「猛烈社員」形成のイデオロギーとしても需要があったからである。

この六〇年代前半には「スポーツ少年団」が結成された。その組織化の動きは六〇年六月に体協が呼び掛けた「オリンピック青少年運動推進懇談会」に始まる。スポーツ振興法第八条でも青少年スポーツの振興は強調され、こうして六二年六月二三日に体協の創立五十周年記念式典会場で発足した。その初年度末の六三年三月三十一日現在、登録団數一七三で、その年の七月には二〇〇〇団体を組織して第一回スポーツ少年大会を御殿場の国立中央青年の家で開催

になった。オリンピックの施設建設地問題の中で、米軍の旧ワシントンハイツ跡地の一角を提供され、その事務所を御茶ノ水から移転した（一九六四年七月）。これが現在の岸記念体育館である。移転に併う一〇億円の利潤は基金として運用されることになった。

さて、日本体育協会の主要な活動はオリンピックを柱とする国際的活動と国民体育大会を柱とする国内活動の二本柱である。特に後者に関しては、選手強化（高度化）と普及（大衆化）という旗を掲げてはきたが、現実には「大衆化」は殆ど不履行のままであった。この不履行は一九六四年の東京オリンピックへ向けた体制の中でさらに進化した。またその過程で、財源をこれまでの国庫補助金、公営ギャンブルへの依存から、さらに財界にも依存するという「従属路線」を邁進することになる。そしてオリンピック後、その「反省」による選手強化策が強められながら六〇年代は終わろうとしていた。

しかし一方では国民のスポーツ要求が高揚し、そうした背景の下に、保健体育審議会は答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の準備過程で、一九六九年七月八月にかけて全国的な「社会体育実態調査」を行った。この調査結果は先述したように市町村レベルでの体育協会の実態についても、地域住民からは掛け離れた厳しい実態を明らかにした。文部省との関係においてこれは大きな圧力となり、危機感を抱いた体協幹部は、ようやく国民・地域住民一般にも目を向けようとし始めたというのが、この第三期末の体協の基本的特徴である。以下、六〇年代の体協を概観する。

(1) 東京オリンピックへ向けて（競技力向上）

JOCは一九六〇年一月一八日に「東京オリンピック選手強化策本部」を設置し六〇～六五年の六会計年度にわた

年代から七〇年代にかけてはスポーツの占める位置は急速に高まったと言えよう。そしてスポーツ法制、スポーツ行政が急激に発展した時期であったと言えるであろう。スポーツ振興法は、予算提案権を持たない議員立法という制約を持っていたが、それが客観的に持ったスポーツ振興の側面は、情勢の熟する中で諸要求の法的な根拠として大きな支えとなった。そして、七〇年代は多方面からの要求、「思い」が一致し、いわば「平和的」に結合されて推進された。それがオイルショックによる不況にもかかわらず、七〇年代後半に施設建設が相対的には前進した要因であった。

これらを法制上からみれば、結果的にせよ公共施設重視、それによる国民のスポーツ享受の具体的保障を、そしてスポーツ権の発展を支える具体的、物質的基盤を形成した。続く第四期はスポーツ振興法・保体審答申路線の多方面への影響が中心的な論点となるう。

尚、この第三期では引き続きこの時期の特徴を形成した日本体育協会他の動向、自衛隊とスポーツ、そして国民スポーツ運動について検討する。

(1) こうした規定関係は菅原礼「保体審答申（中間報告）の内容を検討する」『体育科教育』一九七一年九月、二二頁。その他当時の文部省関係者等からの文書で明記されている。

三 日本体育協会他

1 日本体育協会

スポーツ振興法の第六条（国民体育大会）で、日本体育協会はその組織名が明記され、「国家」的認知を得ること

これは第二三回日本体育学会(七一年一月)のシンポジウム「五大政党の体育・スポーツ政策を聞く会」での模様を基盤としたものであるが、編集部では次のようにまとめている。「誤解のないようにいっておくが、このレポートは、特定の政党を非難し、特定の政党をほめようというものでももちろんない。しかし、以上の政策からみても明らかのように、真に国民体力の向上を願ひ、考えているのは、どうやら共產党以外になさそうだ。」(七頁)

(3) 川本信正「これからの体育・スポーツのあり方」『健康と体力』一九七三年三月、臨時増刊号。

(4) 「座談会・保健体育審議会の中間報告をめぐって」石川(文部省体育局体育課長)発言。『健康と体力』一九七一年九月、九頁。石川はまた別のところでも同じ論理を展開している。石川「わが国における体育・スポーツ施設の整備拡充」『文部時報』第一一三〇号、一九七一年八月、三五頁。

(5) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年。

(5) スポーツと法

スポーツ振興法の制定後、国及び自治体においてオリンピックへ向けた条件整備が図られた。文部省では六二年度より「スポーツ教室育成補助」を開始したり、自治体においては体育指導委員の増員等、さらに体育協会設置の増加等が推進されたが、現実にはそれらを含めて殆どの自治体では国民体育大会等との関わりで専ら選手中心の施策が重点であった。そして「世紀の祭典」の後、その熱も醒めつつある頃、国民、地域住民のスポーツ要求が徐々に表面化してきた。この中で、スポーツ振興法に依拠しながら七二年答申が提起された。⁽¹⁾それは施設建設ばかりではなく、スポーツ行政組織の確立も強調し、それ以後の行政における体育・スポーツ部局の確立に大きな刺激となった。

こうして六〇年代における各自治体でのスポーツ行政は、スポーツ振興法によってスポーツ施策に一定の法的根拠を得て、さらに東京オリンピックで拍車を掛けられ、七二年答申で条件整備の根拠を提起された。この意味では六〇

の後ろ向き行政の一端が見えるのである。

ともあれ、この答申が提起した施策に対して、その財源や具体的実行案に対する心配はあっても、案それ自体への反応は極めて積極的なものが大勢であった。

こうして、答申の持った客観的意義、そしてスポーツの内外への影響は計り知れなく大きかった。特に後者については次期の検討の主要な内容となるが、そうした基盤の理念をこの答申は提示したといえよう。それは先に述べた川本の発言に集約されているが、国民のスポーツをする権利（スポーツ権）の物質的基盤を形成したことである。つまり、六一年のスポーツ振興法がスポーツへの参加の自由権を保障したものであるとすれば、この七二年答申はその自由権を具体化するための社会的保障（社会権）であるからであり、そこにはスポーツが単に個々人の営みではなく、社会的な営みであるとするスポーツの公共性の観念がもはや一般的な通念として承認されることを告げたものである。これ以降、スポーツは、特に自治体において、地域政治の緊張関係の中にありながらも、全般的に大きく発展していった。

さて、答申の客観的意義の第二は、各自治体における施策を為す上での整備基準を具体的に提示したことにある。これをガイドラインにして自治体では行政の努力目標が出来たのであり、そしてそれは諸々の力関係で動く政治・行政の中にあつて、どちらかといえば非力な教育・福祉分野の政策推進上の「御墨付き」が与えられたことである。この事はかつてのスポーツ振興法においてもいえてたことであるが、今回はそれ以上であった。

(1) 川本信正「中間報告に対する世論の反応」『健康と体力』一九七一年九月。

(2) 『体協時報』第二二五号、一九七二年五月号では、編集部レポートとして「日本の体育・スポーツ政策——『五大政党の体育・スポーツ政策』を中心に——」を掲載している。

年代以降のスポーツ政策上決定的な意義を持つことになる。この点は今後の本研究における第四、五期の中で検討する。ここではこの答申の意義をめぐる二つの意見について触れておきたい。

まず最初は、この答申作成の小委員会の委員長であり、まさにこの答申の「直接的責任者」である川本信正の意見である。川本は中間報告に対する世論の反応を纏めた⁽¹⁾。ここでは各新聞社の反応と同時に、政党では唯一見解を公表した日本共産党⁽²⁾と、スポーツ団体からは新日本体育連盟の見解を紹介している。そして川本は中間報告の特徴を次の三点にまとめている。

ア 従来の日本のスポーツ施策が選手中心の競技会スポーツに偏向していたことに率直な反省を示し、そこからスポーツ振興の新しい方策を導き出していること。

イ 地域社会のスポーツ活動に適応する施設の基準を示したこと。

ウ これらの施設を拠点に、市民の自発的なスポーツ活動が、自主的・民主的に進められる構想を明らかにしていること。

そしてこれらを支える思想として、一九七三年が「福祉元年」として叫ばれていることと関わらせながら、スポーツが福祉政策の一環であり、国民の「スポーツする権利の保障」として捉えられる必要性を述べている。⁽³⁾

こうした川本の把握、位置付けが歴史の発展方向に沿ったものであるとするならば、次のものはやや卑屈なものである。つまりこの答申を必要とする背景に「公害を乗り越えていく体力がほしい」とする要求を見ようとするものである。当時の背景は、六七年六月の新潟水俣病訴訟をはじめとするいわゆる四大公害裁判が提訴され、七一年六月にはそのうちの一つであるイタイイタイ病訴訟における原告勝訴を皮きりに、そしてすべて原告勝訴へ続く時期であった。教科書における「公害のないところに住みましょう」等の記述への世論の批判も出始めていた頃であり、文部省

して、これだけの施設は一人文部省だけでは不可能であり、それらの関連する省庁の足並みが前提とならざるを得ないからである。⁽⁴⁾

(1) 『日本スポーツの現状』(一九六四年三月)には戦後の整備基準案が纏められている。今回の答申の直接的な源流は、六一年のスポーツ振興法における(施策の方針)第三条、(計画の策定)第四条、(施設の整備)第十二条等に規定されている。六一年九月のスポーツ施設の整備の基準等の諮問に対しては、スポーツテスト等についての答申はあったが、施設設置基準については答申がなかった。そして六四年の諮問「スポーツ振興に関する基本計画について」に対しては一定の案が中間報告として提案されたが、最終答申が出されず、結局はあやふやなままに流された形となった。そして今回に至ったわけである。

(2) したがってこの推定と算定は次の二点で問題とされなくてはならない。第一は、一九八五年段階におけるスポーツ人口の推定である。つまりその後の歴史の中で、この数値の予測が変動すれば(特に一九八三年段階で)、施設数の算定も変更しなければならぬからである。第二は一コマの人数の問題である。これは指導法やその時々の施設の運営法によって変化するのであるが、イメージとしてはやや多めとなっている。したがってこれらもその後の実態の中で「適正人数」の点から再検討されなければならない。

いずれにせよ、この基準が提起した内容は多大なものであり、それを基礎としてその後の進展状況が検討される必要がある。

(3) 岩瀬孝「保体審答申(中間報告)と行政の壁」『体育科教育』一九七一年九月、二七頁。

(4) しかし同右、岩瀬によれば、文部省は他省庁との足並みよりも、独断専行的に突破しているようである。このあたりは行政の「縄張り争い」なのであろうか。

②答申の意義

答申の内容は当時の社会の総体的な反映であるが、この答申が提起した施設建設の整備基準はその後、つまり七〇

表7 1週間あたりの種目別推定スポーツ人口（人口10万人につき）と施設数

		18歳以上の社会における推定スポーツ人口	人口10万人の都市におけるスポーツ人口に必要な施設数の計算 (中、高校生は、1週2回行なうものとする。 社会人は週1回行なうものとする。)	昭和60年までに整備すべき施設数
運動広場	野 球 ソ フ ト サ ッ カ ー 陸 上 (小 計)	960 580 290 <u>1,830</u>	生 徒 $1343 \times 2 \text{ 回} \approx 2600$ 社会人 ≈ 1800 $\frac{4400}{4400 \div 750 \text{ 人 (1 コマ 75 人} \times 10 \text{ コマ)} = 5.86 \approx 6.0}$	10,000 m 以上 6
コート	バレーボール テ ニ ス (小 計)	1,030 640 <u>1,670</u>	生 徒 $1520 \times 2 \text{ 回} \approx 3000$ 社会人 ≈ 1700 $\frac{4700}{4700 \div 500 \text{ 人 (4 面 50 人} \times 10 \text{ コマ)} = 9.4 \approx 10}$	10 コートが4面とれる 広さ(9×4面=36面)
体育館	卓 球 バドミントン バスケット 体 操 (小 計)	830 390 150 90 <u>1,460</u>	生 徒 $1509 \times 2 \text{ 回} \approx 3000$ 社会人 ≈ 1500 $\frac{4500}{4500 \text{ 人} \approx 900 \text{ 人 (1 コマ 60 人} \times 15 \text{ コマ)} = 5.0}$	5
柔剣道場	柔 道 剣 道 (小 計)	190 100 <u>290</u>	生 徒 $510 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} \approx 1000 \text{ 人}$ 社会人 $\approx 300 \text{ 人}$ $\frac{1300 \text{ 人}}{1300 \text{ 人} \div (60 \text{ 人} \times 15 \text{ コマ)} \approx 1.44 \approx 1}$	1
プ ー ル		<u>7,470</u>	生 徒 $1158 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} \approx 2300$ 社会人 ≈ 7470 $\frac{9770}{9770 \text{ 人} \div (70 \text{ 人} \times 17 \text{ コマ)} = 4.04 \approx 4.0}$ (水泳人口9,770人のうち、約半数は海、湖沼を利用するものと推定する)	4
計		12,800		

注 コマは施設の時間帯による使用回数

出典：同前 37頁

表6 人口10万人の都市におけるスポーツ人口

	種 目	実施年令の 範 囲	人口10万人の都市における		
			対象年令人口	推定スポーツ人口	現在のスポーツ人口
運動広場	野 球	18～49 歳	※2.4 万人	960 人	528
	ソフトボール	18～49	※2.4	580	336
体育館	卓 球	18～49	4.9	830	784
	バドミントン	18～49	4.9	390	196
	バスケットボール	18～39	3.8	150	76
	体操競技	18～29	2.2	90	44
コート	バレーボール	18～49	4.9	1,030	490
	テ ニ ス	18～49	4.9	640	196
競技場	陸 上 競 技	18～49	4.9	290	196
柔剣道場	柔 剣	18～49	※2.4	190	96
	道 道	18～49	※2.4	100	48
プール	水 泳	18～59	5.7	7,470	5,358
計		人口に10万都市における18歳以上の比数 67,100 人	12,720 対象年令人口に 対する比率19.4	8,318 対象年令人口に 対する比率12.4	

(注) ※は男

(注) 水泳を除くと7.9←→4.5

出典：石川智亮「わが国における体育・スポーツ施設の整備拡充—諸外国との対比において—」『文部時報』

第1130号，1971年8月，36頁

この基準に基づき文部省が試算したところによれば、今後一五年間に三一、四八二カ所が整備されなければならず、建築費だけで四、四四五億円、土地購入費、設備費などを見込むと、実に八、六三五億円に達するものである。

さらに答申は、先の施策項目にあったように、体育協会に限らないスポーツ団体への援助、研究体制の確立等についても提案している。また施設建設における資金の問題、さらには「関係省庁の協力体制の確立」項目に見るように関係省庁の相互協力等についても触れている。これは、この答申の大胆な提案自体が、「新全国総合開発計画」(一九六九年)とそれにもとづく各省庁の個別な観光・レクリエーション計画との呼応関係の上に可能であり、そ

表5 日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準

プ ール	屋内運動場		屋外運動場		施設 人口 規模
	柔剣道場	体育館	コート	運動広場	
ル○水面積四〇 ㎡のプー 一か所	道場○床面積二〇 ㎡の柔剣 一か所	館○床面積七二 ㎡の体育 一か所	一ト六〇㎡の コ二か所	運動一〇〇㎡の 広場一か所	一万人
ル○水面積四〇 ㎡のプー 二か所	道場○床面積三〇 ㎡の柔剣 一か所	館○床面積七二 ㎡の体育 二か所	一ト四〇㎡の コ四か所	運動一〇〇㎡の 広場二か所	三万人
ル○水面積四〇 ㎡のプー 三か所	道場○床面積三〇 ㎡の柔剣 一か所	館○床面積七二 ㎡の体育 三か所	一ト六〇㎡の コ六か所	運動一〇〇㎡の 広場三か所	五万人
ル○水面積四〇 ㎡のプー 六か所	道場○床面積四〇 ㎡の柔剣 一か所	館○床面積七二 ㎡の体育 五か所	一ト八〇㎡の コ一〇か所	運動一〇〇㎡の 広場六か所	一〇万人

出典：『体育スポーツ総覧5』文部省体育局体育課監修，ぎょうせい

(注) この表の面積は，実際に運動を行なう場所の面積

推定スポーツ人口を割り出した。

これが表6である。この人口については次の三点が考慮された。

ア 小学校児童は原則として小学校の施設を利用することで算定から除外。

イ 中学校・高等学校の運動クラブ員はそれぞれの学校の施設を利用する。

ウ 中学校・高等学校の非クラブ員は一般社会

人とみなし、一週間二回利用することを前提に日曜から土曜日までの時間帯を勘案して計算する。

この施設を利用する主たる人口の一九八五年の推定値は、中・高校生六四九万人、一般社会人は八六四万人（二一・九％）から一、五四五万人（二九・一％）に伸びると想定して計二、三〇〇万人と考えられた。

これらの推定スポーツ人口（十万人に占める）と、それぞれの施設の回転率（一日のコマ数×コマ参加数）を基礎にして算定されたのが必要施設数である（表7）。こうして先の表5のような施設の整備基準となった。

の手直しは若干のものであった。マスコミを含めての影響はむしろ中間報告に顕著であった。

答申は、その参考資料の量と質から分るように、これまでの学問的な粹を結集して作成されたと言っても過言ではない。国民の健康（疾病）状況、体力状況、生活時間や自由時間の実態、そしてスポーツ活動、施設等の実態、さらに諸外国の動向も踏まえられた。

具体的な施策の提案は次の七項目に纏められた。

- ア 体育・スポーツ施設の整備
- イ 体育・スポーツへの参加の推進
- ウ 体育・スポーツの指導者の養成・確保と指導体制の確立
- エ 学校体育の充実
- オ 研究体制の整備
- カ 資金の確保とその運用
- キ 関係省庁の協力体制の確立

以上の中でも中心は施設整備であり、その整備基準が具体的に提案されたことである。この施設整備基準についてはこれまでも何度か提案されてきたことはあるが、その都度曖昧にされてきたものであった。⁽¹⁾しかし今回、現状の競技人口を基準に、今後予想される人口を勘案して表5のような「日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準」が提案された。

これらの必要施設数の算定は、種目ごとの現在のスポーツ人口（一九七〇年総理府の「スポーツの世論調査」）を基礎にして、この他に今後やってみたいものの三分の一は施設があれば加入するとして一五年後の一九八五年段階の

がら、「第一に公共施設の不備、とくに日常生活圏におけるレジャー施設の貧困⁽⁴⁾」という当時の社会的要因も注目されねばならない。

このような国民全般のスポーツ要求の向上が、施設不足をいっそう深刻なものとさせ、施設建設の必要性を増幅していた。

(1) 渡辺義行「日本におけるスポーツ大衆化への道程」『教育医学』第三二巻四号、一九八六年三月。渡辺はここで、「東京オリンピックが日本のスポーツの大衆化に対して然したる影響は与えていない」と述べている(二七頁)。

(2) 日本体育協会第一七回理事会(一九六九年二月三日)には日本バレーボール協会の前田副会長より、朝日新聞社との共催、協賛に民間会社二社の協力を得て、国内の推定競技人口三〇万人といわれるママさんバレーの全国大会を東京において開催することになったので、社会体育振興の立場から本会后援名義の使用承認願いが出された。

また、後援については文部省にも打診中である旨報告された。そこで文部省としては、「民間会社が協賛するスポーツ大会に文部省が後援名義を与えたことは前例にないが、前向きな姿勢で極力後援できるよう省内で検討中である」との発言が文部省早川スポーツ課長からなされた。(第一七回理事会議事録)

ここにはすでにコマースリズムの影が見え始めている。結局、体協としても企業の宣伝は表に出さないという条件で承認するが、その後企業側がこの約束に反し、トラブルとなった。

(3) 石川弘義編『余暇の戦後史』東京書籍、一九七九年、二二四頁。

(4) 同前、一三三頁。

(4) 七二年答申の内容と意義

① 答申の内容

中間報告(七一年六月一九日)以降、関係諸機関の意向を聞いて本答申(七二年二月二〇日)が出されたが、そ

一九五五年頃から六〇年代を経て七二年あたりは戦後日本の中でもスポーツ人口が急激に増加した時期である。⁽¹⁾東京オリンピックもこうした国民のスポーツを「する」要求と結合した「見る」要求に支えられていたことは間違いない。特にテレビの普及が大きな役割を果たした。その普及度合を見ると六〇年には全世帯のほぼ五〇%であったものが、六四年の東京オリンピックへ向けて八〇%台に上昇し、七〇年には九〇%近くになった。見るイベントとしての大阪万国博は約半年間（一九七〇）に六四二二万人を集めた。

特に東京オリンピックの推進と関わって、勤労大衆の立場からその在るべきスポーツ像、スポーツ組織像の模索が行われた。それは後述するように「新日本体育連盟」や「日本労働者スポーツ協会」等の発足である。しかしこうした独自の組織結成とまではいかなくとも、既存の組織内においてもこれまでは無い社会階層の組織化が進んだ。その典型的なものが一九七〇年四月に開催された第一回家庭婦人バレーボール大会⁽²⁾であろう。これまでは家庭の中に閉じ込められていたこの人々が、東京オリンピックを前後する「東洋の魔女」⁽³⁾日紡貝塚バレーボールチームの活躍に発奮したことも事実であろう。

これらの国民のスポーツ要求の根底には、高度経済成長下での都市化と大量消費社会化のもとでのレジャー・ブームの到来があった。「儉約は美德」から「消費は美德」、「余暇善用論」へと、国家・企業がこぞってイデオロギーの転換を促進した。

「六〇年代のレジャー市場をリードしたものは宿泊、旅行を含めた観光と、ボウリングを含めたスポーツレジャーと、ギャンブルが御三家であった」⁽³⁾。特にボウリングについていえば、六〇年には全国に二センター、三二レインであったものが、十年後の六九年には九九八センター、二万三〇二レインとなり、頂点の七二年にはそれぞれ三、〇〇〇センター、十二万レインを越えていた。この伸長の要因には、ボウリングそれ自体の快適さ、手軽さもさることな

中間報告、答申に対して影響を与えたのは、国内の政治経済的背景、そして「社会体育実態調査」ばかりではない。諸外国、主にヨーロッパの国々のスポーツ政策、特に公共スポーツ施設の設置基準は多大な影響を与えた。

「種あかししてしまえば、たしかにイギリスの『プランニング・フォー・スポーツ』ですけれど、それをそのまま、まねしたんじゃないくて、日本のスポーツ人口をいっただう考えるか」⁽¹⁾を前提として、「必要施設数は現在の客観的な需要と言うものの算定の上に、組たて」たのである。

既に六八年三月には文部省体育局から『外国における体育・スポーツの現状』が発行され、海外の動向が紹介されていた。一九六〇年以降一五年計画で約五六〇〇億円を投じてスポーツ・レクリエーション施設を建設せんとした西ドイツの「ゴールデン・プラン」や、一九六八年のイギリスのアドバイザー・スポーツ・カウンシルによる「プランニング・フォー・スポーツ」計画、そして一九六一年から実施されたフランスの「スポーツ協会体育施設五カ年計画」などがある。⁽²⁾さらに米国の実態も報告されている。⁽³⁾

以上のような諸外国におけるスポーツ振興の実態、そこにおける施設建設基準の考え方、試算方法などもまた、具体的な形で答申を支えたのである。

(1) 「座談会・保健体育審議会の中間報告をめぐって」江橋慎四郎発言、『健康と体力』一九七一年九月、一一頁。

(2) 石川智亮「わが国における体育・スポーツ施設の整備拡充―諸外国との対比において―」『文部時報』第一一三〇号、一九七一年八月。

(3) 江橋慎四郎「諸外国における体育・スポーツの振興計画」『健康と体力』一九七三年三月号臨時増刊。

④国民のスポーツ要求の発展

根拠を引き出すためになされたとも言える。と同時に、文部省の推進しようとする社会体育の手足となるべき体育協会の再編、活性化をも含んでいた。

(1) それぞれの回収数(回収率)は、三、二六四(九八・六%)、三八、一四七(九一・七%)、七二八(七九・三%)、一六、九一〇(四九・九%)である。『社会体育実態調査』文部省体育局、一九七〇年三月。

(2) 「座談会・社会体育の現状を語る―社会体育実態調査結果から―」松島茂善発言『健康と体力』一九七〇年七月、一四頁。

(3) 石川智亮「わが国における体育・スポーツ施設の整備拡充―諸外国との対比において―」『文部時報』第一一三〇号、一九七二年八月、三五頁。中間報告と本答申は、対人口比での施設建設基準が注目され、公共と民間との比率についてはほとんど触れられぬままに来るが、この比率の意味するものはきわめて重要であり、その後の施策の性格を判断する上での一つの基準となろう。因みに、その後の比率は表の通りである。

	一九七一	(予想)	一九七五	一九八〇	一九八五	二〇〇〇
公共施設	二五	五〇	三二・四	三八・四	四五・三	二九
事業所	五八	四〇	四四・一	三七・八	二二	九・八
非営利施設	六	四	六・五	七・四	一二・四	一三
営利施設	一一	六	一七	一六・五	二〇・三	三八

数字は%。資料は「スポーツ産業研究会報告―スポーツビジョン21―」『みんなのスポーツ』一九九〇年二月、四七頁。図2より試算。

(4) これ以降、体育協会への風当りは強く、こうした調査と世論に押されて、日本体育協会は七一年四月からは「社会体育」重視を打ち出さざる得なかった。詳細は後述する。

③国際的動向

設置者別	学校体育施設 (小中高)	大学・高専 体育施設 (国公私立)	公共社会 体育施設	事業所の 体育施設	民間の非 営利施設	営利施設	計
施設数 %	101,672 (68.6)	5,720 (3.9)	10,193 (6.9)	23,768 (16.1)	2,522 (1.7)	4,184 (2.8)	148,059 (100.0)

b 体育施設の開放状況について

開放状況は、昼間、夜間それぞれに七二・七％と二九・七％である。しかし内実は「ときたま」（一週間に一日以下）が四八％で最も多い。開放に必要な組織を設けて計画的に開放している学校は八％程度にすぎず、大部分は、学校長の責任となっている（七六％）。

c 体育・スポーツ団体について

市町村における体育協会の設置状況は市（九九・五％）、町（七八・五％）、村（六二％）であり、全国の市町村の約八割が組織している。体育協会の事務所が教育委員会に有るのが都道府県七四％、市町村八五％である。

ところが、会員が明確な体育協会は全体の約二一％しかなく、八〇％は曖昧な組織である。しかも財政面から見ると、都道府県、市町村ともに自治体からの補助金が圧倒的であり、言わば寄生的な実態であることが明白となった。⁽⁴⁾

d 社会体育行政について

市町村における体育課または保健体育課のあるところは五％である。無い場合の社会体育主管課は市の場合社会教育課（八〇％）、町村では教育委員会（五〇％）である。社会体育担当職員は全国で約五千人で一地方公共団体あたり平均都道府県八・一人、市町村一・四人である。市町村における社会体育の行事は各種競技会などの一日行事が多い。最後に、市町村においてスポーツ振興計画を持っているのは約三二％となっている。

以上のことから分かるように、本調査は公共施設、施策の不十分さを明確化し、公共的施策の

林野庁、運輸省等へも資料を配布し、意見や要望事項を聴取して若干の修正が加えられた。⁽²⁾

(1) 「座談会・保健体育審議会の中間報告をめぐって」文部省体育局西村勝己審議官発言、『健康と体力』一九七一年九月、八頁。

(2) 衆野豊「関係省庁におけるコミュニティ・スポーツの振興計画」『健康と体力』一九七三年九月号、三五頁。

② 「社会体育実態調査」(七〇年三月)

この調査は、「急激な社会変化に即して、わが国の体育・スポーツ振興の基本方策を樹立するに必要な基礎的資料をうる」事を目的にして、全国のすべての市区町村、学校、大学、高専、事業所(百人以上)⁽¹⁾への調査票によるものである。まさに文部省はじまって以来の大きな調査であった。⁽²⁾

調査内容と結果の概要は以下のような四項目である。

a 体育施設について

わが国の体育施設は、総数にして約一五万である。その実情は、圧倒的に学校施設が占め、公共の社会体育施設は約七%にしか過ぎない。

この内、現有の社会体育施設だけの設置者別パーセントをみると、事業所五八%、公共団体二五%、民間の非営利六%、営利施設一一%となっている。文部省としては「少なくとも将来像としては、公共団体五〇%、事業所四〇%、民間の非営利四%、営利施設六%ぐらいが妥当と想像される。」⁽³⁾として、公共の体育施設の建設を最重点にしていたのである。と同時に、この基本理念の下に答申は作成された。またこれらの施設における規模、夜間照明、指導者の有無もきわめて貧弱であることが示された。

ける競技力向上の為に、また競技団体からの強い要請もあり、若年層からの選手養成上の障害であった学徒の対外競技基準の緩和策を保健体育審議会に諮問した（一九六七年七月八日）。委員会はこれに基づき審議を始めたが、「生徒の参加する運動競技を学校においてだけでなく、一般社会生活の場においてさらに活発にするといっても、社会の側にそれを受け入れる側の体制ができていないではないか。指導者もいなければ、施設も不足している。そういう中で単に対外競技の基準を改正しても、花だけ咲いて実がならない。実行があがらないという議論が審議会の中で起こってまいりました。そこで、あらためて体育・スポーツ振興の基本方策について諮問したわけです。」⁽¹⁾こうして、六八年九月三〇日に「体育・スポーツの普及振興の基本方策について」が追加諮問されたわけである。審議会はこの時も抱えていた。さらに、六八年の諮問時には「児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について」も同時諮問というラッシュ振りであった。

審議会ではとりあえず「学徒の対外運動競技の基準の改善について」（六九年六月二十四日）答申した。と同時に、この間の審議の中で、国民のスポーツ実情に関する資料が乏しいことから、六九年七、八月に「社会体育実態調査」を行った。審議会では七〇年に学校体育・社会体育合同分科委員会小委員会（川本信正委員長）を設け、この基礎資料を活用しながら翌七一年五月までに三一回にわたる審議（時には週二回、場合によっては深夜まで、合同分科会九回）を経、六月二十九日の審議会総会です承を得て、中間報告「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」として発表した。

本答申は関係各方面の意向を聴取してその年七一年の秋に予定していたが、結局は七二年二月二〇日になった。その間前後数回にわたり、関係省庁、特に自治省、建設省、厚生省、労働省、通産省、総理府、経済企画庁、環境庁、

以上のように産業からの要請と国家主義的な精神主義からなる体力づくり運動は、政府一省庁に跨がって運営されることになったのである。そしてこの後、各省庁がそれぞれ独自の健康・体力政策つまり体育・スポーツ・レクリエーション政策を推進し始めた。

(1) 井上一男『学校体育制度史 増補版』大修館書店、一九七〇年、二二〇頁。

③ 第十一回冬季オリンピック（札幌）

一九六四年の夏季オリンピック東京大会の成功は、JOC委員をはじめ各競技団体に対しても好印象を与え、その影響もあって、一九六六年四月二六日、七二年の冬季オリンピックの開会地が札幌に決定された。これにより国民の冬季スポーツへの関心を一段と高めた。政府では、東京オリンピックでのノウハウを生かして、これも成功裡に終了した。

そしてここで目立ったのは自衛隊の役割であった。雪や物資、人間の大量輸送や通信などはますます大規模になり、自衛隊の占める位置は、夏季大会以上のもとなった。

(3) 保健体育審議会の経緯と背景

以上のような背景が、七二年の保健体育審議会答申を取り巻き、それとの影響関係を保っていた。ここで答申をめぐる審議会の経過について述べよう。

① 諮問（六八年九月三〇日）の背景と経過

東京オリンピック後、文部省では産業界からの体力づくりに呼応した施策を強調する一方、相対的に低下傾向を続

わが国民の健康・体力は、年を追って改善の方向へ向かっているが、諸外国の水準に比べると、なお立ちおくれが痛感される。

国民すべてが健康を楽しみ、ひいては、労働の生産性を高め、経済発展の原動力を培い、国際社会における日本の躍進の礎を築くため、健康の増進、体力の増強についての国民の自覚を高め、その積極的な実践を図る必要がある。よって、これに関する行政上の施策を整備充実し、強力に推進するものとする。」⁽¹⁾

この趣旨を具体化するための基本方針として、

ア 保健・栄養を改善する

イ 体育・スポーツ・レクリエーションを普及する

ウ 強固な精神力（根性）を養い育てる

の三項目が重点として挙げられた。

政府関係各機関の施策の総合的推進を図るために総理府に連絡機関を設けることが決定され、六五年の三月九日には閣議での口頭了解により「国民健康・体力増強対策関係閣僚懇談会」が内閣に設けられた。構成員は国務、大蔵、文部、厚生、農林、通産、運輸、郵政、労働、建設、自治の各大臣、並びに内閣官房長官及び総理府総務長官の十三名で構成された。またこれと同じくして、各省庁の次官クラスから構成される「国民健康・体力増強対策協議会」（会長・総理府総務長官）も設けられた。これらの具体的な行動機関として、全国的規模の民間団体が結集して三月二五日には「体力づくり国民会議」が結成され、「民間」側からも運動を盛り上げるべく、「指導」がなされた。そして日常的な執行機関として「社団法人国民体力づくり事業協議会」が六六年三月に発足し、機関誌『体力づくり』を発行した。

教科体育の授業目標も「体力を高めるための……」というようなものとなり、授業内容もサーキットトレーニングなど、いわゆるトレーニングの場と化した。これによって、一時的には体力は向上したが、結局は体力向上にならなかった。また「行間体育」なるものも生まれた。全校一斉にグラウンドを走ったり、縄跳びをしたり、というものである。しかしこれらは子どもの「体育（授業）嫌い」を生じた。つまり、本来「休憩時間」とは課業での疲れを癒す場であり、子どもたちの自主的な活動の場でなければならないが、「行間体育」はそうした場を「奪い」、「管理」したのである。結局、個々の教師の主観的意図はどうであれ、学校全体が体力強調による「調教の場」と化したのであった。これはやがて七〇年代の学校体育の大きな問題となっていた。

②文部省単独から多省庁へ（スポーツ行政の拡大）

産業界からの体力要請と東京オリンピックにおける不振は、体力政策をいっそう促進した。東京オリンピック直後の二月八日、閣議は「国民の健康・体力の増強対策について」を決定し、国民の体力強化策を単に文部省だけで行うのではなく、政府レベルで行うことにした。これは高度経済成長が始まってすでに十年を経過し、産業構造の変化に対応する労働力育成策が国家的水準において必須となったからである。と同時に、人口の都市集中による都会における子ども達の遊び（時間・仲間・広場・文化）の消失への危惧、そして直接的には東京オリンピックによって諸外国の選手に対する日本選手の体位・体格が見劣りすることが国民一般のものとなりつつある中で、こうした施策が支持され浸透するための格好の条件が形成されたからである。閣議の意図はこの決定の「趣旨」を見れば誰でもが納得するであろう。次のように述べている。

「国の繁栄のもととは、たくましい民族力にある。たくましい民族力を育成するには、高い徳性、すぐれた知性と
ならんで強じんな体力を培うことが肝要である。

・ 答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」一九七二年二月二〇日。（中間報告七一年六月一九日。諮問六八年九月二〇日）

・ 答申「児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について」一九七二年二月二〇日。（諮問六八年九月二〇日）

b 出版

施策が活発になれば、当然にして情報の収集、整理、公開が必須となる。次に掲げるのは六〇年以降に文部省体育局が中心となって発行した書物である。体力問題を中心にして国内外のスポーツの動向把握が為されている。そしてそれらを基礎に現場指導者への『体育・スポーツ指導実務必携』（七二年三月）の編纂へと進展してきたといえるだろう。

・ 『健康と体力』月刊雑誌発刊、六〇年六月

・ 『日本スポーツの現状』六四年三月

・ 『青少年の健康と体力（教育白書）』六六年一〇月発刊

・ 『外国における体育・スポーツの現状』六八年三月

・ 『健康と体力』特集号六九年四月発刊

・ 『体育・スポーツ指導実務必携』七二年三月

c 学校体育（六八学習指導要領）

六八年には小学校をはじめとして学習指導要領の改訂が行われ、ここでは「体力」が強調された。教科体育は言うに及ばず、指導要領の総則の第三に「体力」が挿入され、学校全体で体力づくりを目指すことになった。当然にして、

国民体力づくり運動へとつながって行くが、文部省においても幾つかの施策を出した。

a 保健体育審議会答申

既に述べてきたように、一九五〇年代後半からこの六〇年代は、文部省内において新たな施策を行うときにはまず保健体育審議会に諮問し、その答申を得て、言わば施策に「権威を付けて」実行する様式が定着した。この時期は日本におけるスポーツ体制の確立期でもあり、施策としても活発であった。それゆえ、審議会への諮問も活発であった。⁽¹⁾特に東京オリンピック後の中心は、小学生、青少年、壮年という国民すべてを対象とするスポーツテストの実施要項が作成され、体力づくりの一つの指標を提供し、都度実行に移されたことである。

特に学校に関わっては、学習指導要領での学校ぐるみの体力強化が重点となっていた。他方、選手発掘の手段としての「学徒の対外運動競技の基準」が「改善」という名によってますます緩められることになった。しかしこの審議過程はこれまでの「一本釣り」方式を反省し、国民全般のスポーツ振興をしっかりと意識し、「裾野拡大と頂点高化」の両者が統一されて提案されることになった。これが七二年の「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」となって結実してゆく。

(1) 東京オリンピック直前から出された保健体育審議会答申類は以下の通りである。

- ・ 答申「スポーツテストの内容および実施方法について（青少年）」一九六三年三月三〇日。（諮問六一年九月二日）
- ・ 答申「スポーツテストの内容および実施方法について（小学校）」一九六五年四月二七日。（諮問同右）
- ・ 答申「スポーツテストの内容および実施方法について（壮年）」一九六七年四月二八日。（中間報告、一九六六年三月一九日。諮問同右）
- ・ 答申「学徒の対外運動競技の基準の改善について」一九六九年六月二四日。（諮問六七年七月八日）
- ・ 答申「義務教育諸学校等における学校給食の改善充実方策について」一九七〇年二月二八日。（諮問六四年二月一〇日）

を援用しつつ、社会体育の振興策を提唱した。

また七三年二月に出された『経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために——』は、三年前の「新経済社会発展計画」の補正を意図したものである。「社会資本、社会福祉の現状については不満足とする者が多く、とくに、老後の不安、税負担の不公平感、医療サービスの不足等は国民の不満を強めている。」との現状認識にたち、そのための七〇年代の施策を提唱している。ここにおいても「コミュニティ・スポーツ」は強調され、「国は十年程度の期間を目標とした施設整備の目標を設定し、……」として、コミュニティとスポーツが結合されて引き継がれていた。

(1) 『コミュニティ—生活の場における人間性の回復—』国民生活審議会調査部会、コミュニティ問題小委員会報告、一九六九年九月、内閣総理大臣への答申。

(2) 同右、三〇頁。

(3) 経済企画庁編『経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために——』（閣議決定）七頁。

(2) 東京オリンピック後のスポーツ行政の動向

①文部省の施策

六〇年代の産業構造の変化による労働力政策はその一環として体力を重視し、学校教育のみならず職場においても体力が強調され始めた。時は東京オリンピックへ向かい、国民の体力向上のキャンペーンは比較的抵抗無く浸透したと言えよう。

そして東京オリンピックは、日本の御家芸としての種目ではメダルを取れたが、一般的には四年前のローマ大会に続いて不調であり、選手のそして国民一般の体力の劣位さが目立ったのである。こうした経過が、総理府主導による

具体化された。この中では、六〇年代の「マイホーム主義」を止揚した「コミュニティ主義」が提唱され、高度経済成長の中で取り残してきた生活基盤への注意を喚起した。しかしそこでは地域の自治や住民の学習の権利などについては一切触れず、いうならば「上からの」地域再編であった。と同時にこの報告には別に注目すべき点があった。それは、次の一文が明瞭に語っている。

「体育に止まらず、生活の場を改善する施策を可能な範囲でゴールデン・プランに類似の方式で前進させるとすれば、行政とコミュニティとの対話はその主要な役割を果たすことになる。このような計画策定をコミュニティ計画と呼ぶことにすれば、その内実は大要以下のようになる。

- ア 生活の場を改善する施設整備
- イ 生活の場を改善する制度的施策
- ウ コミュニティ活動に関する情報提供
- エ コミュニティ・リーダー養成計画

われわれはこれを『コミュニティのグリーン・プラン』として提唱したいと思う⁽²⁾。」

こうしたコミュニティ計画としての「コミュニティのグリーン・プラン」の中核に、ドイツの「ゴールデン・プラン」がモデル化された。この事はドイツの問題としてではなく、日本における国家の地域政策、特に地域の保守的再統合化政策にとってもスポーツが「市民権」を得つつある事を示すものであり、またスポーツへの期待がより鮮明化されたことでもある。

七一年四月の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」は、こうした地域スポーツの意義を認め、既に同じ文部省内の体育局が調査した「社会体育実態調査」（七〇年三月、後述）の資料

い、日本国内の地価高騰をもたらすことになった。

しかしこうした背景からも分かるように、七〇年代は国家レベルにおいても、そして地方自治体レベルにおいても大規模な地域開発政策が競って計画された。そして、五〇年代中頃からの、国民、地域住民の生活基盤無視の政策が最早限界になりつつある中で、それらを地域再編の政策と統合しながら、なおも国内需要の拡大策として注目し始めた。その具体化は現実には七〇年代になるが、六〇年代後半には施策の雰囲気はすでに形成されていた。

特にスポーツとの関わりで見れば、「新全国総合開発計画」では「国土開発方式」により大都市周辺型と地方型に分けながらも、大規模な観光やレクリエーション基地の開発が計画された。若干の例を挙げれば以下のごとくである。経済企画庁「コミュニティ・スポーツ振興計画」（一九七三）、同「大規模観光レクリエーション基地開発」（同）、自治省「レクリエーション・スポーツ施設整備構想」（一九七三）、建設省「都市公園等整備五カ年計画」（一九七二）、労働省「レクリエーション施設開発計画」（従来からのものを重点化）、運輸省「観光レクリエーション地区の整備計画」（一九六九）、通産省「余暇開発センター」設置（一九七四）、そして文部省「日常生活圏域の公共体育・スポーツ施設整備計画（新七カ年計画）」（一九七三）等々。^①

（Ⅰ）経営能率研究会『各省庁の観光・余暇政策資料集』開発・施設整備計画と今後の方向（一九七三年）。

③コミュニティ政策（地域政策のソフト）

都市労働者の急増、その一方で農村の破壊は急激な過疎・過密を生み、これまで長い歴史の中で綿々として形成されてきた地域社会とそこでの伝統、文化を破壊した。そうした動向は保守政党にとっては危機であった。その為に、崩壊した地域の保守的再編は差し迫った課題であった。この行政施策としての要請が『コミュニティ』^①として初めて

なお、企業での実態は次のように記している。

「最近の特色の一つとして、民青同がここ数年の間に企業内に急激に伸張してきたことが、多くの企業が若年対策を重視するようになった直接の原因となっている。民青同は、各企業が若年層の余暇管理を不十分にしておいた盲点をついて、戦術的に若年層のエネルギーを巧妙に把握し、文化、スポーツ、レクリエーション活動へ若年層の情熱を向けつつ、しだいに学習活動にひきかれ、民青同の組織活動に結びつけている。」今野義一（日本鋼管鶴見製作所労務部長）「日本鋼管の職場レクリエーション」『職場レクリエーションの実践』労務管理シリーズ事例篇32、労働法令協会、一九六五年、六三頁。

以上のように、企業は生産性第一であり、労働者（そして地域住民）への配慮を手薄にしていることを棚上げにして、もっぱら民青同を悪に仕立て上げている。

（5） 総理府青少年対策本部、同右。

② 社会資本投資の対象（地域政策のハード）

高度経済成長政策は軽工業から重化学工業への転換であったが、それは六〇年代に入ると地域開発政策という形式を採ることになった。最初は六二年に出され、百万都市、コンビナート建設による拠点開発構想を軸とした「全国総合開発計画」である。重化学工業のコンビナート誘致による地域の活性化を謳った拠点開発は、「当然にして」結果はまったく逆で、地域の雇用は促進されず、公害の発生、地場産業の衰退をもたらした。

この手直しとして、六九年四月の「新全国総合開発計画」が出された。これはかつての拠点開発方式ではなく、日本中を新幹線や高速道路でつなぐ「国土開発方式」であった。これは七〇年五月の「新経済社会発展計画」（経済企画庁）に引き継がれるが、最も強いインパクトは何といっても七二年六月に通産大臣田中角栄の出した政策案『日本列島改造論』であろう。これは先の「新全国総合開発計画」と内容的には共通するが、翌月七月の首相就任にともな

一一日

・社団法人日本経済調査協議会『新しい産業社会における人間形成―長期的観点から見た教育のあり方』一九七二年三月

これらの答申類は共通して、急激な社会変化に対応するために生涯教育の観点から、それぞれの分野を意識しつつ総合的な整備を意図してなされたものである。既に七〇年七月には、家永教科書裁判第二次訴訟に対する「杉本判決」が出され、国・文部省が教科書統制の手段とした「国家の教育権」を批判し、「国民の教育権」を提唱して大きな社会的関心と支持を得ていた。これらの答申類はこの判決には露骨な敵意を示し、六〇年代に推進してきた産業界の期待する人間像、教育政策の体系化を目指した。

当然にして体育・スポーツもこれらの答申類の一部分を占めた。学校教育においては既述のように、六八年以降の学習指導要領の改訂における体力重視策となって具体化されていた。同様に、職場でのレクリエーション政策としても、『職場レクリエーションの実態とその効果に関する研究』⁽³⁾等の調査をはじめとして、活発な施策が採られているが、スポーツの位置付けはその範囲に止まるものではなかった。地域開発との関わりでの社会資本投資対象として、また崩壊しつつあった地域再建（コミュニティ）の方策としてもスポーツは位置付けられはじめた。

(1) 経済審議会『経済発展における人的能力開発の課題と対策』大蔵省印刷局、一九六三年三月、一頁。

(2) 同右、三二九頁。

(3) 同右、二四頁。

(4) 三辺光夫『日本のスポーツ・オリンピックの条件』三一書房、一九六三年、二二二頁。

総理府青少年対策本部『職場レクリエーションの実態とその効果に関する研究』一九七〇年、二五頁。

ア 戦後教育を受けた青少年労働者を大量に抱え込んだ企業にとって、レクリエーションは労務政策の上から無視できなくなった。

イ 技術革新が進むにつれて、労働者の精神的な疲れがひどくなり、気分転換、疲労回復のためレクリエーションを利用することは能率向上にも役立つ。

ウ 共産党系の日本民主青年同盟が青年労働者を中心に大きく伸びているため、民青対策としてもレクリエーションに真剣に取組む必要がでてきた。

これで見ると、六〇年代の職場レクリエーション政策は単なる「体力」問題ではなく、六〇年安保以降、影響力を高めつつあった日本民主青年同盟対策という、まさに思想統制の手段としても位置付けられていた。

産業界の人間像は、六六年一〇月の中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」と「期待される人間像」の中に具体化された。前者は産業界の必要に応じて、高校を能力別に編成し、多コースに細分化した。一方、高度経済政策の中で出ていた労働者や地域住民の不満、あるいは革新政党への牽制として、皇国主義の強調と諸不満の家庭内処理能力を身に付けた国民像としての「期待される人間像」が提案された。

六〇年代の高度経済成長政策は、既に再三述べてきているように、国民生活の全般にわたる圧迫の上に、産業界が成長した時代であった。したがってそこでの矛盾は社会のあらゆる分野に噴出した。特に大学問題、高校問題など教育界がそうである。したがって、教育界においても六〇年代後半には、そうした現状を糊塗しながら新たな再編が要求された。その具体的提案が七〇年代に入ると目白押しとなる。

・ 社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」一九七一年四月三〇日
・ 中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」一九七一年六月

日本の産業構造は軽工業から重化学工業へと構造変化を来していた。こうした変化は当然にして直接、間接的にスポーツへの産業界の要請となって顕現化した。そしてそれらは大まかには次の三点で示されよう。

①労働力政策

六〇年代の労働力政策は六三年三月に経済審議会から出された『経済発展における人的能力開発の課題と対策』がエポックメイキングとされている。その冒頭部分が端的に物語っている。

「従来日本経済において、労働力が経済成長の阻害要因となることはほとんどなかった。それはわが国が豊富で、しかも安価な労働力にめぐまれていたからである。しかし、このような状態は現在次第に変わってきており、長期的にみれば将来において労働力増加率の鈍化が予想され、しかも科学技術の進歩、産業構造の高度化は、労働力の質的向上を強く要請することになる⁽¹⁾。」

こうして「ハイタレント・マンパワー」政策によりその後の日本社会、教育界を席卷した能力主義を導入した。こうした人的能力開発の基礎として一つは「体力の増強」が、そしてあと一つは国民全般の教育水準の向上が位置付けられた。特に前者について、「余暇の過し方如何によって、労働能力の向上にもなれば、さまたげにもなることはいうまでもない⁽²⁾。」しかも「日本人の生活の中に運動やスポーツが習慣づけられていないことが日本人の老いこみの早さの一因とされているので、運動やスポーツの本来の意義を再認識するとともに、これがため必要な施設設備の整備を図るべきである⁽³⁾。」として、スポーツの重視とそのための施設建設を提唱した。

これに先立って、既に産業界では直接的な政策が模索され始めていた。六二年には日経連労務管理委員会の中に「レクリエーション管理委員会」が発足し、六三年には『職場レクリエーション』を出版した。こうした政策の背景ないし意図は次のこととされている。

④自衛隊（軍部）

オリンピック開催における軍隊の協力は、各国に共通しているが、それが慣例化したのは一九三六年のベルリンオリンピックからであるといわれる。東京オリンピックも自衛隊の援助無しには有り得なかったといわれるほど、背後で自衛隊の果たした役割は大きいものがあった。

他方、自衛隊自体も東京オリンピックへの援助には参加選手以上に熱心であった。自衛隊におけるスポーツの位置付けはこの東京オリンピックを契機として確立したといえる。詳細は後述する。

⑤国民のスポーツ要求の高揚と政府への危機感（国民運動）

高まる国民のスポーツ要求に対し、政府は東京オリンピックしか眼中になく、国民の要求は放置されたままであった。したがって身近なスポーツ施設は絶対的に不足していた。しかも政府のオリンピックキャンペーンは、六〇年安保以降の国民のエネルギーを抑えるために、「日の丸・君が代」を強調し、極めて国家主義的な色彩を強くした。したがって国民の間には、国民自身がスポーツ組織を結成し、スポーツの自主的民主的発展を志向する動きが芽生えてきた。「新日本体育連盟」や「日本労働者スポーツ協会」の発足が具体化した。この点の詳細も後述する。

3 保健体育審議会答申（七二年）

(1) 産業界からの要請

さてここで六〇年代における産業界のスポーツの位置付けを見ておこう。五〇年代とは違ってそれらが健在化したことが、この第三期の特徴の一つでもあった。第二期の後半、つまり一九五五年あたりから高度経済成長がはじまり、

「東京オリンピックの関連事業に巨額の資金が投入されたのは、三八、九年のことだった。その効果はすぐに数字となって表れ、三十七年に一度七パーセントまで落ち込んだ成長率は、翌三八年には一〇・四パーセントまで回復し、オリンピックが開かれた三十九年になると、一三・二パーセントの高率をマークするところまで勢いを取り戻した。いわゆる『オリンピック景気』が到来したのである。」（二一〇～二一頁）

また、オリンピック東京大会組織委員会の会長である安川第五郎は「オリンピックの経済性」と題して次のように述べている。（安川第五郎『わが回想録』百泉書房、一九七〇年、一六二～四頁）。

「社会党の参議院議員・木村椿八郎と対談したことがあった。

先生は経済学者なので『オリンピックのために道路は拡げるし、競技場は新設する。いろんなことで政府は莫大な金を使っているが、一体オリンピックのためにどれくらい金を使っているか知っているか？』と質問したから、『僕はそんなこと調べたこともない。ただ工事の模様を見て莫大な金を使っていることはわかる。けれども、何億かかっているか、調べたことはない。』と私は答えた。」「木村氏は更に『国民の要望しているのは住宅問題だ。道路もさることながら、むしろ住宅の方に不便を感じている。……、順序を間違えている。』という。私は『……オリンピックが動機となって、目標を指してやれば道路が出来た。住宅問題だって、やれば出来る。オリンピックが済んだら、今度は住宅に重点を置いてやれば、今まで出来ないことでも出来るようになる。これもオリンピックの一つのプラスじゃないか』といってやったものだ。」「道路の問題というか、ホテル増築の問題などは、オリンピック東京大会に関連した、経済効果の問題として特に付記しておきたい。」

これは、それまでスポーツとは無縁ながら組織委員会の長として東京オリンピックを運営した財界人の発言である。オリンピックを専ら経済効率の手段として見た意図が如実に示されている。因みに、大会時の観光外貨収入も約五〇〇万ドルが見込まれていた。

（２） 宮本、同右、一二八頁。東京都百年史編集委員会編『東京百年史・第六巻―東京の新生と発展』東京都。

これを東京都の側から見てみると、直接的な誘致目的として、戦前戦後からはたせなかった都市再開発の夢を、この「お祭り」で一挙にかたづけたいと考えた。『東京百年史』は、次のように指摘している。

「安井知事の都政打開の血路ともいべきオリンピック招致は、東（龍太郎）知事に至って実現した。再三のべるように、首都建設法による計画の失敗、その拡大再生産ともいべき首都圏整備法による整備計画も、思うにまかせぬ進行状況にある一方、東京は絶え間なく巨大化し、過密化し、都市問題は次々に新しい局面を展開しながら深刻化していった。

オリンピックはこうした状況改善の、いわば起死回生のチャンスと都政担当者は理解し意義づけた。⁽²⁾」

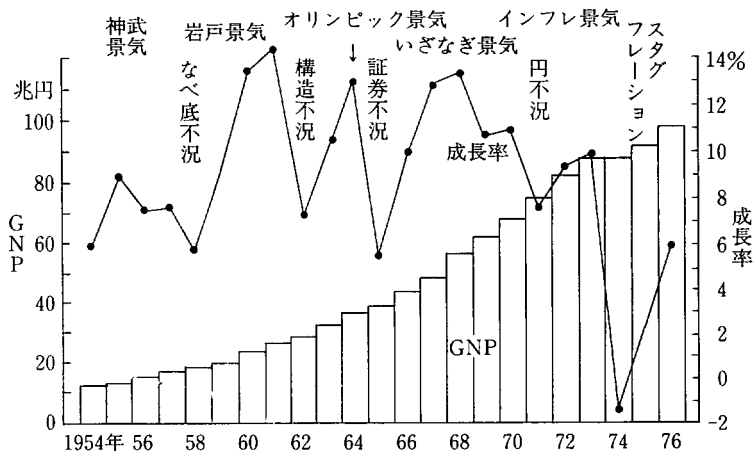
こうした国民、都民無視の産業基盤優先、生活基盤放置の政策は東京をますます過密化させ、東京都の道路渋滞、公害の発生、そしてそればかりではなく都民にとっては身近な生活基盤の不足による不便を招いた。こうして、オリンピックそれ自体では成功した東京都は三年後の六七年の一斉地方選挙において、都民の生活基盤の重視を掲げた美濃部都政にとって変えられた。

（１）宮本憲一『経済大国』小学館、一九八三年、二二頁。

塩田潮は『東京は燃えたか―黄金の60年代、そして東京オリンピック』（PHP研究所、一九八五年）の中で次のように述べている。

「池田首相のほうは、政権三年目にして初めて遭遇したピンチらしいピンチの前で苦戦を余義なくされていた。内閣発足以来、『所得倍増』を一枚看板にして、高度成長に向かって邁進を続けてきたが、どこでどう計算に狂いが生じたのか、すでに述べたように、順調に成長カーブを描いていた日本経済が、三十七年あたりから薄曇りに包まれたような状態に陥ったのである。」

図3 GNPと成長率（実質）（1954～76年）



景気交代の時点は経済企画庁「景気動向指数」、
 その他は経済企画庁「国民所得統計」、1997年版による。
 出典：宮本憲一「経済大国」小学館、24頁

得にいくらかかったかというレベルの問題ではなく、金では買えない「オリンピックの遺産」が、各方面から声高に叫ばれたのである。(3) こうした国家主義のイデオロギーは四年後の「明治百年」のカンパニアに引き継がれていった。

(1) 森戸辰男「オリンピックと道徳」『社会教育』一九六四年六月号、一一頁。

(2) 『日経連タイムス』一九六四年一〇月八日号。

(3) 中瀬寿一『戦後日本の経営理念史』法律文化社、一九六七年、八二頁。

③ オリンピック特需（経済界）

高度経済成長の中にあって、経済界はオリンピックをスポーツそれ自体の祭典としてではなく、まさに公共投資による社会資本の充実（一兆円オリンピック）として位置付けた。それが先にみた事業内容となって具体化されたのである。一兆円の大半が新幹線や地下鉄建設をはじめ、建設業に配布された。これによって図3にみるように、「オリンピック景気」(1) となった。

に耐え得る労働力を要請した。その中では勤労者間での競争原理が強調され、「猛烈社員」が企業側の理想的社員像を形成した。こうした社員像に援護射撃を与えたのは「成せばなる！」を信条として、国際的にも批判が出るくらいにハードなトレーニングで世界を制覇した大松監督率いる日紡貝塚女子バレーボールチームの快進撃であり、「刺るぞ！」を合い言葉に選手の根性を鍛えたレスリングの「八田イズム」である。そうした根性論は、科学的、批判的思考を背景としない点では容易に国家主義と結合させられ、「愛国心」「日の丸・君が代」の露払いとさせられた。

オリンピックをこうした国家主義と結合させて、後者の発揚のためにあらゆる分野からの合唱が行われた。全国社会教育連合会会長である森戸辰男は「この日本の民族と国土に誇りをもつものは、日本の国と民族のシンボルである国旗と国歌に対しまして、尊敬と愛情を抱くことが期待されるのです」と、強引な論理で社会教育分野を煽った。

さらに大規模には、先の「オリンピック推進国民運動会議」とは別に、経団連、経済同友会、日本商工会議所、日本工業倶楽部および日経連の財界五団体が先頭に立って日の丸掲揚運動を展開した。『日経連タイムス』は次のような「主張」を掲げた。

「最近の風潮は、国民の中において国旗に対する考え方が別々であるため、国旗としての『日の丸』の旗の掲揚が戦前同様自由になっているにもかかわらず、掲揚がおぼろにされていることは誠に残念なことである。

これらの実情から国旗を掲揚する運動を推進するため、すでに二年前から『国旗掲揚推進協議会』が発足し、初期の目的達成に努力しつつあるが、さらにこれを産業界・経済界の分野から具体的に推進するために、世紀の祭典である東京オリンピックを契機として、国旗掲揚推進運動を全国的にもりあげることはまたない好機であろう。⁽²⁾」

オリンピックではあらゆる人が即席の「ナショナルリスト」になるといわれる。極自然に、自国選手の応援に熱が入るものである。そして金メダルをとり、「君が代吹奏」のもとに「日の丸掲揚」が遂行されることが、メダル一個獲

表 4

部 会 名	議 長	参 加 団体数	世 話 役 省 庁
総 会 部 会	日 本 新 聞 協 会 事 務 局 長 横 田 実	40	総 理 府
オ リ ン ピ ッ ク 会 理 解 運 動 部 会	日 本 オ リ ン ピ ッ ク 委 員 会 長 竹 田 恒 徳	16	文 部 省
国 際 理 解 運 動 部 会	日 本 体 育 協 会 副 会 長 佐 藤 喜 一 郎	18	日 本 内 務 省 国 際 協 力 委 員 会
公 衆 道 徳 高 揚 運 動 部 会	新 生 活 運 動 協 会 長 安 積 得 也	40	文 部 省
商 業 道 徳 高 揚 運 動 部 会	日 本 商 工 会 議 所 専 門 委 員 会 長 高 城 元	22	通 商 産 業 省 商 船 運 送 庁
交 通 道 徳 高 揚 運 動 部 会	全 日 本 交 通 安 全 協 会 事 務 局 長 片 岡 清 一	33	警 察 庁 警 務 部
国 土 美 化 運 動 部 会	新 国 土 美 化 運 動 協 会 委 員 会 長 町 田 辰 次 郎	42	厚 生 省 建 設 省
健 康 増 進 運 動 部 会	日 本 体 育 指 導 委 員 会 協 会 長 栗 本 義 彦	31	文 部 省 厚 生 省

【オリンピック東京大会と政府機関等の協力】文部省、1965年、193～4頁。

をたかめるために」表4のような八部会を設けた。

この機構は全都道府県レベルにも設けられ、主に知事を責任者としてそれぞれの地域から運動を担うべく位置付けられた。特に六四年に入ると、オリンピックデーの催しや、全国くまなく縦断した国内聖火リレーによって地域の「統合」は頂点に達した。これには男子八〇、二八四人（八三・四％）、女子一六、〇二八人（二六・六％）、計九六、三二二人が参加した。当然にして沿道の声援を送る県民を加えればその数は膨大なものとなる。

こうした行事には必ず先の八部会の意図が機能した。特に第二の「国際理解」部会では「日本人としての自覚を高める」として「君が代」や国歌の意義、由来を正しく理解しそれを尊重する態度を養う」ことを強調した。

②イデオロギー界

時は高度経済成長の直中にあり、産業界では構造転換を遂行すると共に、勤労者には長時間・高密度労働

それと結合しながら専ら精神主義的な「日本」を強調する国家主義との結合を示した。

そして軍事的にはますます緊張の高まる東南アジアや朝鮮半島を睨んで、アメリカ軍のベトナム派兵の増強、第二次朝鮮戦争を想定した「三矢作戦」(六三年)など、自衛隊の直接・間接の協力が画策されていた。こうした中で、自衛隊は未だ憲法九条との関わりで「違憲存在」であり、国民の中にその「市民権」を得るための手段を強く求めている。

オリンピックの開催に際して、スポーツ団体は当然にして、むしろそれを取り巻く「それぞれ」の団体・組織がスポーツ団体以上に熱い「思い」を抱いていた。東京オリンピックの成功は、そうしたそれぞれの思いに支えられたからこそ大成功を治めたことも事実であろう。したがってそれらの「思い」が如何なるものであったかをここで見ておくことも必要であろう。

①政治的視点逸らし

六〇年安保以降の国民の革新的な高揚は、選挙や国民生活の多くの分野で進行した。そうした動向の反映の一つに、六三年一月号の『中央公論』に掲載された自民党幹部石田博英論文「保守政党のビジョン」が挙げられよう。石田はイギリスを例としながら、日本の勤労者数の伸びと自民党、社会党の得票数の歴史的傾向の比較をしつつ、「自民党のわれわれが何事もしなければ、あと六年後には社会党の天下となってしまう」(九四頁)と、保守党としての危機感を強烈に示した。

したがって東京オリンピックの成功・不成功は自民党・政府の威信にも関わっていたのであり、必死に努力したといえる。その一つとして「オリンピック国民運動」がある。六三年六月二日、総理府において民間団体約一七〇団体および関係省庁が参集して「オリンピック国民運動推進連絡会議」(議長足立正)を結成し、「国民一般の協力気運

などを含めて激動したが、祭典自体は大成功のうちに終了した。国内外のマスコミもこぞって成功を称えた。国際オリンピック委員会（IOC）も、未だ競技期間中の一〇月一九日に特別記者会見を行い、東京都その他に対するオリンピック各賞（オリンピック・カップ、オリンピック功労賞状、ボナッサ伯記念トロフィ）の授与を発表した。大会期間中の発表自体が異例なことであったが、同一場所、同一時間にオリンピック五賞のうちの三賞が送られるのも異例であった。そして、オリンピックが終了した直後の一〇月三十一日の東京都議会議事堂において、ブランデーIO会長はその挨拶の中で次のような賛辞を送った。

「大会の与えた無形の成果は、いっそう意義深いものがあります。数ある国際行事の中で最も重要なこのオリンピックを、これほどの好評のうちにやり遂げたという事実は、日本全国民の志気をいちじるしく高めることと思えます。東京大会の運営は、日本国民ひとりひとりが、もって誇りとするに足るものであります。」⁽¹⁾

（１）『第十八回オリンピック競技大会 東京都報告書』東京都、一九六五年、三〇七頁。

（４） オリンピックの「役割」

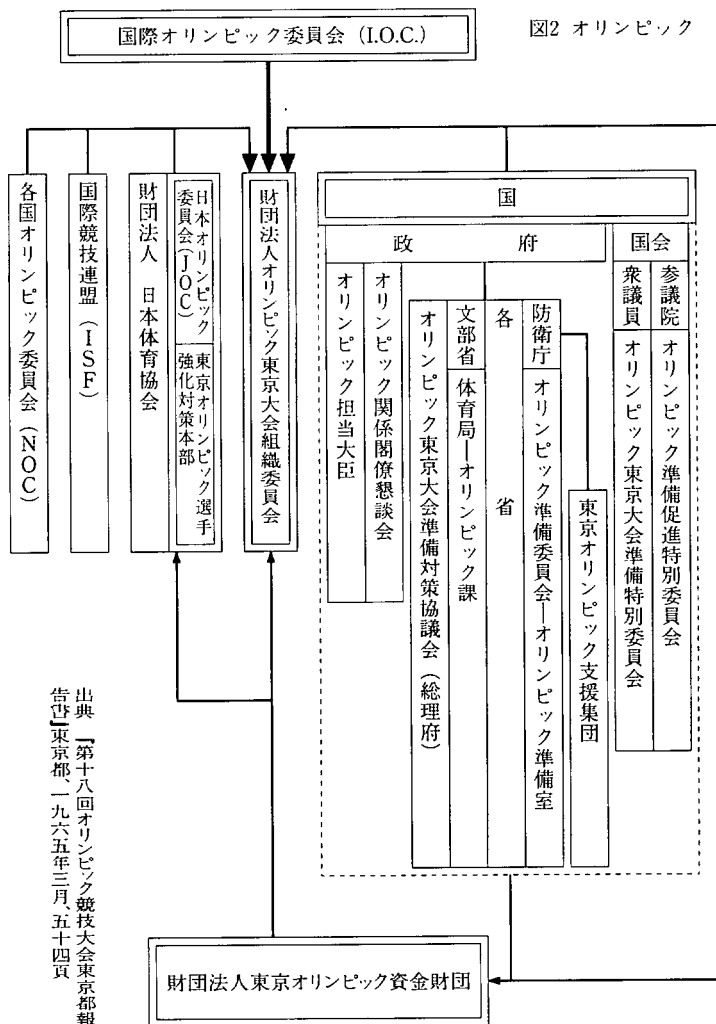
第三期冒頭の諸情勢において述べたように、六〇年代初頭は経済的にみれば、高度経済成長の直中にあり、それは「国民所得倍増計画」（六〇年）や「全国総合開発計画」（六二年）が策定された時期である。そして産業構造の変化つまり軽工業から重工業への転換の中で、人的能力の開発が強調され始め、長時間・高密度の労働に耐え得る労働力が要請された。また政治的にみれば、六〇年の安保闘争を経て、国民の革新的エネルギーは一段と高揚しつつあった。これはまた保守政権にとっては危機であり、そうした国民の革新的エネルギーの除去・拡散が求められていた。と同時にそれは日本が最早敗戦国ではなく、戦後は終り世界の中で先進国の仲間入りをしたという大国主義の高揚であり、

表3 政府対策事業費の年度別推移

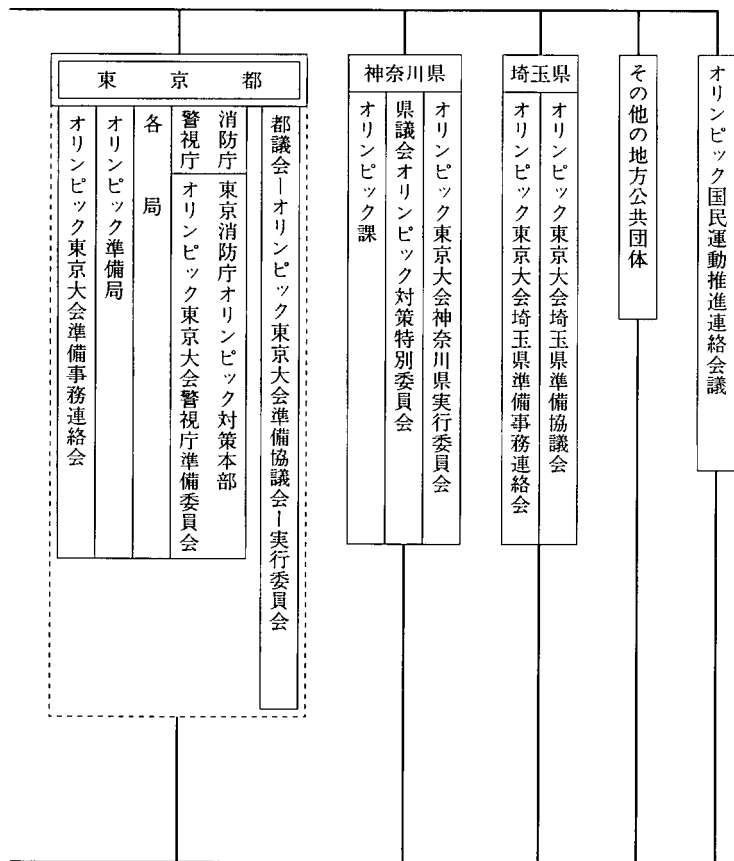
昭和39年7月1日現在 総理府調べ(単位 百万円)

事 項 \ 年 度	昭 33	昭 34	昭 35	昭 36	昭 37	昭 38	昭 39	昭 40	合 計
1 大会の準備および運営	—	20.9	123.6	189.7	429.1	858.0	7,906.0	292.0	9,819.3 (1.0)
2 競技技術向上国民体育振興等	74.3	208.6	357.4	874.7	1,292.7	1,910.6	2,356.8	—	7,075.1 (0.7)
3 競技施設等整備	—	—	356.4	914.6	4,217.5	6,399.2	3,834.1	—	15,721.8 (1.5)
4 国民運動推進等	—	—	0.7	1.4	2.3	9.2	271.0	—	284.6 (0.0)
5 関連公共施設整備	25.7	681.3	8,930.0	39,669.3	77,052.2	101,130.2	45,107.1	—	272,595.8 (27.7)
6 輸送施設整備	28,608.0	18,815.0	45,096.0	86,974.0	123,355.0	198,605.0	113,764.6	—	615,217.6 (62.6)
7 外客向宿泊施設整備	—	—	—	—	4,675.5	13,167.5	13,526.9	—	31,369.9 (3.2)
8 放送通信施設整備	—	54.0	1,012.0	4,876.0	4,225.0	12,701.0	8,271.0	—	31,139.0 (3.2)
9 その他	—	—	—	—	0.2	175.0	480.4	—	655.6 (0.0)
合 計	28,708.0	19,779.8	55,876.1	133,499.7	22,249.5	334,955.7	195,517.9	292.0	983,878.7
百 分 比	(2.9)	(2.0)	(5.7)	(13.6)	(21.9)	(34.0)	(19.9)	(0.0)	(100.0)

出典：『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』文部省，1965年，19頁



東京大会準備協力機構図



外務省 (情報文化局)	オリンピック室	オリンピック大会関係業務についての関係機関との協力をはかり円滑な運営をはかる。	昭和 38.8.20 (大臣決裁)
文部省 (体育局)	オリンピック課	オリンピック東京大会の円滑な運営をはかるための行政事務を処理する。	昭和 38.4.1 (文部省組織令) 〔昭和 35.11.4～昭和 38.3.31 大臣裁定によって体育局オリンピック準備室を設けた。〕
運輸省	1. オリンピック観客輸送対策連絡会議 2. 交通観光関係機関オリンピック広報連絡会議	オリンピック東京大会と観客輸送実施上の具体的諸問題の解決にあたる。 オリンピック東京大会時の交通、観光関係の適正な情報の提供と周知を図る、特に外客に対する対策の徹底を図る。	昭和 38.12.5 省議決定 〔機構〕 総括官房都市交通課、鉄道分科会 鉄道監督局、自動車分科会 自動車局、広報分科会、観光局 東京陸運局 昭和 39.8.7 官房長決裁 〔機構〕 官房都市交通課 観光局業務課 他に鉄道監督局、自動車局、航空局 東京陸運局協力
郵政省	オリンピック東京大会郵便施設対策協議会	オリンピック東京大会に万全なる郵便サービスを提供するため業務運営に必要な施設および要員等の対策をたてる。	昭和 38.7.1 (次官決裁)
防衛庁	東京オリンピック準備委員会	オリンピック東京大会の運営協力に関する事項を審議し、防衛庁長官の諮問に応じる。	昭和 37.3.9 (長官決裁) このほか、陸上自衛隊、海上自衛隊および航空自衛隊の支援体制確立をはかるため昭和 38 年 4 月陸上幕僚監部、同年 5 月海上幕僚監部および昭和 39 年 1 月航空幕僚監部にそれぞれオリンピック準備室を設けた。
警察庁	オリンピック東京大会準備対策委員会	オリンピック東京大会の準備対策に関する警察運営上の事項について連絡する。	昭和 37.7.7 (オリンピック東京大会準備対策委員会設置要綱)

表2 『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』

省	庁	幹 事	担 当 主 管 課
総 理 府	大臣官房審議室長	大臣官房審議室長	
法 務 省	大臣官房秘書課長	大臣官房秘書課長	
外 務 省	房 長	情報文化局文化課	
大蔵省	官 房 長	主計局文部担当係	
文部省	体 育 局 長	体育局オリンピック課	
厚生省	環 境 衛 生 局 長	大臣官房総務課	
農 林 省	官 房 長	大臣官房総務課	
通 商 産 業 省	官 房 長	大臣官房秘書課	
運 輸 省	官 房 長	大臣官房都市交通課	
郵 政 省	官 房 長	大臣官房秘書課	
建 設 省	都 市 局 長	都市局都市総務課	
自 治 省	財 政 局 長	財政局理財課	
防 衛 庁	教 育 局 長	教育局教育課	
防 衛 施 設 庁	施 設 部 長	施設部連絡調査官	
警 察 庁	交 通 局 長	交通局交通指導課	
首都圏整備委員会	計 画 第 一 部 長	調 整 官	

関係省庁のうち、特別組織を設けたのは次のとおりである。

省 庁	協力体制の名称	目 的	設置時期および根拠
法 務 省 (入国管理局)	入国管理局オリンピック対策委員会	オリンピック東京大会にともなう出入国管理業務の簡素化、迅速化の検討と適正な実施を図る。	昭和 38.5.18 (オリンピック対策委員会設置要綱〈局長決裁〉) 昭 39.8「対策委員会」を「オリンピック実施本部」とした。

実に九六・八％になる。しかもその間接的事業費のうち東海道新幹線をはじめとする輸送施設整備が六二・六％、関連公共施設整備が二七・七％である。そしてこの両者だけで実に約九〇％になっている。このようにオリンピックは五〇年代の高度経済成長政策の上にあり、まさにその促進策として位置付けられた。先にも述べたオリンピック景気はこの事からも理解できよう。経済界にとってはそれだけ経済的側面からの期待が大きかったのである。

④ 関連法令

オリンピック開催に当たって新たに制定、改正された法令は合計三七にのぼる。分類すれば「基本」の分野では五つであり、「オリンピック東京大会の準備のために必要な特別措置に関する法律」や「スポーツ振興法」等である。「行政組織等」の分野については四つであり、「文部省組織令」や「自衛隊法」等である。「資金調達」の分野では「競馬法」「オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄付金付き製造たばこの販売に関する法律」等七つである。「税」分野では免税に関するものが七、そして「その他」分野は記念硬貨や記念切手の発行等に関するもの一四である。国際的なスポーツ行事を国家が位置付けてバックアップをするとき、それが単にそれだけで完結するのではなく、実にたくさんの機関や法令等と関連することがわかる。

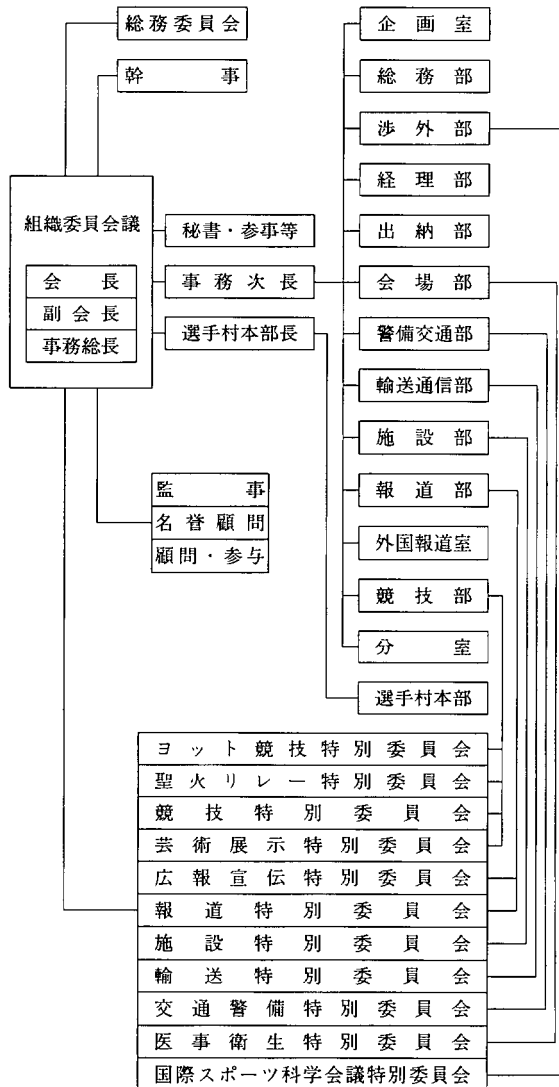
⑤ 宇宙テレビ中継

今回のオリンピック報道の特徴は、史上はじめて宇宙衛星（シンコム三号）を介して、競技がアメリカやヨーロッパに放送されたことであり、同時性と臨場感を高めた。これによって、オリンピックが世界の国々にとっていっそう身近なものとなった。

(3) オリンピックの成果

こうして十五日間にわたって開催された世紀の祭典は、競技期間中、世界情勢ではソ連のフルシチョフ首相の解任

図1 オリンピック東京大会組織
(1964年10月1日現在)



オリンピック関連事業における政府対策事業は、直接的事業と間接的事业とに分けられる。一九五八年度以降に投入された国庫支出、財政投融资、地方公共団体負担の総額は表3のように約一兆円に近い。表3の事項中1、2、3、はいわゆるオリンピックの直接的事業であるが、その合計は全体の約三・二％にしかすぎず、4以降の間接的事业が

この間、都内の会場問題を巡ってアメリカ軍基地の返還交渉が進展した。当初朝霞の米軍基地を返還し、選手村建設を予定していたが、六一年一〇月二三日に現在の代々木公園である「ワシントンハイツ」に変更された。紆余曲折の結果この二カ所が返還される事になったが、この返還交渉に当時のアメリカが応じたのは、平和の象徴であるオリンピック開催地、しかも首都のど真ん中に外国の軍事基地があることは国際関係上、日米双方にとって好ましくなかったからである。⁽²⁾

（１） 田畑政治『スポーツとともに半世紀』（財）静岡県体育協会、一九七八年、第十三章「痛恨、五輪事務局をさる」。本代哲雄『評伝 田畑政治』国書刊行会、一九八八年、「事務総長を辞したいきさつ」を参照。

（２） 宮本憲一『経済大国』小学館、一九八三年、二二八頁。

（２） オリンピックの概要

① 大会規模

第十八回オリンピック東京大会は一九六四年一〇月一〇日（二十四日の十五日間、東京を中心に五都県で開催された。二〇競技・一六三種目、芸術展示、デモンストレーション（武道、野球）に世界九四カ国、選手五、五五八人（男子四、八二六人、女子七三一人）が参加した。これに報道関係者、運営関係者を加えれば数万人規模の運営である。

② 組織・協力体制

「オリンピック東京大会組織委員会」は図１のようである。また関係省庁は表２のように十六省庁にわたり、そのうち七省庁が特別組織を設置した。そしてオリンピック準備の協力諸組織の関連は図２のようである。

③ 事業・予算

これを機に、準備委員会は解散され「東京オリンピック大会準備協議会」を経て、同年九月三〇日に「オリンピック東京大会組織委員会」が発足した。組織委員二五名、監事三名で、会長に体協会長の津島寿一、事務総長にJOC総務の田畑政治が就任した。六一年六月一五日に公布された「オリンピック東京大会の準備のために必要な特別措置に関する法律」の第二条(国の補助)の適用を受け、財団法人となった。

一方、一九六〇年二月二八日には「財団法人 東京オリンピック資金財団」が設置され、多方面からの資金収集を開始した。政府レベルでは六二年五月二九日にオリンピック担当大臣(川島正次郎)およびオリンピック関係閣僚懇談会の設置を閣議決定した。

同年八月の第四回アジア競技大会(ジャカルタ)において台湾とイスラエルに対するインドネシアによる参加要請拒否をめぐるトラブルが生じた。これによって今大会を正式なものとして認めるかどうかで各国が動揺するが、結局日本は「曖昧なまま」参加した。この後、インドネシアはアジア・アフリカ・ヨーロッパの一ニカ国よりなる新興国競技会(GANEF O)を六三年四月二八日に誕生させ、同年十一月にジャカルタで五一カ国の参加を得て、第一回GANEF Oを開催した。これが国際陸上競技連盟の規約に「触れ」、後の東京オリンピック参加におけるインドネシアと北朝鮮選手の参加不資格問題へと継続した。また、同アジア大会への日本の参加態度の曖昧さの責任問題も絡んで、「オリンピック東京大会組織委員会」の津島会長、田畑事務総長が辞任させられた。その後釜は、会長に安川第五郎、事務総長与謝野秀が入り、経済界主導の体制がいつそう強化された。

六三年六月二日には「オリンピック国民運動推進連絡会議」が約一七〇の民間団体を結集して組織された(議長足立正)。同様に、主要開催都市である東京都も一九五九年一〇月一〇日の「オリンピック準備事務局」の設置をはじめとして、着実な準備を行った。

この時期、保健体育審議会は、七〇年二月二八日に答申（諮問一九六四年二月一〇日）した「義務教育諸学校等における学校給食の改善充実方策について」を抱えており、一時期三つの課題を抱えていた。

さて、「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の準備過程で、六九年の夏には大規模な「社会体育実態調査」が体育局によってなされ、それを基礎資料として七一年六月一九日に中間報告が、そして七二年二月二〇日に答申が出された。この答申は、当時の地域総合開発計画にも直接的に関わるものであり、多くの機関からの注目を集め、またそれらに影響を与えた画期的なものである。そうだったのは、国民のスポーツ施設要求に対応するものであったこと、さらには産業界や行政の諸施策の基本計画と一致していたことである。

この中間報告が出された七一年は、教育界では社会教育審議会答申、中央教育審議会答申が出され、教育がもっぱら産業界の要請に牽引されて行く情勢にあったが、スポーツ政策においては、先ずスポーツ施設の建設を前提としなければその後の国民へのいかなるスポーツ施策も進まないという点での一致が得られた。こうして多くの「思い」を内包しながらも、中間報告・答申は提起された。これによって国民のスポーツ要求実現の上でも重要なエポックメイキングを形成した。

2 東京オリンピック

(1) オリンピック準備の経緯

政府、体協、東京都、財界、報道界、学識経験者からなる「東京オリンピック準備委員会」が一九五八年一月二二日に結成され、東京招致に向けていっそうの牽引車となった。翌五九年五月二六日、ミュンヘンにおける第五五次IOC総会において第十八回オリンピックの東京開催が決定された。

り上げを直接的な契機としながらも、体育指導委員数の増加、スポーツ少年団の設立等、自治体のスポーツ行政は少しずつ進展し振興法の具体的な効果も現れてきた。

さてオリンピック後は、国民の体力への不安から、総理府が中心になり「国民体力づくり運動」が提唱され、自治体へのスポーツ行政の系統がこれまでの文部省→教育委員会→各市町村社会教育課という教育行政ルートに加えて、総理府→各行政の首長部局という行政ルートが形成された。これまでのスポーツ行政は主として憲法―教育基本法―社会教育法という、いわば教育法体系のもとで推進されてきたものであるが、こうした動きは単にその範囲には止まらない、文化行政一般への拡大をも意味した。したがって、スポーツ振興法も、一九五七年の社会教育法一部改正時に内包していたように、教育法のみではない範疇としての法体系の側面を有することになったといえよう。

さらに、六〇年代の後半からは、公害や地方自治の危機の中で、住民運動に対抗した地域再編を意図する「コミュニティ」政策が提唱された。失われつつある地域意識を再統合せんとしたものである。ここでスポーツが大きく位置付けられて行く。そして七〇年代に入ると、スポーツ施設の建設は国土開発政策の一環に位置付けられ、産業界からのスポーツ政策への要請がより鮮明となり、強力になった。

こうした背景にはもちろん国民、地域住民のスポーツ要求の急速な高まりがあった。

このような中で、競技力向上のために一九六七年七月八日には「学徒の對外運動競技の基準の改善について」諮問が出され、二年後の六九年六月二四日に答申された。これに二年も掛かったのは、この過程で、単にトップレベルだけを問題にしても、根本的な解決策にならないとの自覚から、国民スポーツの振興の根本からの検討が必要であるということになり、この諮問と答申の中間あたりの六八年九月二〇日に別件「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」が諮問されたからである。

しかし、スポーツ振興法第二二条を受けた「スポーツ施設の整備の基準」に対しての諮問については、答申の中では何も触れられていない。いわば先送りの状態である。

この間、文部省体育局では六二年度より「スポーツ教室育成補助」を開始し、オリンピッククムードの高揚と同時に、国民スポーツへの補助も開始し、運動競技課を「スポーツ課」と改称した。またスポーツ振興法でも奨励された青少年のスポーツ奨励策として、日本体育協会にスポーツ少年団を結成させ、それへの物心両面の援助を行ってきた。そしてオリンピックの準備が活況に入る六三年四月には体育局に「オリンピック課」を設置（六五年三月まで）した。翌六四年三月には『日本スポーツの現状』を発刊し、現状の把握とその広報を行い、これまでに提案された施設建設の基準案を簡潔に要約した。

さて、東京オリンピックもあと四カ月と迫った六四年六月三日、「スポーツ振興に関する基本計画について——オリンピック後のスポーツ振興策について——」が諮問され、翌月の七月二四日に中間報告が出され、若干の整備基準が提案された。しかしオリンピック施設の建設が最終的な突貫工事の最中では、ほとんど注目されなかった。と同時に、本答申が出されないままに、あやふやとなってしまうた。先の諮問と今回のそれとは、共に施設建設の基準を諮問していたが、当面のオリンピックに目を奪われ、国民大衆のスポーツ施設建設への提言は未だ関心が得られなかったと言えよう。他方この時期のスポーツ行政は、そのほとんどすべてがオリンピックへと向かっていた。このオリンピックを経るなかで、日本の「戦後スポーツ体制」が確立することになる。つまり、その後のスポーツを取り巻く主要な要因の確立が在ったからである。経済界、政界、軍事からのスポーツへの要請の確立、自立した国民のスポーツ運動の成立、そしてそれらとの関わりでスポーツ行政が拡大したこと等。

この間、オリンピッククムード上昇の中で、そしてまさにスポーツ振興法の成立によって、オリンピッククムードの盛

い。否、逆に新たな『国民体力づくり』の掛け声とともに、国民体育大会を核とする府県民総動員運動として地方に浸透していった。」(草深直臣「現代日本の社会体育行政の展開と課題」『人文科学研究』39、立命館大学人文科学研究所紀要、一九八五年、三六頁)。

先の関と草深とは別の表現を採っているが内容的にはほぼ同様なものを意味している。権力・体制のスポーツ政策の「確立」である。そしてその意図するところは概ね妥当であろう。しかし国民スポーツや運動の台頭をも含めたこの一九六〇年代のスポーツ政策・行政・運動をトータルに把握する場合には、それらを中心として含みつつも「戦後日本スポーツ体制の確立」と規定したほうがより包括的であろうと思われる。

1 オリンピック行政の形成

オリンピックを契機としてスポーツ行政への省庁の関わりはこれまでの文部省単独から複数省庁へと変化してゆくが、文部省中心であることに変わりはない。しかもそこでの行政は、その意図するところを保健体育審議会答申という「権威」を付けて展開する基本構造にあるので、先ず一九六一年六月から一九七二年二月までの保健体育審議会のスポーツに関する答申類を概観しておきたい。

スポーツ振興法が施行された直後の一九六一年九月二一日、文部大臣荒木萬寿夫は、保健体育審議会に「スポーツ施設の整備の基準、スポーツテストの内容および実施方法、学校給食における国内産食糧の効果的な利用およびその利用促進について」諮問した。この諮問はローマオリンピック(一九六〇年八月)での日本選手の不成績そして東京オリンピックを目前にして、学童や勤労青少年および一般勤労者の体力の増強を意図したものである。これまでの諮問・答申でも給食問題を含めた児童の体力問題は、特に六〇年代に入ると、産業界の労働力政策の変化に伴い、いっそう強く強調されてきた。そのための具体策としてスポーツテストの考案が意図された。

表1 非農家世帯の主要耐久消費財普及状況 (%)

耐久消費財	1960	1965	1970	1975	1980
白黒テレビ	44.7	95.0 (1966)	90.1	49.7	22.8
カラーテレビ	— (1961)	0.4	30.4	90.9	98.2
ステレオ	3.7	20.1	36.6	55.6	57.1
電気洗濯機	40.6	78.1	92.1	97.7	98.8
電気・ガス冷蔵庫	10.1 (1961)	68.7	92.5	97.3	99.1
ルームクーラー	0.4 (1961)	2.6	8.4	21.5	39.2
乗用車	2.8	10.5	22.6	37.4	57.2

乗用車 1961・65 年はライトバンを含む。1960～75 年は『昭和国勢要覧』。

1980 年は経済企画庁『国民生活統計年報』より。

出典：『経済大国』宮本憲一、小学館、1983 年、71 頁

後半は、スポーツが諸分野から注目されはめた時期である。特に、スポーツが文部省の管轄内から他省庁にもおよび、さらには産業界、軍事関係からも注目され始めた。と同時に、国民、地域住民のスポーツ要求の高揚もあり、当然にして後半ではスポーツ振興法による政策の具体化が大きく迫られ、国民のスポーツ施設建設重視へと移行した。以下、スポーツ行政の展開をオリンピックまで、オリンピックそれ自体の役割、そしてオリンピック後一九七二年の保健体育審議会の答申までの三節で検討してみよう。

(1) 関春南は次のように述べている。

『オリンピック主義』というスポーツ観は、スポーツ活動を無目的化し、『勝つ』ことのみを至上のものと考えるものであり、『オリンピック主義』という権力に支持されたスポーツ観は、この過程で形成され体協の支配的なスポーツ観となった。そしてこのスポーツ観は東京オリンピックを機に権力と完全に癒着した『オリンピック体制』が確立されるに及び日本のスポーツ界を貫徹するに至った。(関春南「戦後日本のスポーツ政策」『経済学研究』14、一橋大学研究年報、一九七〇年、二二六頁)。

こうして関は東京オリンピックへ向けて、「オリンピック主義」に支えられながら、政治、経済、思想等を動員した体制を「オリンピック体制」と呼んだ。

(2) 同じく草深直臣は次のように規定している。

「オリンピックシズムとは、単にオリンピック至上主義を意味するのではなく、以上三つの特徴Ⅱ国民思想総動員、勝利至上主義、財政投資を兼ねそなえた、『オリンピック』という名を冠した社会構造変質体制を意味しているのである。その意味で、オリンピックシズムは一九六四年の東京オリンピック大会で消滅したのではな

員の士氣高揚策は自衛隊にとって大きな頭痛の種であった。こうした折りの東京オリンピックは自衛隊にとってはまさに「救いの神」であり、千載一遇のチャンスとされたのである。

(1) 林茂夫『自衛隊―その恐るべき実態―』汐文社、一九六七年、九五頁。

(2) 林茂夫『最新自衛隊学入門』二月社、一九七九年、一六七頁。

(3) 藤原彰『日本軍事史』日本評論社、一九八七年、一二二頁。

(4) 山田敬男『戦後日本史』学習の友社、一九七九年、二〇六頁。

二 スポーツ行政の経緯

スポーツ行政の長年の悲願であった文部省体育局の復活とスポーツ振興法の制定は東京オリンピック開催の準備過程で実現した。東京オリンピックの位置の重要さが分かるであろう。そればかりでなく、東京オリンピックは後に見るようにあらゆる点において、一大イベントであった。そしてスポーツ法制から見た場合、この第三期の中心に位置し、その前後をはっきりと区分けしている。

東京オリンピックは安保以降の、保守政治の不安定、高度経済成長、そして軍事的緊張の中に位置付けられた。それだけに単にスポーツのイベントに留まることなく、その影響は社会全体に波及した。政治経済の面のみならず、市民生活の面でも国際化時代に入るきっかけになったと言われている。それは表1にみるように、主要耐久消費財の普及状況からも明白であり、まさに東京オリンピックの影響は絶大であった。

さてこの時期のスポーツ行政の基本は前半と後半に二分される。前半は六四年東京オリンピックまでの選手養成中心、オリンピック施設建設、思想動員等の「オリンピック体制」⁽¹⁾、「オリンピックズム」⁽²⁾の確立である。

強化され、その軍事的性格も、「一次防」(一九五八―六〇)が「専守防衛」とすれば「二次防」は「積極的(攻撃的)防衛」そして「三次防」は「侵略的攻撃」の姿勢を明確にして、アメリカのアジア侵略の一翼に加わろうとしたのである。⁽¹⁾

こうした軍事力強化の背後には単にアメリカの要請ばかりではなく、日本資本の要請もまた強固なものであった。つまり「二次防」の兵器国産率は二〇%であったが、ベトナム特需を経た「三次防」では八〇%へと上昇したことから明白である。

さて、六二年二月にアメリカは南ベトナムに軍事援助指令部を設置したが、これ以後アメリカの兵力増強が始まった。六四年末にはトンキン湾事件直後、在ベトナム米兵は二三、三〇〇人であったが、一年後(北爆後)の六五年末には一八四、〇〇〇人となり、六九年末には五四三、〇〇〇にも膨れ上がっていた。韓国からは「国連軍」として、最高時では五万人以上が派遣されていた。こうした状況のもと、韓国の手薄に社会主義国が攻め入る事つまり第二次朝鮮戦争を前提として、それにどの様に対処するかという「三矢作戦」(一九六三年二月―六月)が、極秘のうちに防衛庁で計画されていた。これは第一―七動までの段階(相手方の攻撃)が想定されているが、その全過程で「間接侵略」対策つまり国内治安出動を一方の柱とした、国民抑圧機構の構築であった。⁽²⁾ その制度的な表現は六五年六月二二日の日韓条約の締結となって具体化された。この条約はそれまで長い間難航していたが、この時期に急激な展開を見せたのは、北爆開始(六五年二月)を始めたアメリカの強い要請によるものであった。⁽³⁾ こうして日米韓の軍事的一体化が形成された。⁽⁴⁾

こうしたアジア、特にベトナムを中心とする軍事情勢との関わりで日本の軍事力、すなわち自衛隊が強化されていたのである。この情況下、自衛隊の国民への浸透策、そして国民からは支持されない「日陰者」ゆえに低迷する隊

それらへの国民の不満が、先に述べたように革新自治体の誕生をはじめとする政治革新のエネルギーとなったが、これらに対抗し地域を新たに再現すべきコミュニティ政策が六九年以降提起された。

ところでこうした経済的過程の中で、財界からスポーツがはつきりと位置付けられるようになるのもこの第三期の特徴である。六〇年代初頭は変化する産業構造に対応できる労働力形成の手段として、そして東京オリンピックでは内需拡大策として、六〇年代末からは自ら破壊した地域の再編の手段として、スポーツは大きくクローズアップされてきたのである。

(1) 宮本憲一『地域開発はこれでよいか』岩波新書、一八七三年、四八頁。

(2) 伊藤正直『高度成長から「経済大国」へ』岩波ブックレット、一九八八年二月、四〇頁。

(3) 宮本憲一『社会資本論』有斐閣、一九六七年。

(4) 渡辺治『豊かな社会』日本の構造『労働旬報社』、一九九〇年四月。乾彰夫『日本の教育と企業社会』大月書店、一九九〇年二月。

軍事的背景

一九六〇年の安保改定により、日米軍事共同作戦の強化が計られた。六一年以降のケネディ路線は、大きな社会主義国とは「なかくよく」してその手を縛り、小さな社会主義国を狙う各個撃破政策を推進した。その中心はベトナム侵略であった。そしてアメリカに従属した日本のこの第三期における軍事上の主要な特徴は、このベトナム戦争への荷担と同時に、ベトナムへの「国連軍」としての派遣で手薄になった韓国の「防衛」を巡る日韓条約の締結、そして沖縄返還問題である。この間、自衛隊は「二次防」（一九六二～六六）と「三次防」（一九六七～七二）によって急速に

期待は、競技そのものではなく関連施設建設をめぐる膨大な内需拡大、あるいは都市改造計画の絶好の機会とすることであつた。

六五年の不況を経験するが、ベトナム特需によって再び好況を呈した。六六―七〇年は「いざなぎ景気」といわれ、高度経済成長の終末期を形成する。六九年四月には「新全国総合開発計画」が策定され、地域開発政策はそれまでの地域開発から国土開発ヘトーンアップした。⁽¹⁾

七〇年に入ると一〇年続いてきた増益決算が減益決算に転じ、翌七一年にはアメリカがベトナム戦争の矛盾からドル危機に陥り、日本においても株式大暴落、中小企業倒産、公定歩合引き下げ、物価高騰等が起きた。七三、四年には第四次中東戦争によるオイルショック、「狂乱物価」のインフレーション、そして七四年には戦後初のGNPマイナス成長を記録した。⁽²⁾

しかしこの不況下、七二年七月に誕生した田中内閣は「日本列島改造計画」を打ち出し、六〇年代の高度成長路線を踏襲しようとした。これにより各地の地価高騰やインフレ、物価上昇を招いたが、こうした産業基盤重視、国民の生活基盤軽視の公共投資政策の、⁽³⁾ いわば曲がりなりにもその一角にスポーツ施設建設が位置付けられることになった。さて、この高度経済成長長期は日本の支配構造の上でも大きな転換点であつた。大企業における労務管理政策、つまり機械化へという産業構造にともなつて、これまでの職場における徒弟的関係から能力主義的な労務管理、競争主義的価値観への転換が主流を占めて行つた。それらは中小企業には当然として、学校教育にも「能力主義」「受験競争」として浸透し、日本社会全体を企業社会とせしめた。⁽⁴⁾ こうした勤労者の管理政策は、職場内にあつては労働災害の激化、労働組合の懐柔などがあり、職場外にあつては公害の放置、地域住民の健康の破壊、地場産業の衰退、環境を含む地域破壊であつた。

沖縄は戦後アメリカの施政権のもと、つまり他民族の支配下に置かれていた。しかもベトナム戦争の激化のなかで、その基地機能の重要性はいっそう増していた。と同時に国民、沖縄県民の沖縄返還要求運動は高揚し、ついに七二年五月に復帰を実現した。

一方、産業重視、国民生活無視の高度経済成長の矛盾が、六〇年代半ばに噴出した。そうした政治への不満の声は、六七年四月の一斉地方選挙における革新都知事の誕生をはじめとして、全国の自治体に革新首長を誕生させた。

こうした国民、地域住民の諸運動の高揚は、権利意識の深化をもたらし、つまり憲法二五条の国民として健康に、文化的に暮らす権利の諸側面での前進であった。例えば、日照権、健康権、社会福祉権、そして国民の教育権（一九七〇年七月の家永教科書裁判における杉本判决）等のいわゆる「新しい人権」の発展である。そしてそうした背景と関連しつつスポーツ権論も七二年以降、活発化して行く。

（一）石田博英「保守政党のビジョン」『中央公論』一九六三年一月号。

経済的背景

池田内閣は六〇年十二月、「国民所得倍增計画」を閣議決定した。これは五〇年代中頃以降の重化学工業化の高度成長を継承するものであった。その地域政策が六二年の「全国総合開発計画」であり、百万都市構想、拠点開発によるコンビナートの建設であった。三重県四日市市は五〇年代末から石油化学工業の中心地として位置付けられたが、直後から「四日市喘息」を発生させ、全国への悪しき見本を呈した。六三〇四年には、三島・沼津・清水二市一町のコンビナート誘致反対運動に始まる公害反対運動が全国に波及した。

日本経済は六三〇四年にはオリンピック特需を迎えた。後に詳しく見るように、東京オリンピックに対する財界の

史上未曾有のものであった。これにより岸内閣は崩壊し、七月には池田内閣が誕生した。岸内閣の強行路線に対して、池田内閣は「丁重路線」を歩むことになる。これは安保闘争で示された国民の力を必要以上に刺激せず、さらには懐柔することを基本路線としたからであった。

一方アメリカでは六一年一月にケネディ政権が誕生し、その四月ライシャワー駐日大使が赴任した。その後ケネディ＝ライシャワー路線といわれる「柔軟路線」により、労組をはじめとして多くの文化人がいわゆる親米派として取り込まれた。

しかし、五〇年代以降の産業構造の変化により国民の階層構成も大きく変化し、六〇年には労働者の比率が初めて五〇%を越えた。それに伴い、国民の革新化に対する保守政党の危機感もまた高まっていた。⁽¹⁾

こうした中での東京オリンピック（一九六四年一〇月）は保守政党にとって、国民から安保を忘れさせ、政治の危機を回避させ、日本の大国意識の高揚を図り、新たな統合を図るうえで格好のイベントであった。

オリンピック直後の一月に誕生した佐藤内閣は、政権交替の七二年七月までの間、高度経済成長に支えられ、対外的にはアメリカのベトナム戦争へ出兵以外のすべてにわたって荷担した。つまり六四年八月にはトンキン湾事件をフレイムアップしたアメリカは翌六五年二月からは「北爆」を開始し、ベトナム戦争へと深入りしていった。その影響は日本にも色濃く現れ、六四年一月にはアメリカの原子力潜水艦が初めて寄港した。こうしたアジア情勢の逼迫に伴い、国内では第二の朝鮮戦争を想定した自衛隊の「三矢作戦」（一九六三年二月六月）他の極秘作戦の進行や、益々ベトナムに深入りする米軍や韓国軍の援助を目的とする日韓条約の締結（一九六五年六月）等、そして六八年七月のニクソン・ドクトリン（アジア人をしてアジア人と戦わしめよ）による、ベトナム戦争肩代わりの増加へと進行了た。

第四章 戦後日本スポーツ体制の確立と法制——第三期（一九六一年六月—一九七二年一

二月）。オリンピック体制の確立、スポーツ運動の台頭等。スポーツ振興法の成立（一九六一年六月）から保健体育審議会答申（一九七二年二月）まで

この時期の特徴を「戦後日本スポーツ体制の確立」としたのは、それまでのスポーツが文部省を中心とする狭い範囲での関心でしかなかったものが政治、経済、軍事、イデオロギー等の諸側面において大きく位置付けられ始めたこと、更に東京オリンピックを中心とするスポーツ行政に対抗して国民の側からスポーツ運動が起こり始めたこと、そしてスポーツ施設建設への必要性があらゆる側面から自覚されたこと等、その後の日本スポーツの基本構造を形成した時期であるからである。

一 政治・経済・軍事的背景

政治的背景

一九六〇年六月の日米安全保障条約の改定は国会での強行採決により成立したが、反対する国民運動の高まりは歴

「スポーツ基本法」の研究（Ⅱ）

戦後スポーツの行政と法（2）

内 海 和 雄

目 次

第一章 課題設定

第二章 敗戦後のスポーツ行政と法（第一期）

第三章 スポーツ振興法の制定へ（第二期）

（以上は前号掲載）

第四章 戦後日本スポーツ体制の確立と法制（第三期）

一 政治・経済・軍事的背景

二 スポーツ行政の経緯

1 オリンピック行政の形成

2 東京オリンピック

3 保健体育審議会答申（七二年）

三 日本体育協会他

1 日本体育協会

四 自衛隊とスポーツ

2 日本レクリエーション協会

1 自衛隊の創設と基本性格

2 自衛隊とスポーツ

3 自衛隊体育学校

4 自衛隊と東京オリンピック

五 スポーツ運動の台頭

1 日本勤労者山岳連盟

2 新日本体育連盟

3 日本労働者スポーツ協会